

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年6月30日
【会計年度（又は事業年度）】	自 2024年1月1日 至 2024年12月31日
【発行者の名称】	オーストリア輸出銀行 (Oesterreichische Kontrollbank Aktiengesellschaft)
【代表者の役職氏名】	執行取締役 (Member of the Board of Executive Directors) Angelika Sommer-Hemetsberger 執行取締役 (Member of the Board of Executive Directors) Helmut Bernkopf
【事務連絡者氏名】	弁護士 松添 聖史 弁護士 渡邊 大貴
【住所】	東京都港区六本木一丁目9番10号 アークヒルズ仙石山森タワー ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）
【電話番号】	(03) 6271-9900
【縦覧に供する場所】	該当なし

- 注(1) 本有価証券報告書中、別段の記載がない限り、「ユーロ」と表示されるすべての金額は欧州通貨統合参加国の単一通貨を意味する。2025年6月19日現在、東京の主要銀行により公表された対顧客電信直物売買相場の仲値は、1ユーロにつき166.34円であった。
- (2) オーストリア輸出銀行 (OESTERREICHISCHE KONTROLLBANK AKTIENGESELLSCHAFT) 及びオーストリア共和国の会計年度は暦年である。
- (3) 本有価証券報告書中の表で計数が四捨五入されている場合、合計は計数の総和と必ずしも一致しないことがある。
- (4) オーストリア統計局 (STATISTIK AUSTRIA)、WDS-WIFO (オーストリア経済調査研究所) データシステム及び連邦大蔵省は定期的にデータの修正・改訂を行っており、しばしば過去のデータにまで遡って小さな修正・改訂がなされることがある。ある程度の期間をおかないと正確なデータを入手できない情報もある。従って、本有価証券報告書中の数値が、昨年ないしそれ以前の報告書に記載された数値と異なることもありうる。

第1【募集（売出）債券の状況】

該当事項なし

第2【外国為替相場の推移】

（1）【最近5年間の会計年度（又は事業年度）別為替相場の推移】

該当なし

（2）【当会計年度（又は事業年度）中最近6月間の月別為替相場の推移】

該当なし

（3）【最近日の為替相場】

該当なし

第3【発行者の概況】

1【発行者が国である場合】

該当事項なし。

2【発行者が地方公共団体である場合】

該当事項なし。

3【発行者が国際機関又は政府関係機関等である場合】

(1)【設立】

① 設立の背景、設立年月日

オーストリア輸出銀行（Oesterreichische Kontrollbank Aktiengesellschaft）（以下「当銀行」、「OeKB」、「輸出銀行」又は「オーストリア輸出銀行」という。）は、1946年に設立されたオーストリアの銀行法人である。当銀行は、オーストリア経済において、通常の商業銀行業務に属さない一定の専門業務を提供することを目的として設立された。当銀行の発行済株式は、オーストリアの主力銀行によって保有されている。当銀行の主たる事務所の所在地は、オーストリア、ウィーン市A-1010、アム・ホフ4である。

② 目的、沿革、法律上の地位

当銀行は、1950年にオーストリア共和国（以下「オーストリア」又は「共和国」という。）の輸出金融と輸出振興に関する業務を開始した。1964年に輸出振興法（同法は、1981年6月1日に1981年輸出保証法（以下「輸出保証法」という。）に置き換えられ、その後も改正が行われている。）が制定されて以来、当銀行は、オーストリアの輸出取引にかかる商業上、政治上及び外国為替上のリスクを補償するために、同法に基づいて共和国が発行する保証（輸出保証）の運用にあたる共和国の総代理人を務めている。当銀行はまた、オーストリアの銀行及び輸出保証法に基づいて共和国が返済を保証した輸出取引を行う外国の輸入業者向けの中長期金融も営んでいる。輸出貸付業務にかかる当銀行の外貨建借入金、元利金もしくは外国為替リスク又はその双方に関して、1981年輸出金融保証法（以下「輸出金融保証法」という。）に基づいて共和国が実質的に全額保証している。本書において、輸出金融スキームの文脈での「借入金」とは、当銀行が輸出金融保証法第1条第1項に従い行う信用（債券発行、借入れ、信用及びその他の債務）を意味する。当銀行のその他金融業務としては、国内債券発行（特に共和国による債券募集）の引受及び管理業務などがある。当銀行とウィーン証券取引所との合併企業であるセントラル・カウンターパーティ・オーストリア（CCP.A.）が、ウィーン証券取引所の清算システムを運営する。2015年9月12日以降、当銀行の子会社であるOeKB CSD GmbH（OeKB CSD）は、以前は当銀行が50年間にわたり運営してきたオーストリアの中央証券保管振替機関（Wertpapiersammelbank）の業務を行っている。規制上の要件により当銀行からOeKB CSDに当該業務が移管された。OeKB CSDは有限責任会社であり、オーストリア証券保管法に基づき、中央証券保管振替機関として行為する。当銀行は、一般公衆からの預金受入業務や、一般向け貸付、その他の商業銀行業務を営んでいない。2008年、当銀行は共和国を代理し、開発途上国の民間産業を確立する手助けのために、オーストリア・アントヴィックルングスバンクAGを設立した。2019年、当銀行は、観光分野への融資と投資促進のための特別目的銀行であるÖsterreichische Hotel- und Tourismusbank Gesellschaft m.b.H.（ÖHT）の株式の68.75%を取得した。

③ 特権

1. 1993年オーストリア銀行法（改正済）による免除特権

第3条1-(7)により、当銀行は輸出金融に関連する事業活動に関して、EUの自己資本比率規制（CRR）2013/575/EU及び第39条3及び4から免除されている。

2. 免税措置

オーストリア国税局の通達により、当銀行は輸出金融によって得た利益の一部を一定の条件の下に金利平準化のための特別準備金として積立てることができるが、この特別準備金への毎年の利益の割当には、その大半は法人税及び貿易税が課せられない。この特別準備金自体が総資産課税額と相続税相当額を減らすことになる。（訳者注—法人の財産に対しては、それが将来も相続税の課税を受けることがないという理由から、毎年税金が徴収されている。）

④ 日本との関係
 なし。

(2) 【資本構成】

① 資本勘定表

2024年12月31日現在の資本の状況は以下のとおりである。

(単位：1,000ユーロ) ⁽¹⁾

長期債務 ⁽²⁾	
銀行からの預金	408,702
顧客からの預金	0
発行済債券	16,165,998
長期債務合計	16,574,700
株主資本	941,246
長期資本合計	17,515,946
短期債務	
銀行への支払債務	549,081
顧客への支払債務	1,083,502
発行済債券	12,678,907
短期資本合計	14,311,490
資本勘定計	31,827,436

注(1) この表に挙げられた項目は0eKBグループの連結財務書類から抜粋されている。0eKBの連結財務書類は、EUが採択した国際財務報告基準（IFRS）並びにUGB（オーストリア商法）第245a条及びBWG（オーストリア銀行法）第59a条に基づく追加要件に従って作成されている。

(2) 貸借対照表日から満期まで5年以上の残存期間を持つ債務を指す。当銀行は2025年1月1日から2025年6月30日までに以下の公募を完了した。

2029年10月22日満期4.500%利付保証付債券5億英ポンド

2030年1月24日満期4.500%利付保証付債券12億5,000米ドル

2028年5月28日満期4.000%利付保証付債券15億米ドル

② 株主

2024年12月31日現在、当銀行の株主資本は、総額1億3,000万ユーロの無額面普通株式880,000株からなる。当銀行株主の持株比率は次のとおりである。

株主の名称	持株比率
CABETホールディングGmbH、ウィーン (ユニクレディット・バンク・オーストリア・グループ)	24.750%
ユニクレディット・バンク・オーストリアAG、ウィーン	16.140%
エアステ・バンク・デア・ウステルライヒシェン・シュペーカッセンAG、 ウィーン	12.890%
シェーラーバンク・アクティエンゲゼルシャフト、ウィーン	8.260%
AVZ・GmbH、ウィーン	8.250%
ライフアイゼン・バンク・インターナショナル・アクティエンゲゼルシャフト、 ウィーン	8.120%
P.S.K. ベタイリグングスフェアバルトウングGmbH、ウィーン	5.090%
ライフアイゼン0eKBベタイリグングスゲゼルシャフトmbH(ライフアイゼン・ グループ)、ウィーン	5.000%
オーバーバンクAG、リンツ	3.889%
ベタイリグングスホールディング5000GmbH、インスブルック	3.055%
BKSバンクAG、クラゲンフルト	3.055%
フォルクスバンク・ウィーンAG、ウィーン	1.500%
	100.000%

当銀行の取引の大部分が、当銀行の株主及びその関連会社、並びに当銀行の監事会又は執行取締役会の構成員が取締役あるいは役員などを務める様々な機関との間で行われている。当銀行は自行がその株主、また他のオーストリアの銀行や信用機関に対し、競合関係にあるとは考えておらず、さらに基本的に、株主との協議なしで新たな取引を始めることはない。ただし、株主に対し特別な優遇を与えることはしない。(下記「(4) 業務の概況」を参照のこと。)

(3) 【組織】

① 執行取締役会

当銀行の業務の運営に当たるのは執行取締役会で、執行取締役会の構成員は、5年を超えない任期で監事会が任命する。2024年12月31日現在、執行取締役会構成員の氏名と役職名は次のとおりであった。

氏名	主たる役職
アンゲリカ・ゾマー - ヘメツベルガー	執行取締役
ヘルムート・ベルンコプフ	執行取締役

② オーストリア政府の代表

1993年オーストリア銀行法(改正済)(Bankwesengesetz)によれば、共和国の大蔵大臣は、当銀行を含むほとんどの銀行について、政府査察官1名及び政府副査察官1名を任命しなければならない。政府正副査察官は、当銀行の株主総会及び監事会に参加する資格を有し、共和国の法令に違反する決議があったと認めるときは、異議を申し立てなければならない。そのような異議申し立てがあったときは、その決議の合法性について金融市場当局の決定があるまで、その決議は効力を停止される。また、輸出金融保証法によれば、大蔵大臣は、同法に基づいて共和国が負う保証に関して共和国の利益を擁護する責任を負う代表1名と副代表1名を任命する権限がある。これらの代表に与えられた権限は、当銀行の一切の帳簿・記録を検査すること、及び輸出金融保証法に基づく共和国の保証の対象となる当銀行の借入金に関して当銀行の行う一切の審議に議決権なしで参加することである。

上記の法に基づく2024年12月31日現在の政府正副査察官／代表の氏名と地位は次のとおりである。

ハラルド・ヴァイグライン

政府査察官／代表 …………… オーストリア連邦大蔵省第III（経済政策及び金融市場）局長

ヨハン・キナスト

政府副査察官／副代表…………… オーストリア連邦大蔵省第III/8（輸出保証及び債務繰延）部長

③ 監事会

当銀行の監事会は、2024年12月31日現在、当銀行の株主が選任した次の構成員からなる。

氏名	主たる役職
ロバート・ザドラジール 議長	ユニクレディット・バンク・オーストリアAG、ウィーン ジェネラル・ディレクター兼執行取締役会会長
マリー・ヴァレリー・ブルナー 第一副議長	ライフアイゼン・バンク・インターナショナル・アクティエン ゲゼルシャフト、ウィーン 取締役兼執行取締役会メンバー
イリンカ・カイガナ 第二副議長	エアステ・バンク・デア・ウステルライヒシェン・シュパー カッセンAG、ウィーン チーフリスクオフィサー兼執行取締役会メンバー
ザビーネ・アプファルター	ライフアイゼン・バンク・インターナショナル・アクティエン ゲゼルシャフト、ウィーン 執行取締役会メンバー
ライナー・ボーンズ	フォルクスバンク・ウィーンAG、ウィーン 執行取締役会メンバー
マリー-アン・ヘイ	ユニクレディット・バンク・オーストリアAG、ウィーン ストラクチャード取引&輸出金融部門長
ディーター・ヘングル	シュラーバンク・アクティエンゲゼルシャフト、ウィーン 執行取締役会会長
マルクス・クリーグラ	エアステ・グループ・バンクAG、ウィーン グループコーポレート長
マリオン・クリステン	ユニクレディット・バンク・オーストリアAG、ウィーン STEF&EXIN長、マネージング・ディレクター
ヘルベルト・ピッチラー	Privatstiftung zur Verwaltung von Anteilsrechten、ウィー ン 執行取締役会メンバー
フリードリッヒ・シュパンドル	BAWAG P.S.K. バンク・フュア・アルバイト・ウント・ヴィルツ シャフト・ウント・オーストリア・ポストシュパーカッセAG、 ウィーン 法人組織、参加及び税務部門長
ヘルタ・シュトックパウアー	BKSバンクAG、クラーゲンフルト 執行取締役会メンバー
ハンス・ウンテルドーファー	エアステ・バンク、ウィーン チーフコーポレートオフィサー
ジャンニ・ヴコビツ	ユニクレディット・バンク・オーストリアAG、ウィーン 法務ガバナンス及びデジタリゼーション部門長
ロバート・ヴィーゼルマイヤー	カード・コンプリート・サービス・バンクAG、ウィーン 執行取締役会メンバー

また、オーストリアの法律によれば、監事会には、当銀行の従業員総会が選任した従業員代表を任期4年で参加させる必要がある。従業員代表は、監事会の会合で事実上すべての協議事項について議決権を有する。2024年12月31日現在の監事会従業員代表の氏名は次のとおりである。マルティン・クルール、クリスティーナ・シャダウ

アー、ソフィー・クレメンテ-パルマ、エリザベス・ハリー、クリストフ・セパー、マルクス・ティチ及びエヴリン・ウルリッチ-ヘル。

当銀行の経営状態・財務状態については、監事会が株主に報告し意見を述べる。執行取締役会による一定の取引（当銀行による一定額を超える借入及び貸付を含む。）の授権については、監事会の承認を得る必要がある。なお、当銀行の借入業務と貸付業務に関しては、監事会は現在以下の3人で構成される執行委員会に対して権限を委譲している。

ロバート・ザドラジール	監事会議長
ザビーネ・アプファルター	監事会メンバー
マルティン・クルール	監事会従業員代表

（４）【業務の概況】

① 輸出業務

共和国の輸出保証制度の運用

輸出保証法に従い、当銀行は輸出保証の運用について共和国の総代理人を務めている。当銀行自身が輸出保証の受益者である場合を除き、当銀行が輸出保証の発行申請の信用分析を処理し、実行する。輸出保証はすべて共和国の認可を受ける必要があり、当銀行は共和国に代わってその発行と管理を行っている。2024年中、当銀行は共和国の代理人として総額56億ユーロの輸出取引を対象とした943件の輸出保証を発行し、2024年12月31日現在、輸出保証の対象であるすべての輸出取引の総額は291億ユーロであった。2022年12月に、輸出保証法の効力が2027年12月31日まで延長された。その時点で輸出保証法に基づき既に発行された保証は、期限満了により将来影響を受けない。

輸出保証法に基づき、オーストリア政府は、欧州経済地域内で適切な銀行免許を有する他の金融機関が、共和国の輸出保証管理の総代理人になるために当銀行と競う資格の取得手続きを開始できる。かかる場合、

- ・規定された調達手続きに従い代理契約を与えられた他の機関がない場合は、当銀行は共和国の総代理人であり続ける。
- ・オーストリア政府は、新しい代理契約を入札金融機関（当銀行を含む。）の1つに与えるために調達手続きを開始する少なくとも2年前には当銀行にその旨通知することを求められている。
- ・新代理人が任命される場合、その時に未決定の輸出保証及び輸出金融取引は当銀行が引き続き管理し、必要な資金を調達する信用業務は引き続き共和国により保証される。

2024年12月31日現在、輸出保証法の規定によると、発行済み輸出保証に基づく共和国の債務限度額は400億ユーロであり、共和国の債務総額は291億ユーロ、すなわち72.7%であった。使用状況を算定するにあたっては、保証に基づく発行済基本額（保証限度額マイナス最低保有率）及び為替手形保証による要求払い保証の場合において届出られる必要融資総額を算入しなければならない。

2008年、輸出保証法の改正に基づき、オーストリア開発銀行（以下「開発銀行」という。）が設立された。開発銀行は、発展途上国に対する民間産業の創設を目的とした資本参加、ローンその他財務手段の付与及び支援の供与（連邦大蔵省に従い計画される。）をその任務とする。開発銀行は当銀行の完全子会社であり、その取締役会は当銀行の経験豊富な2名の職員により構成される。

なお、当銀行は、67ヵ国の輸出信用・投資保険業者86社で構成するベルン・ユニオン（国際輸出信用投資保険連合）に加盟している。

輸出保証の対象になるリスク

共和国が輸出保証法に基づき引受ける債務は、外国の契約相手方による正当な契約履行のための保証、又はその割引手取金が輸出保証取引に適用される為替手形保証による保証の形をとる。輸出保証スキームは12種類の保証から構成される。最も重要なものは、タイド（ひもつき）財政信用を対象とした保証であり、これは2024年12月31日現在発行済保証総額の16.0%、46億ユーロを占めた。

その他の重要な輸出保証は、売掛債権の取得を対象とした保証（2024年12月31日現在の発行済保証総額の3.7%、11億ユーロ）及び直接供与及びサービスを対象とした保証（2024年12月31日現在の発行済保証総額の7.1%、21億ユーロ）である。

輸出保証による支払い

輸出保証法に基づく1981年大蔵大臣規則（以下「大蔵大臣規則」という。）によれば、輸出保証に基づいて共和国に生じた請求権は、その債務の認識時に（期限到来済みの請求権及びオーストリアが債務を認識した後に満期が到来する請求権共に）根拠となる契約に定める支払日程に従い、オーストリアが支払うことになっている。また、大蔵大臣規則はまた、輸出保証に基づくオーストリアに対する支払日程の短縮を規定する。大蔵大臣規則は、主にか

かる保証の発行に関連する詐欺若しくは虚偽表示又は保証条件の不履行に相当する事由など一定の条件下において、オーストリアに輸出保証に基づく債務を拒絶することを認める。

2024年中、オーストリアは保証人として、2億1,000万ユーロ（2023年：1億2,500万ユーロ）の請求総額を支払い、他方回収額は合計400万ユーロ（2023年：5,100万ユーロ）であった。

当銀行の輸出貸付金融業務

当銀行は、共和国の総代理人として輸出保証法に基づく輸出保証プログラムの運用に当たる一方で、当銀行の株主各行を含む銀行に対し、これらの銀行が自ら輸出貸付を行えるよう、貸付（以下「リファイナンス・ローン」という。）を行っている。

輸出貸付額と貸付約定額

次表は、タイド・ローンの借換え及び外国投資の元本金額について、過去3年間の各年の12月31日現在の残高を示したものである。

	(単位：10億ユーロ)		
	2022年	2023年	2024年
タイド・ローン	2.91	2.70	2.75
売掛債権の取得	0.06	0.07	0.07
avalによる保証	17.13	17.17	17.09
その他リファイナンス契約	2.03	2.09	2.32
ローン合計	22.13	22.03	22.23

2024年12月31日現在のリファイナンス・ローン残高のうち79億6,000万ユーロは、当銀行の直接又は間接株主であるオーストリアの主要銀行に対するものである。

このほか、当銀行が輸出貸付として将来貸し出す契約を結んでいる貸付約定分がある。2024年12月31日現在、当銀行が約定した輸出貸付の未支出残高は30億ユーロで、次表のように引出されていく予定である。

12月31日まで	(単位：百万ユーロ)
2025年	2,536
2026年	293
2027年	192
2028年	10
	3,031

この未支出額は、借手の都合で全額又は一部が取り消されることがあるが、現在までのところそのような取消額はごく僅かである。納期や建設の遅れその他の理由で、この未支出額の引出時期の見通しは随時変更されることがある。

当銀行の輸出、輸出保証及び輸出金融スキーム
地域及び国グループ別
(単位：百万ユーロ)

地域／ 国グループ別	2024年輸出		2024年の保証 発行高 (契約)		2024年12月31日 現在の保証残高		2024年12月31日現在の 輸出貸付残高			
							約定額		実行額	
	(%)		(%)		(%)		(%)		(%)	
ヨーロッパ (トルコ及び 旧ソ連を含む)			626	11.2	2,455	8.4	1,999	8.0	1,787	8.0
北アメリカ			5	0.1	235	0.8	101	0.4	78	0.4
ラテンアメリカ			147	2.6	1,374	4.7	344	1.4	320	1.4
アジア			687	12.3	3,451	11.9	2,327	9.3	2,182	9.8
オーストラリア、 オセアニア			14	0.2	80	0.3	-	-	-	-
アフリカ			48	0.9	1,184	4.1	760	3.0	722	3.2
包括保証 (CP)			0	0.0	0	0.0	53	0.2	53	0.2
保証合計			1,526	27.4	8,780	30.2	5,584	22.3	5,142	23.1
avalによる保証 (GA)			3,731	67.0	18,647	64.2	19,486	77.7	17,090	76.9
0eEB			314	5.6	1,638	5.6	-	-	-	-
計	191,004	100.0	5,571	100.0	29,066	100.0	25,070	100.0	22,232	100.0
その内 (CPとGAを除く)：										
OECD(1)			771	13.8	3,057	10.5	1,663	6.6	1,429	6.4
EU			559	10.0	1,061	3.7	1,297	5.2	1,092	4.9
発展途上国 (ヨーロッパ以外)			687	12.3	6,331	21.8	3,210	12.8	3,003	13.5
OPEC			17	0.3	265	0.9	541	2.2	464	2.1

注(1) 経済協力開発機構。

輸出貸付の融資条件

当銀行の輸出貸付はユーロ建てによるものがほとんどである。当銀行は、貸付のうち、輸出金融保証法に従い、輸出保証で全額担保されている、保険が付されている、又はその他担保されている金額まで融資を行う。リファイナンス・ローンについては、(1)それぞれ、銀行のその借手に対する権利及び銀行の当該リファイナンス・ローンを担保する輸出保証又は信用保険に基づく共和国又は信用保証者に対する権利又は銀行のその他適格な保証人に対する権利、並びに(2)オーストリアの輸出業者の外国の輸入業者に対する権利、が当銀行に譲渡される。外国の政府、政府機関又は金融機関に対してローンが直接行われない場合はほとんど、当該貸付については、輸出保証による直接の担保のほか、外国の政府、政府機関又は金融機関による保証がつく。

オーストリア輸出金融スキームは、Euriborに基づく変動金利貸付と固定金利貸付を提供する。利率は国際金融市場での0eKBの資金調達コストに基づき毎日定められる。利率はまた、支払い、並びに各貸付の償還期間による。2025年5月9日現在、1か月以内払いのユーロ建て5年満期一括償還貸付は、年率2.791%の固定金利率又は3か月物Euriborプラス66bpのマージンである。

一般に、消費財輸出に関するリファイナンスの償還期限は1年未満であり、重資本財又は大型プロジェクトの輸出に関するリファイナンスの償還期限は5年ないし10年である。特定の場合には発展途上国向け輸出に関係する緩やかな条件の貸付では、償還期限がこれより長期になることもある。

当銀行の輸出金融プログラムは、OECDの枠組の中で協議された「公的に支援される輸出信用についての取決め」に沿ったものである。

輸出貸付の資金源

当銀行の輸出貸付業務にかかわる主たる資金源は、共和国内外における借入金である。

輸出金融保証法では、輸出貸付を含めた輸出取引に融資するため当銀行が行った借入もしくはその借換えの元利金の支払について共和国の無条件の保証を付する権限が大蔵大臣に与えられている。また、外国通貨借入分については、当銀行は借入時点の為替相場で換算したユーロ建て元利金を超えて支払を行う必要がない旨を保証する権限が共和国に与えられている。輸出金融保証法によれば、共和国の保証が発行されるのは、その発行が効力を生じた後、輸出金融保証法に基づいてその時点で有効なすべての保証に基づく元本支払額に係る債務総額が400億ユーロを超えない場合に限る。この債務総額を算定するに当たっては、為替レート・リスクの観点から保証の対象になる元本残高のユーロ相当額の10%に相当する額が加算される。2024年12月31日現在輸出金融保証法に基づく共和国の債務残高の合計額は、275億ユーロであった。

当銀行の大部分の外貨建借入金に関する元利金の支払いは、輸出金融保証法に基づきオーストリアが保証している。オーストリアは当銀行による実質的にすべての外貨建借入に関連する外国為替リスクについて、当銀行を補償している。2024年12月31日現在、当銀行によるユーロ以外の通貨建借入金残高の合計額は247億ユーロであった。2024年12月31日現在、当銀行によるユーロ建借入金残高の合計額は、28億ユーロであった。

2022年12月、輸出金融保証法の有効期間が2027年12月31日まで延長された。同日以前に発行されたオーストリアの保証は、同法の失効により影響を受けない。

② 証券業務

国内資本市場業務

従来、当銀行は、オーストリア国債の入札代理人として行為してきた。入札手続き全体が、発行者と入札参加者との間の中立的仲介者である当銀行により管理されている。入札は当銀行が開発し維持する入札ソフトウェアを用いて電子的に遂行される。

さらに、当銀行はオーストリア国債の決済兼支払代理人として行為する。

資本市場法に基づく届出事務所

2019年資本市場法第23条に従い、当銀行は届出事務所の機能を委任されている。この職務において、当銀行はオーストリアで募集されるすべての証券及び投資の新発行の日程を運営する。さらに、証券、投資及びファンドの目論見書及び補足書類並びにファンドについての主要な投資家情報書類が、保護預かり及びそれらの詳細情報の提供の責任を有する届出事務所に提出及び保管されなければならない。加えて、当銀行はファンドの税務データを集め、資本利益税を計算し公表する。

当銀行はまた、公開取引される政府債の流通市場において安定化取引を行い、多数のこれら政府債につき主支払代理人を務める。

決済機関及び保管振替機能

2005年1月31日まで、当銀行はウィーン証券取引所のすべての取引につき決済機関の機能も果たしていた。2005年2月1日、OeKBはこれら業務を、当銀行とウィーン証券取引所との合併会社であるセントラル・カウンタート・オーストリアGmbHに譲渡した。当銀行は、オーストリアの銀行、国内ブローカー及び外国保管振替機関が保有するオーストリア有価証券の保管振替機関としての業務を行っている。2015年9月12日、証券保管振替にかかるEU規則に従うために、当銀行は保管振替業務を完全所有子会社にスピノフした。

エネルギー部門の中核センター

2001年に、OeKBはオーストリアのエネルギー市場の規制撤廃を利用して、新しい事業セグメントを発展させた。当銀行はエネルギー（電力）・バランス（市場参加者が予測に基づき締結した契約と、エネルギーの実際の消費/生産の差であり、市場参加者が生産又は消費しなければならない。）の分野で金融決済及びリスク管理の機能を果たす。2003年、当銀行はガス市場につき同様の機能を引受けた。これに基づき、OeKBはエネルギー部門全体の中核センターとして位置付けられるよう努力している。

③ その他業務

輸出関係以外の貸付業務

輸出関係以外の貸付高は、2024年12月31日現在約40万ユーロであった。これらの貸付のすべては、当銀行の従業員に対して行われた。

金融市場の操作

当銀行は、オーストリア金融市場におけるディーラーであり、当銀行が保有する利付要求払預金及び短期定期預金（当銀行の株主である銀行からの預金を含む。）を運用する。2024年中、当銀行のかかる口座の毎日決算残高の平均はおよそ7億2,000万ユーロであった。

仲介業務

当銀行は、場合によっては手数料制でオーストリアの他の銀行の仲介役を務めることがある（信託貸付金）。これは、当該銀行から貸付資金を受け取って、当該銀行の指定する借手に貸付を行うもので、この仲介業務は当該銀行と当銀行が与信リスクを分担する仕組みになっている。

情報サービス

さらに、「その他業務」セグメントには、主に事業会社、国内外の金融機関並びに科学研究機関を対象とした、世界の金融及び経済発展に関する調査研究、分析、又は要約を提供する当銀行の情報サービスを含む。

④ 日本との関係

輸出保証法に基づく輸出保証及び輸出保証法に基づきオーストリアがその返済を保証する輸出取引金融は、日本向け輸出にも適用され得るが、これまでの実績は多くない。

当銀行は日本の銀行数行とコルレス契約を締結している。

1981年10月以来、当銀行は元本額の総計が2,050億円にのぼるサムライ債を発行し、また売出し市場に関与している。

(5) 【経理の状況】

① 財務諸表

以下の財務諸表は、もとはドイツ語で作成されたオーストリア輸出銀行グループの連結財務書類の日本語訳である。オーストリア輸出銀行グループの連結財務書類は国際会計基準委員会（IASB）が採用及び公表した国際財務報告基準（IFRS）に従い作成されている。2005年に当銀行は初めてIFRSに従い連結財務書類を作成した。

オーストリア国内で公表される当銀行の財務書類は、独立したオーストリアの公認会計士であるDeloitte Audit Wirtschaftsprüfungs GmbH（「デロイト」）により、オーストリアの一般会計基準に基づき監査を受けている。監査結果は公表されている当銀行の年次財務報告書に含まれる監査報告書において報告される。デロイトは、彼らの監査は何らの異議も起こさなかったという意味の無限定適正意見を表明している。デロイトの監査結果に基づいた意見によれば、連結財務書類は、EUが採用した国際財務報告基準（IFRS）並びにUGB（オーストリア商法）第245a条及びBWG（オーストリア銀行法）第59a条に基づく追加要件に従い、法的要件を遵守しており、2024年12月31日現在の当グループの財政状態、並びに2024年1月1日から12月31日の1年間の財務実績及びキャッシュフローについて、真正かつ適切な見解を与えている。当銀行の財務書類及び連結財務書類は、ウィーン市1030、マルクサーガッセ1a所在のウィーン商事裁判所における商業登記に登録番号「FN 85749b」で提出され、また2025年4月に「ウィーン新聞」に公告された。

当銀行の連結財務書類に適用される会計・報告原則は「連結財務書類注記」に記載されている。

オーストリア輸出銀行グループ2024年連結財務書類

付随の注記は、本年度の包括利益計算書、貸借対照表、連結株主資本変動表及びキャッシュフロー計算書の不可欠な一部である。

0eKBグループ包括連結損益計算書

(単位：1,000ユーロ)	注記	2024年	2023年
利息収入、実効金利法を用いて計算		762,272	713,060
その他利息収入		202,733	159,782
利息収入		965,004	872,842
利息支払、実効金利法を用いて計算		(355,246)	(372,141)
その他利息支払		(475,760)	(376,953)
利息支払		(831,006)	(749,094)
純利息収入	6	133,999	123,748
手数料収入		72,415	67,480
手数料支払		(24,223)	(24,273)
手数料収支	7	48,193	43,206
信用リスク引当金純額	8	(280)	682
金融商品の純損益、損益を通じて公正価値で測定	9	343	(1,016)
金融商品の認識中止による純損益、損益を通じて公正価値で測定されないもの	10	(4)	(3)
その他非連結会社への投資からの当期収入	11	3,359	2,569
持分法投資損益の持分割合（税引後）	20	5,550	11,137
一般管理費	12	(111,621)	(104,615)
その他営業収入		9,220	8,215
その他営業費用		(2,939)	(3,051)
その他営業収支	13	6,281	5,164
税引前利益		85,819	80,872
所得税	14	(18,323)	(16,842)
当期純利益		67,496	64,029
親会社の株主に帰属		65,706	62,386
非支配持分に帰属		1,791	1,643

その他包括利益/(損失)及び包括利益/(損失) 合計

(単位:1,000ユーロ)	注記	2024年	2023年
損益計算書に将来再分類されない項目			
確定給付制度の保険数理利益/損失	24	3,089	(13,296)
持分法投資－その他包括利益（純額）の持分割合	20	12	(415)
その他非連結会社への投資の公正価値(FVOCI)測定による純損益		(826)	1,712
税効果	14	(508)	2,796
税引後その他包括利益		1,767	(9,204)
包括利益/(損失) 合計			
親会社の株主に帰属		69,263	54,826
非支配持分に帰属		67,466	53,218
		1,797	1,607

1 株当たり利益

	2024年	2023年
親会社の株主に帰属する当期純利益（単位:1,000ユーロ）	65,706	62,386
平均発行済み株式数	880,000	880,000
1 株当たり利益（単位:ユーロ）	74.67	70.89

2024年12月31日現在、前年と同様に、行使可能な転換権又はオプションの権利は発行されていない。希薄化1株当たり利益は希薄化前1株当たり利益に対応する（注記2を参照のこと。）。

0eKBグループ連結貸借対照表

資産

(単位：1,000ユーロ)	注記	2024年12月31日	2023年12月31日
現金及び現金同等物	16	939,737	497,877
銀行貸付	17	20,801,429	21,918,340
顧客貸付	17	2,243,855	2,282,332
その他金融資産	18	2,679,490	2,606,100
デリバティブ金融商品	19	890,020	463,801
AFFG第1(2b)条に基づく保証	19	6,912,883	7,117,500
持分法投資	20	72,544	73,592
固定資産及び無形資産	21	24,532	24,789
当期税金資産		-	663
繰延税金資産	25	53,434	46,539
その他資産		11,177	11,398
貸借対照表合計		34,629,102	35,042,931

負債及び資本

(単位：1,000ユーロ)	注記	2024年12月31日	2023年12月31日
銀行からの預金	22	957,783	1,139,829
顧客からの預金	22	1,083,502	1,134,417
発行済み債務証券	23	28,844,905	28,008,847
デリバティブ金融商品	19	972,025	2,148,639
引当金	24	122,899	129,647
当期税金債務		10,313	8,423
その他債務	26	45,835	51,718
EFS金利安定化引当金	27	1,650,594	1,499,465
親会社の所有者に帰属する株主資本		922,771	903,705
非支配持分に帰属		18,476	18,241
株主資本合計	28	941,246	921,946
貸借対照表合計		34,629,102	35,042,931

0eKBグループ連結株主資本変動表

下表の払込済資本及び資本準備金の金額は、オーストリア輸出銀行の財務書類に報告された金額と同額である。

株主資本に関する詳細な情報は、注記28に記載する。

2024年連結株主資本変動表

(単位： 1,000ユーロ)	注	払込済 資本	資本 準備金	留保利益	IAS19 準備金	FVOCI 準備金	親会社株主 に帰属する 株主資本	非支配 持分	株主資本 合計
2024年1月1日現在	28	130,000	3,347	776,134	(26,519)	20,744	903,706	18,241	921,946
当期純利益		-	-	65,706	-	-	65,706	1,791	67,196
その他包括利益/（損失）		-	-	-	2,386	(626)	1,761	6	1,767
包括利益/(損失)合計		-	-	65,706	2,386	(626)	67,466	1,797	69,263
配当支払い	28	-	-	(48,400)	-	-	(48,400)	(1,562)	(49,963)
2024年12月31日現在		130,000	3,347	793,439	(24,133)	20,119	992,771	18,476	941,246

2023年連結株主資本変動表

(単位： 1,000ユーロ)	注	払込済 資本	資本 準備金	留保利益	IAS19 準備金	FVOCI 準備金	親会社株主 に帰属する 株主資本	非支配 持分	株主資本 合計
2023年1月1日現在	28	130,000	3,347	746,466	(16,032)	19,425	883,207	17,415	900,620
当期純利益		-	-	62,386	-	-	62,386	1,643	64,029
その他包括利益/（損失）		-	-	-	(10,488)	1,320	(9,168)	(36)	(9,204)
包括利益/（損失）合計		-	-	62,386	(10,488)	1,320	53,218	1,607	54,826
配当支払い	28	-	-	(32,718)	-	-	(32,718)	(781)	(33,499)
2023年12月31日現在		130,000	3,347	776,134	(26,519)	20,744	903,706	18,241	921,946

0eKBグループ連結キャッシュフロー表

(単位：1,000ユーロ)	注	2024年	2023年
税引前利益		85,819	80,872
利益に含まれる非現金項目及び利益を営業活動からの キャッシュフローと一致させる調整			
固定資産の減価償却	21	3,687	3,452
無形資産の償却	21	2,258	1,944
引当金の増減	24	5,412	23,197
貸倒引当金（ECL）の増減	8	897	535
EFS金利安定化引当金の増減	27	151,129	13,061
AFFG第1(2b)条に基づく保証の増減	19	204,617	(919,060)
EFSに割当てられない、損益を通じて公正価値で測定され る、その他金融資産の測定による未実現利益/損失	9	(217)	644
償却原価で測定された貸付の認識中止による純損益	10	4	3

持分法投資の損益の持分（税引後）	20	(5,550)	(11,137)
EFS(輸出金融スキーム)に割当てられない金融商品にかかる外貨変動による未実現利益/損失	9	126	372
その他非現金項目		(557,802)	(308,258)
非現金調整小計		(109,620)	(1,114,374)
非現金項目を調整後の営業活動の資産及び負債の変動			
償還による手取金：			
銀行貸付	17	21,059,245	23,045,872
顧客貸付	17	2,642,515	3,292,413
購入のための支払：			
銀行貸付	17	(19,900,549)	(23,703,808)
顧客貸付	17	(2,622,111)	(3,061,071)
手取金：			
銀行からの預金	22	4,915,454	5,342,458
顧客からの預金	22	2,548,994	2,291,710
発行済み債務証券	23	36,551,639	40,810,967
償還による払戻し：			
銀行からの預金	22	(4,981,913)	(5,156,406)
顧客からの預金	22	(2,599,926)	(2,397,579)
発行済み債務証券	23	(37,285,515)	(39,279,300)
リース債務	21	(1,018)	(391)
営業活動からのその他資産		(6,011)	(2,584)
営業活動からのその他負債		(3,994)	8,125
受取利息		1,075,844	921,272
支払利息		(718,678)	(729,117)
その他非連結会社への投資からの受取配当	11	3,359	2,569
持分法投資からの受取配当	20	6,610	5,200
所得税		(15,620)	(12,993)
営業活動からの純キャッシュ		558,706	262,963

(単位：1,000ユーロ)	注	2024年	2023年
償還及び処分による手取金：			
その他金融資産	18	471,050	379,364
その他金融資産-その他非連結会社	18	36	-
購入のための支払：			
その他金融資産-その他非連結会社	18	-	-
その他金融資産	18	(533,039)	(426,584)
固定資産及び無形資産	21	(4,930)	(3,907)
投資活動からの純キャッシュ		(66,883)	(51,128)
支払配当	28	(49,963)	(33,500)
財務活動からの純キャッシュ		(49,963)	(33,500)

0eKBグループ連結キャッシュフロー表

(単位：1,000ユーロ)	2024年12月31日	2023年12月31日
期首現在 現金及び現金同等物	497,877	319,542
営業活動からの純キャッシュ	558,706	262,963
投資活動からの純キャッシュ	(66,883)	(51,128)
財務活動からの純キャッシュ	(49,963)	(33,500)
期末現在 現金及び現金同等物	939,737	497,877

現金及び現金同等物に関する詳細並びにキャッシュフローの表示変更に関する追加情報は注記29及び注記1において説明する。

[次へ](#)

0eKBグループ連結財務書類注記

注記1 一般事項

オーストリア輸出銀行（以下「0eKB」という。）は、オーストリア、ウィーン1010、アムホフ4（1010 Vienna, Am Hof 4, Austria）に登録事務所を置く特殊目的の銀行であり、1946年に設立された。0eKBは、統一オーストリア商法（Uniform Commercial Code、以下「UGB」という。）第189a条第1項に基づく公益事業体である。

0eKBグループは、オーストリア輸出銀行、オーストリア・エントヴィックルングスバンクAG（0eEB）、0eKB CSD GmBH（0eKB CSD）、オーストリア・ホテル・ウント・ツーリズムバンク・ゲゼルシャフトm.b.H.

（Österreichische Hotel- und Tourismusbank Gesellschaft m.b.H.、以下「0eHT」という。）、CCPオーストリア・アプヴィックルングステル・フュア・ブーゼンゲシェフテGmbH（CCPA）及び0eKB EHベタイリグングス・ウント・マネージメントAG（アクレディア・フェアジハルングAG）で構成される。注記38「連結の範囲」も参照のこと。

0eKBグループのビジネスモデルは独特の性質を持つため、本連結財務書類のより良い理解に資する目的で、営業原則及び関連する法律上の規制を本項において説明する。

0eKBグループは、輸出産業、資本市場（エネルギー市場を含む。）及び観光経済向けのサービスを提供する、特別目的銀行のグループである。

0eKBグループのビジネスモデルは以下で構成される：

- ・輸出保証及び手形による保証
- ・輸出金融及びオーストリア共和国の開発銀行としての融資
- ・資本市場業務
- ・観光振興及び金融

輸出保証/手形による保証

この事業では、0eKBはオーストリア共和国の名において及びその勘定で代理人として行為する。0eKBは、保証申請の銀行固有の取扱い、保証契約の事務的及び技術的処理、並びに保証の請求からオーストリア共和国の権利を実行化することに責任がある。0eKBは代理人契約に基づき、このオフバランスシートの事業セグメントについて処理手数料を受領する。

法的根拠：輸出保証法（以下「AusfFG」という。）による責任

AusfFGに従い、連邦大蔵大臣は、2027年12月31日まで、外国取引相手による取引の適切な実行及びオーストリアの経常収支を直接もしくは間接的に改善する輸出企業の権利の実行のために、オーストリア共和国の名において保証を引き受ける権限を与えられている。これらの取引及び権利は海外のプロジェクト（特に環境保護、廃棄物処理及びインフラストラクチャーの諸分野）に関連し、国内外の会社によるその実現はオーストリアの利益である。AusfFG第7条に従い、保証手数料及びすべての支払債権は、連邦政府の代理人（0eKB）により徴収され、連邦政府の認可代理人に開設された連邦政府の定期的に入金される。AusfFG第8a条に従い、0eKBは新代理契約が終了するまでこれらの保証（輸出保証/avalによる保証）の処理に引続き責任を持つ。

0eKBは、これらの輸出保証の運営につき適切な手数料を得る資格がある（保証業務からの手数料収入として表示、注記7）。

オーストリア開発銀行の任務はAusfFG第9条に明記される。オーストリア・エントヴィックルングスバンクAGがこれらの責務を果たすことを委任されており、「開発協力法（以下「EZA-G」という。）」に記載のオーストリアの開発政策の目的及び原則に従う義務がある。0eEBの事業活動はまた、EZA-Gの規定を目的として、方向づけられる。

大企業向けのつなぎ保証（ABBAG-G第6a[2]条に関連する第2[2]7条）

0eKBは、COVID-19-Finanzierungsagentur des Bundes GmbH (COFAG)の代理人として、政府の190億ユーロのコロナ支援基金に基づき、大企業向けつなぎ保証の処理を扱った。コロナ支援基金は、オーストリア企業の存続を確保

するために連邦政府が制定したコロナ支援策の一部であった。コロナによる危機により深刻な流動性のボトルネックに陥っているオーストリア企業に迅速に資金を提供することがその目標であった。COFAGつなぎ保証は、コロナ支援基金から資金が供与された施策のひとつであった。流動性ギャップを埋めるために、諸銀行が会社に供与した一括返済融資ために発行された。オーストリア共和国からの保証が、融資額の90%を賄った。これらのつなぎ保証の運営のために適切な手数料が支払われる（注記7の保証業務からの手数料収入に記載されている）。2022年7月以降、新たなつなぎ保証を申請することができなくなっており、従ってこの商品は徐々に消えていく。

輸出金融スキーム（以下「EFS」という。）

0eKBグループは重要な事業セグメントにおいてオーストリア共和国の受託業者として行為する。オーストリア共和国はまた0eKB及びその債権者の保護のために幅広い保証も発行する。0eKBグループは、リテール以外の業務への従事又は預金の受け入れをしない。オーストリア共和国の代理人として、0eKBは銀行及び金融機関へ魅力的な条件でリファイナンス（貸付）を提供し、これらの金融機関はその後この資金を彼らの顧客に輸出ローンとして供与する（交付、買取り、投資金融及び輸出信用状の引受け、輸出向け国内投資への資金供与並びに国内の輸出業者のリース契約への資金供与）。

EFSの銀行貸付及び顧客貸付の大部分は、AusfFGに基づくオーストリア共和国の保証を特色とする。このために、0eKBグループは巨額の信用リスクにさらされず、EFSに関連してわずかな貸倒引当金しか設定する必要がない。これらの保証のために、請求はリファイナンス契約が締結された時点に依存する統一条件に従う。これらの統一的なリファイナンス金利は0eKBのウェブサイトにおいて公表され、0eKBのクレジットスプレッドから導かれる。さらに0eKBのクレジットスプレッドは、AEFG第1(2a)条に基づく債権者の保証により、オーストリア共和国のクレジットスプレッドに依存する。輸出金融保証法はまた、その他の保証及び保険契約に基づく輸出金融も許可する。

COVID-19による危機をオーストリア企業が克服するのを助けるために、オペレーティング融資が輸出銀行特別リファイナンス枠の形で、BMFと協調して輸出業者に拡大された。20億ユーロが割り当てられた当初予算は、需要が大きいため30億ユーロに増額された。この支援プログラムは現在期限切れとなった。これにより生み出された利益は、「純利息収入」（注記6）に認識されている。

ウクライナ戦争は、オーストリア企業にとり厳しい状況を生み出している。この武力紛争の影響を受けているオーストリアの輸出企業を支援するため、0eKBはBMFの要請により、輸出銀行リファイナンス枠（短期運転資金貸付）の補足する形で追加の信用ファシリティ（10億ユーロの融資枠）を提供した。これらの融資枠は現在、期間2年以内に限定されている。

このスキーム以外、0eKBグループは、観光金融に関連する及び開発銀行としての重要な貸付業務のみに従事し、従ってこれらの事業セグメントにおいてのみ、多額の利息収入を生み出す。すなわち、自己勘定投資によりもたらされる利息以外の0eKBグループの収入は、主に顧客に提供される業務の手数料によるものである。

輸出金融スキームに必要なリファイナンスの大半は、国際金融・資本市場において調達される。ここにおいては、0eKBは連邦政府が供与する保証のために、評判の高い認められた発行体である。為替レートリスクの大半は、これらの長期及び短期の債務証券に関連してのみ存在する。このリスクは、個別の取引ベースで、AFFG第1(2b)条に基づくオーストリア共和国の為替レート保証によりその大部分が担保されている。すなわち、0eKBグループはEFSからは重要な為替レートリスクを負わない。これらの為替レートのポジションの計算及び決済は、各個別の取引について連邦大蔵省（BMF）と合意して行われる。外貨の戦略は、継続的なポートフォリオ戦略の一部としてBMFと調整が行われる。場合により、取引は同じ通貨でリファイナンスが行われ、満期を迎える債務に適用される為替レートは直ちに新たに発行される債務に適用される。すべての関係者に対してこの受取勘定（債権）が重要性及び関連性を持つため、独立した項目として報告されている（AEFG第1[2b]条に基づく保証）。

法的根拠：取引の資金調達及び権利に関する連邦法（輸出金融保証法-以下「AFFG」という。）

AFFG第1条に従い、連邦大蔵大臣は2028年12月31日までオーストリア共和国の名において、AusfFG第5(1)条に基づく連邦政府の認可代理人（0eKB）により実行される貸付業務（債券、ローン、信用枠及びその他の債務）について保証を発行する権限を与えられている。

保証は、以下のために発行される。

- ・貸付業務に基づく債務を履行するための、連邦政府の認可代理人（0eKB）の債権者の利益（AFFG第1[2a]条）、
- ・貸付業務からの手取金がユーロでの資金調達に使用されている期間について、かかる貸付業務に基づく債務を履行するためのユーロと他通貨の特定の為替レートを保証する（為替リスク）ための、連邦政府の認可代理人（0eKB）の債権者の利益（AFFG第1[2b]条）。

AFFGに基づくオーストリア共和国による保証発行の手数料の条項は、輸出金融スキームにおいて未償還借入額に依拠する（最低）保証手数料を規定する。

EFS金利安定化引当金は、EFSの固有の目的及び関連するリスクに基づいており、AFFG（AusfFG第5[1]条に関連するAFFG第1[1]条を参照のこと）に基づく連邦政府の代理人としての認可の下で独立会計主体として維持されている。これは、計上利息（利息収入）からの剰余金及び公正価値でEFSの金融商品を測定したことによる純損益（金融商品の純損益、損益を通じて公正価値で測定）を含む。0eKBは1968年に連邦大蔵省によりEFSに基づき生み出される収益を別勘定で徴収し、かつ必要な場合EFSのファイナンスのためのみにこれを使用することを委任された。これはEFS金利安定化引当金の設定を通じて、かつ0eKBの監事会の毎年の決議を通じて、実施された。EFSに基づき生み出される収益は、現在及び将来においても株主には利用できず、経営陣がEFSの目的のみに使用することができる。この引当金は、EFSからの収益は0eKBには発生しないが、その代わり、リスク（AusfFGの第8a条に基づく代理契約が解除される場合の運営継続義務に関するものを含む。）をカバーするためにEFSに維持されるという事実を反映する。法人向け連邦税務当局（ウィーン）は、EFS金利安定化引当金がEFSのリファイナンス実効金利の引下げに使用される限りにおいて、これまでこれを控除可能な債務項目として、認識してきた。

連邦大蔵省と連携して、0eKBはEFS金利安定化引当金をその特異な性質のために独立した項目として報告することを決定した（注記27を参照のこと。）。

開発銀行としてのサービス

0eEBは、開発途上国及び新興国の人々の生活環境を改善するために、連邦大蔵省を代理して活動している。これらの活動の法的根拠は、主に輸出保証法に定義されている（「法的根拠」も参照のこと。輸出保証法[AusfFG]に従った責任）。0eEBは公的な代理人として、市場に近い条件で融資を行うが、オーストリア共和国からの包括的な保証のおかげで、商業銀行よりも高い程度の経済的リスクを引き受けることができる。0eEBは、連邦資金を活用して、開発途上国及び新興国の会社の株式を受託者ベースで取得し、その結果、開発政策の効果を側面の施策とともに補強している。技術支援アドバイザーの分野では、0eEBは開発政策効果を強化するために、特に連邦資金及び0eEBからの投資金融によるエクイティ投資の基礎を作り、伴うために、特別融資を提供する。

資本市場及びエネルギー市場向けサービス

0eKBグループはオーストリアの資本市場向けの幅広いサービスを提供する。これには、入札を通じたオーストリア共和国の国債の発行事務所、オーストリア共和国の国債の支払及び計算事務所、KMGに従った届出事務所、OAM発行体情報（証券取引所情報のための保管媒体）、ISINコード割当、並びに金融データサービス - 金融商品の原本、日程及び価格データの収集及び販売、ファンド・サービス（データ交換のプラットフォーム）及びLEIサービス・パートナーシップを含む。0eKB CSDの事業活動の一環として、集中決済サービスがEU CSD規則（規則[EU]第909/2014号）に従い提供される。これらのサービスには、発行者からの証券の保護預かり及び運用のための引受業務、証券取引決済のための帳簿記録の実行並びに証券が証拠となる請求を満たすための発行体からの支払処理を含む。

資本市場の中心能力に関連して、オーストリアのエネルギー市場向けのサービスも提供される。これらのエネルギー市場向けサービスには、オーストリアのガス及び電力市場の決済代理人向けの金融決済及びリスク管理サービスが含まれる。0eKBはまた、欧州コモディティ・クリアリングAG(ECC)の一般クリアリング・メンバーとして行為し、この資格において、クリアリング・メンバー以外のために担保の管理及び財務処理を担当する。0eKBは決済銀行としてeSettlにも加盟しており、デンマーク、フィンランド、ノルウェー及びスウェーデンの北欧諸国の電力市場における顧客の取引活動を支援する。

観光金融・振興業務向けサービス

0eHTは、オーストリアの資金提供事業体かつ銀行である、観光・レジャー経済の仲介機関として行為する。0eHTが提供する資金は、公的機関により提供される。0eHTの中心的業務は、オーストリアの観光及びレジャー産業に属する中小企業による投資プロジェクトへの融資である。0eHTを通じた金融の特徴は、すべての提供される資金調達商品の一部である連邦政府の振興策である。これは、連邦労働・経済省に代わり、連邦政府の観光振興業務を取り扱う。これらの振興施策は、保証、現金拠出、又は金利補助の形をとることができる。0eHTは、ルクセンブルクに本社を置く欧州投資銀行（EIB）のパートナー機関である。0eHTは、ERDF（欧州地域開発基金）の一環として、観光振興プロジェクトに対する補助金付ローンの付与に関連して、いくつかの州の仲介機関を務めている。2020年のCOVID-19による危機が始まって以来、0eHTはオーストリアの観光及びレジャー企業向け振興プログラムの運営管理も行っている。このプログラムは現在失効しており、契約は継続的に解消されている。これらの振興プロジェクトの運営管理について適切な手数料が支払われる（注記7の保証業務からの手数料収入に記載されている）。

会計原則

0eKBグループの連結財務書類は、IAS規則（EC）第1606/2002号に基づき、欧州連合により採択された国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に準拠して作成された。オーストリア銀行法（以下「BWG」という。）第59a条及びUGB第245a条の要件が満たされた。

0eKBの執行取締役会は連結財務書類及びグループ経営報告書を作成する責任があり、これらは2025年3月7日に執行取締役会により署名された。これらは、監査委員会の勧告に基づき、0eKBの監事会により承認された。

0eKBグループの認識及び測定原則（「輸出金融スキーム」の章の説明以外）についての詳細は、当年度中になされた変更も含めて、注記2に説明される。

本連結財務書類及び0eKBグループの報告通貨及び機能通貨はユーロである。別途記載しない限り、すべての金額は1,000ユーロ単位で表示されている。表の数字は四捨五入により合計が一致しない場合がある。

0eKBの連結財務書類を作成するにあたり、0eKBグループは、ビジネスモデルの最も重要な特色並びに同業他社の表示及びIFRSに従った銀行の連結財務書類の作成について大手の国際的に活躍する財務監査人の提案を重視する。これにより、連結財務書類は、投資家が比較しやすいものとなっている。

判断及び仮定の不確実性

IFRSに従った連結財務書類の作成は、将来の動向について執行取締役会が判断及び仮定を行うことを求める。これは、資産及び負債の報告価値、貸借対照表日現在のその他負債の開示並びに会計年度中の収益及び費用の報告に影響を与える可能性がある。

これが必要となる分野は以下のとおりである。

- ・資産が保有されるビジネスモデルの評価、及び金融資産の契約条項が資本の支払と発行済元金の利息のみを表示するかの評価。注記2。
- ・公正価値測定に使用される変数は、変動の可能性のある将来に関する仮定に一部基づいている。注記3。
- ・リース期間の特定、解約オプションを行使する能力が十分に保証されているか否かの決定。注記21。
- ・金融資産の信用リスクが最初の認識以降大幅に増加したかの評価、及び金融資産の減損を特定するために使用される予想信用損失の決定のため将来に関する情報を含めること。減損の計算におけるLGD（損失所与デフォルト）及びPD（デフォルトの可能性）の決定。注記37。
- ・現在の年金及び退職給付債務の測定のために、割引率、退職年齢、平均寿命、従業員の離職率及び将来の収入の伸びについて仮定が行われる。注記24。
- ・繰延税金資産の認識金額は、将来十分な課税収益が生み出されるとの仮定に基づいている。注記25。
- ・保証及びその他約定から発生する貸借対照表に報告されない債務が貸借対照表上に報告される必要があるか否かについて、定期的に査定が行われる。注記33。

これらが基づく推計及び仮定は、定期的に査定され、それぞれの基準に合致する。推計は過去の経験及びその他の要因（例えば計画、報告日現在の予想及び将来の事象の予測など）に基づく。実際の結果は、実際の状況が報告

日時点で予想した状況より異なって発展した場合に、仮定及び推計から外れる可能性がある。変更は発生した時に考慮する。

注記2 会計及び測定原則

2024年度に初度適用される新基準及び改定

新規又は改定された基準及び解釈に関して、0eKBグループの事業活動に適用されるもののみを以下、説明と共に列挙する。

2024年度に初度適用される基準及び改定		初度適用	EUの採用
IAS第1号（改定）	金融負債の非流動及び流動への分類	2024年1月1日	採用
IFRS第16号（改定）	セール・アンド・リースバック契約に基づく事後測定	2024年1月1日	採用
IAS第1号（改定）	コベナント（特約条項）による流動負債への分類	2024年1月1日	採用
IAS第7号及びIFRS第7号（改定）	サプライヤーとの融資契約	2024年1月1日	採用

IAS第1号―負債の非流動及び流動への分類

IAS第1号「財務書類の表示」の改定は、負債の流動・非流動分類をより明確にすることを意図している。中心となるのは「履行」という用語である。

この改定が0eKBグループの連結財務書類に与える影響はない。

IFRS第16号―セール・アンド・リースバック取引に基づくリース負債の事後測定

本改定は、セール・アンド・リースバック取引に係るリース負債の事後測定において、留保された使用権に係る損益が認識されないことを確保する方法を要求する。セール・アンド・リースバック取引に分類されないリース契約は、本改定の対象ではない。

当グループはセール・アンド・リースバック契約を締結していないため、本改定は連結財務書類に影響を与えない。

IAS第1号―コベナンツ（特約条項）による流動負債への分類

この改定は、負債を一定のコベナンツの対象となる流動負債又は非流動負債に分類することに関する。コベナンツとは、信用契約における条件であり、違反した場合には、貸付金の期限の利益を喪失する可能性がある。IAS第1号の改定は、報告日以前に返済を繰り延べる権利がある場合にのみ、負債（借入金）を非流動負債に分類できることを明確にする。報告日より後まで行使できない権利は、報告日現在では考慮されないものとする。

0eKBグループはかかる契約を締結していないため、本改定は連結財務書類に影響を与えない。

IAS第7号及びIFRS第7号―サプライヤーとの融資契約

この改定は、サプライヤーとの融資契約（サプライチェーンファイナンス、買掛金ファイナンス、又はリバースファクタリング契約とも呼ばれる）に関する開示規則に関するものである。

当グループはこれらの契約を締結していないため、本改定は連結財務諸表に影響を与えない。

まだ適用されていない新基準及び解釈

EUで採用されていた多数の新基準及び基準の改定は、早期適用が可能であるが、2024年12月31日より後に開始する最初の会計年度に適用される予定である。

新たな及び改定済の基準及び解釈		発効日	EUの採用
IAS第21号(改定)	交換可能性の欠如	2025年1月1日	採用
IFRS第9号及びIFRS第7号(改定)	金融商品の分類及び測定	2026年1月1日	未採用
IFRS第9号及びIFRS第7号(改定)	自然依存型電力に関する契約	2026年1月1日	未採用
IFRSの改定	IFRS第1号、IFRS第7号、IFRS第9号、IFRS第10号及びIAS第7号に関する年次改善プロジェクト(第11巻)	2026年1月1日	未採用
IFRS第18号(新)	財務書類における情報の表示及び開示	2027年1月1日	未採用
IFRS第19号(新/案)	公的説明責任のない子会社―開示	2027年1月1日	未採用

IAS第21号―交換可能性の欠如

この改定にはガイドラインが含まれ、通貨が交換可能な場合、及び交換不可能な場合の為替レートの決定方法が規定されている。IAS第21号には、報告日の為替レートが観測可能でない場合に、会社がどの為替レートを使用する必要があるかについての明確なルールはまだ含まれていなかった。ある通貨が交換可能であると判断されるのは、会社が、測定時に、特定の目的のために、市場又は過度な遅延なく強制力のある権利及び義務を発生させる交換メカニズムを通じて、その通貨を他の通貨と交換できるようになった時点である。会社が他の通貨を重要でない量しか入手できない時点で、ある通貨は交換不可能となる。

測定時点で通貨が交換可能でない場合、財務書類の作成者は、報告日のレートを、その時点の経済状況下で市場参加者間の秩序ある交換取引に適用されたとであろう為替レートとして見積もる。この為替レートが観察不可能な場合、新規則は代替的な見積方法も認めている。これらは、秩序ある交換及び経済状況を反映した取引の前提条件を満たす場合、観察可能な為替レートの調整となる。

交換可能性の欠如を決定した財務書類の作成者は、財務書類の中で、通貨の交換可能性の欠如が会社の財務業績、財政状態、及びキャッシュフローにどのような影響を与えるか又は与える可能性があるかを読者が評価できるように情報を提供しなければならない。

これらの改正は、2025年1月1日以降に開始する会計年度に（将来に向かって）適用されるが、早期適用も認められている。改正の初度適用による影響はすべて、会社が外貨建て取引を報告する場合、留保利益の期首残高の調整として認識される。会社が機能通貨とは異なる報告通貨を使用する場合、換算差額の累計額を資本の部に計上する。

0eKBグループは、自社の機能通貨のみで報告を行っている。外貨建金融資産及び負債は、主に流動性の高い市場の通貨（米ドルなどの0eKB商品発行通貨）から生ずる。流動性の低い市場に外貨建の金融資産及び負債がある場合、これらは通常、0eKBグループにおける現金口座（要求払預金）の管理に関連しており、関連する為替レートの変動は通常、0eKBグループの損益計算書に重大な影響を与えないが、当グループの取引先が負担する。

IFRS第9号及びIFRS第7号— 金融商品の分類及び測定

採用された改定には、環境・社会・企業統治（ESG）特性及び類似の特性に関する金融資産の分類の明確化、並びに金融商品におけるかかるESG特性が事後認識にどのように影響するか、すなわち償却原価で認識するか公正価値で認識するかについての明確化が含まれている。事後認識は、金融資産のキャッシュフローの特性に依存する。今回の改定により、IASBは、この文脈において対応する金融商品の契約上のキャッシュフローをどのように評価すべきかを明確にする予定である。

さらに、今回の改定では、電子決済システムによる負債の履行が取り上げられている。この問題の焦点は、IFRS第9号における、電子的な資金移動の場合の金融資産及び金融負債に関連する認識中止の要件の適用に関する問題であった。今回の改定では、金融資産又は金融負債をどの時点で認識中止にするかを明確にしている。これに加え、一定の基準を満たすことを条件に、会社が履行日に現金を引き渡す前に金融負債の認識を中止できるオプションが導入されている。

この改定により、IASBは、その他の包括利益を通じて公正価値で認識される持分金融商品への投資、及び特定の特性（ESG目的など）を有する金融商品に関する追加的な開示要件も導入した。

当グループは、改定の影響を評価するためのワーキング・グループを設置している。しかし、当グループはこの改正が連結財務書類に与える影響はないと予想している。さらに、この規定はまだEUで採用されていない。

IFRS第9号及びIFRS第7号— 自然依存型電力に関する契約

再生可能エネルギーに関する契約は、再生可能電力源の安定性及びアクセスを確保することを目的としている。これらは一般に、いわゆる電力購入契約（PPA）を伴うもので、物理的な電力供給を伴う契約として構成される場合と、仮想PPAとして構成される場合がある。再生可能エネルギーによる電力市場には独特の特徴がある。このような特殊な市場特性は、特に長期契約において、現行の会計規則の適用に問題を生じさせた。

0eKBグループにはそのような契約がないため、今回の改正が連結財務書類に与える影響はない。また、この規定はまだEUで採用されていない。

年次改善プロジェクト（第11巻）

一般的に、年次改善は、IFRS基準の文言を明確化する改定、又は比較的軽微な意図しない結果、誤り、若しくは基準間の要求の矛盾を修正する改定に限定される。年次改善に含まれる改定は、以下の項目に関係する：

- IFRS第1号 — 国際財務報告基準の初度適用 - 初度適用者によるヘッジ取引の認識
- IFRS第7号 — 金融商品 - 開示：
 - 認識中止による損益
 - 公正価値と取引価格の差異の開示
 - 信用リスクに関する開示
- IFRS第9号 — 金融商品：
 - リース負債の認識中止
 - 取引価格
- IFRS第10号 — 連結財務書類 — 「事実上の代理人」の決定
- IAS第7号 — キャッシュフロー計算書 — 原価法

0eKBグループは、これらの改定が連結財務書類に重大な影響を与えることはないと予想する。さらに、この規定はEUではまだ採用されていない。

IFRS第18号—財務書類における情報の表示及び開示

IFRS第18号の主な目的は、記述の比較可能性を高めることにより、会社の業績評価を改善することであり、IAS第1号「財務書類の表示」に代わるものである。このため、損益計算書において、どの費用とどの収益を、新たに定義された以下のカテゴリーに分類しなければならないかという新たな要件がある：

- 営業活動
- 投資活動
- 財務活動

従来の構成オプションは適用されなくなる。最初の2つのセクションの後に、必須の小計を表示する必要がある。これらの原則は、非特定の事業モデルの場合に適用する必要がある。0eKBグループのような特定の事業モデル（金融サービスプロバイダー、投資活動を行う会社）の場合、開示の詳細は異なる。

キャッシュフロー計算書では、受取配当金及び支払配当金の表示オプションは適用されなくなり、利息及び営業利益が間接法の適用開始点として規定される。

IFRS第18号のもう一つの目標は、有益な会社固有の情報（報告基準で規定されていない、公表されている業績指標）を提供することである。この目的のため、注記情報の提供の要否、及び提供すべき情報の種類に関する要件が設けられる。また、注記の開示における集約及び分解の原則に関する新たな要件も追加されている。

適用初年度には、前年度の数値を修正する必要がある。損益計算書の修正に関する調整表を注記に記載する必要がある。

0eKBグループは、この修正の必要性和連結財務諸表の表示への影響を評価するため、作業部会を設置する予定である。この規定はEUではまだ採用されていない。

IFRS第19号—公的説明責任のない子会社 — 開示

新基準では、特定の子会社が注記に記載する情報を削減した上でIFRS会計基準を適用することが認められている。子会社は、以下の条件を満たす場合、IFRS第19号を適用できる。

- 子会社自体が公的説明責任の対象となっておらず、
- 親会社がIFRSに従って連結財務書類を作成している場合。

公的説明責任は、特に子会社が公開市場において株式又は債券を上場している場合に適用される。

子会社が個別財務書類又は連結財務書類においてIFRSを完全適用する場合、IFRS第19号の任意適用により、他のIFRS基準と比較して注記に記載する情報の範囲が大幅に削減される。但し、他のIFRS基準の認識、測定、及び報告に関する規則は適用する必要がある。IFRS第19号を適用する子会社は、明示的かつ無条件のIFRS準拠声明において、IFRS第19号を適用した旨を明確に記載する必要がある。

0eKBグループはいずれの連結財務書類にも完全には含まれていないため、当グループはIFRS第19号を適用できない。この規定はEUではまだ採用されていない。

重要な認識及び測定の原則

0eKBグループは別途表示しない限り、本連結財務書類に示される全ての期間について以下の会計方法を一貫して適用した。

A - 連結原則

・事業結合

IFRS第3号で規定されている企業結合の場合、子会社の識別可能なすべての有形及び無形資産、負債及び偶発債務は、資本連結のために取得時に再測定される。取得原価は支配権譲渡時の純資産の比例持分で清算される。非支配持分は、公正価値で測定される資産及び負債に基づいて算定されている。

・子会社

子会社は0eKBが支配する会社である。0eKBは、ある会社からの変動するリターンの影響を0eKBが受け、当該会社からのリターンの権利を持つ場合、及び当該会社に対する支配の行使によりこれらのリターンに影響を与える能力を0eKBが持つ場合、ある会社を支配する。子会社の資産、負債及び株式資本、並びに利益は、支配が開始した時点から支配が終了する時点まで連結財務書類に含まれる。

・非支配持分

非支配持分は、取得時点の被取得会社の識別可能な純資産の比例価値で測定される。

支配の喪失をもたらさない当グループが子会社に保有する株式の変動は、エクイティ取引として認識される。

・支配の喪失

0eKBが子会社の支配を失う場合、子会社の資産及び負債、並びに全ての関連する非支配持分及びエクイティからのその他要素を移動する。損益計算書に損益が認識される。以前の子会社にある全ての留保株式は、支配が失われた時点の公正価値で測定される。

・持分法適用投資

持分法適用投資は、合併企業の株式から成る。合併企業は、0eKBが契約を通じて共同支配を行使する会社である。これらは、持分法に従い認識され、取得原価（取引費用を含む。）で当初測定される。当初認識の後、重要な影響又は共同支配が終了する時点まで連結財務書類は持分法投資の全体的な純損益の持分を含む。包括利益合計の関連する持分は、「持分法投資損益の持分割合」の項目で損益計算書に認識される。受取配当は持分法により測定する正味帳簿価額の控除（資産スワップ）として認識されている。内部及び外部の調査結果にもとづき、減損費用の必要性を毎年評価する。減損費用の必要があると判断された場合、その資産は減損額まで評価減される。使用価値は、認識された方法に従い計画的な予測に基づき決定される。

・連結中に除去される取引

内部の貸付及び負債並びに全ての当グループ内の内部取引からの認識済利益及び費用は、連結財務書類の作成の間除去される。表示期間中、除去が必要とされる0eKBグループ内の会社間利益はなかった。持分法投資取引による未実現利益は、問題の会社の当グループ持分と相殺される。未実現損失は未実現利益と同様の方法で除去されるが、減損の証拠がない場合に限られる。

B - 外貨換算

外貨建て取引は、取引日に有効な為替相場を用いて0eKBグループにより最初に機能通貨に換算される。

報告日現在の外貨建ての貨幣資産及び負債は、報告日現在の欧州中央銀行が公表する参照為替レートで機能通貨に換算されている。

2024年12月31日現在参照為替レート

中間レート	通貨	中間レート	通貨	中間レート	通貨
1.6772	豪ドル	8.0686	香港ドル	4.9743	ルーマニア・レイ
1.4948	カナダ・ドル	411.3500	ハンガリー・フォリント	11.4590	スウェーデン・クローネ
0.9412	スイス・フラン	163.0600	日本円	36.7372	トルコ・リラ
7.5833	中国人民元	11.7950	ノルウェー・クローネ	1.0389	米ドル
25.1850	チェコ・コルナ	1.8532	ニュージーランド・ドル	19.6188	南アフリカ・ランド
0.8292	英ポンド	4.2750	ポーランド・ズロチ		

2023年12月31日現在参照為替レート

中間レート	通貨	中間レート	通貨	中間レート	通貨
1.6263	豪ドル	8.6314	香港ドル	4.9756	ルーマニア・レイ
1.4642	カナダ・ドル	382.8000	ハンガリー・フォリント	11.0960	スウェーデン・クローネ
0.9260	スイス・フラン	156.3300	日本円	32.6531	トルコ・リラ
7.8509	中国人民元	11.2405	ノルウェー・クローネ	1.1050	米ドル
24.7240	チェコ・コルナ	1.7504	ニュージーランド・ドル	20.3477	南アフリカ・ランド
0.8691	英ポンド	4.3395	ポーランド・ズロチ		

外貨により公正価値で測定される非貨幣資産及び負債は、公正価値が決定された日に有効なレートで換算されている。外貨で取得価格又は製造価格で測定される非貨幣項目は、取引日現在の為替レートで換算されている。

換算差異は当期の利益又は損失として認識される。

C - 純利息収入

・実効金利法

償却原価法で測定される金融商品の利息収入及び利息支払は、実効金利法を用いて損益により認識される。実効金利は、金融資産及び金融負債の予想期間にわたる予測将来キャッシュフロー（取引コストを含む。）をベースに計算される。取得時点で減損していなかった金融資産の実効金利を算定する場合、0eKBグループは、金融商品の全ての契約条項（ただし、予想信用損失（信用リスク）は除く。）を考慮して、将来キャッシュフローを見積もる。取得時点で減損していた金融資産については、信用調整後実効金利が、予想信用損失（信用リスク）を含む将来キャッシュフローの見積もりを使用して計算される。

実効金利の計算には、実効金利の不可欠な一部である、取引コスト並びに支払手数料、受取手数料を含む。取引コストには、金融資産又は金融負債の購入又は発行に直接関連する追加コストを含む。

・償却原価

金融資産又は金融負債の償却原価は、金融資産又は金融負債が当初の認識時に測定された金額から、償還額及び実効金利法を用いて償却累計額を加算又は控除し、信用リスク当金を調整した金額である。

金融資産の帳簿価格の総額は、信用リスク引当金を調整する前の金融資産の償却原価である。

・実効金利法を用いて計算した利息収入及び利息支払の計算

この場合、実効金利が資産の帳簿価格総額に（資産が減損していない場合）又は債務の償却原価に適用される。

信用格付が当初認識時に減損しなかったが、報告日現在で減損している金融資産（レベル3）については、利息収入は償却原価（＝純額ベース）に基づく実効金利を用いて計算される。資産の信用格付が減損しなくなった場合、利息収入は再び総額ベースを用いて計算される。

取得時に既に減損していた金融資産については、利息収入は、資産の償却原価に、信用調整後実効金利を適用して計算される。資産の信用リスクが改善した場合でも、利息収入の計算は総額ベースに戻らない。

資産の信用格付が減損する場合についての情報は、注記37を参照のこと。

・損益計算書の表示

実効金利法を用いて計算された、金融資産及び金融負債の利息収入及び利息支払は、損益計算書の利息収入、利息支払、実効金利法を用いて計算に表示される。

損益計算書に示されるその他の利息収入及び支払は、公正価値に指定された（FVオプション）金融資産及び金融負債からの利息、並びに損益を通じて公正価値で測定される（FVTPL）必要のある金融資産及び金融負債を含む。その他の利息収入はまた、その他マイナス金利からの費用の減少を、その他利息支払は、その他マイナス金利からの収入の減少も含む。

・計上利息及びEFS金利安定化引当金

EFSに基づき計上された利息が余剰をもたらす場合、これらは0eKBの運営組織の決議に従い「EFS金利安定化引当金」に振替えられる（EFS金利安定化引当金への割当）。スキームの実効リファイナンス金利を低減するために取られる方法は、EFS金利安定化引当金に対して計上される（金利安定化引当金の使用）。EFSの収入に対応し、EFS金利安定化引当金を通じた利息の割当及び使用は、「利息収入、実効金利法を用いて計算された」及び「その他利息収入」の項目に認識される（注記6及び注記27を参照のこと。）。

・AFFG第1条(2)に基づく保証

AFFG第1条(2)に基づく保証は、0eKBが発行する債券に直接関連する。費用は各保証及び期間について計算され、「利息支払、実効金利法を用いて計算」の項目に認識される。FVオプションが保証付きの金融負債に適用される場合、保証手数料は当該期間について計算され、「その他利息支払」の項目に報告される。

D - 手数料収支

手数料収入及び手数料支払は、金融資産及び金融負債の実効金利の不可欠な一部であり、実効金利に含まれ、したがって利息収入に表示されている。ローン・コミットメントが、ローンの支払をもたらさない場合、関連するローン手数料は損益を通じて認識される。

手数料収入は、関連するサービスが提供された期間において認識される。手数料支払いはサービスを受領した時に費用として認識される。

AusfFG第9条に基づき開発銀行から共和国に支払う保証手数料は、個別の金融資産に関連し、「手数料支払」の項目に報告される（注記7を参照のこと。）。

E - その他非連結会社への投資からの当期収入

配当収入は配当を支払うと決定されたときに認識される（注記11を参照のこと。）。

F - 損益計算書において公正価値で測定される（FVオプション）金融商品の純損益（FVTPL）

金融商品にかかる純損益は、以下に關係する：

- ・ヘッジ目的で保有されるデリバティブ商品及びAFFG第1(2b)条に基づく保証
- ・FVTPLで測定されなければならない金融資産
- ・FVオプションが適用されている金融資産及び金融負債。

この項目は公正価値の増減及び全ての外貨換算差異を含む（注記9を参照のこと。）。

G - 法人税

税金費用は実際の税金及び繰延税金から成る。実際の税金及び繰延税金は、事業結合又はエクイティ若しくはその他包括利益に直接認識される項目に関連しない限り、損益計算書に認識される。

法人税の利息及びペナルティは、未確定税務ポジションを含めて、IAS第37号に従い認識されている。

--**実際の税金**は、いずれも報告日現在で適用ある、若しくは間もなく適用される予定の税率に基づき、当期の課税所得にかかる予想税金債務若しくは税金債権又は税務損失に関連し、過年度の税金債務の全ての増減を加算する。予想税金債務又は税務債権の金額は、不確定な税金（適用ある場合）を考慮した最良の見積もりである。実際の税金債務はまた、配当支払いの決議から生ずる全ての税金債務を含む。

実際の税金資産及び負債は、IAS第12.71条ffの条項に従う場合のみ相殺される。

--**繰延税金**は、グループ会計目的での資産及び負債の帳簿価格と税務目的で使用される金額との一時的差異について認識されている。繰延税金は以下については認識されない。

- ・当初の認識において事業結合を含まない取引からの資産又は負債から生ずる一時的差異で、税引き前利益若しくは課税所得に影響を与えないもの。
- ・子会社、関連会社及び合併会社の株式に関連する一時的差異。ただし、0eKBグループが一時的差異の除去の時期を制御する立場にあり、近い将来においてこれらが除去される可能性があること。
- ・のれんの当初認識中に生ずる課税可能な一時的差異。

その時点でまだ利用していない税損失について繰延税金資産は無い。

未認識の繰延税金資産は、各報告日において再評価され、将来の課税所得がこれらの繰延税金資産の実現を認める可能性がある限り認識される。

繰延税金は、戻される場合、報告日現在で適用される税率、又は将来適用される税率を使用して、一時的差異に適用される予定の税率をベースに測定される。

繰延税金の測定は、報告日現在の資産の正味帳簿価格の実現及び債務償還の方法に基づき、0eKBグループにより予想される税務結果を反映する。

繰延税金資産及び繰延税金負債は、IAS第12.74条ffに従い相殺の要件が満たされる場合、相殺される。

H - 金融資産及び金融負債

H1 - 当初認識

0eKBグループは、現金及び現金同等物、銀行貸付及び顧客貸付、銀行からの預金及び顧客からの預金、並びに発行済み債務証券をそれぞれの契約の締結時に最初に認識する。その他の金融商品は全て（金融資産の買取を含む。）、取引日すなわち0eKBグループがその商品の契約当事者になった日に最初に認識される。金融資産及び金融負債は当初公正価値で認識される。商品が償却原価で測定される必要がある場合、公正価値に取引コストを加算して当初認識される。

償却原価で測定される金融資産からの当期収入は、「利息収入、実効金利法を用いて計算」に認識される。その他の当期収入は全て（その他非連結会社への投資からの当期収入を除く。）は、「その他利息収入」の項目に認識される。マイナス金利からの損失が発生する場合、これらは「利息支払、実効金利法を用いて計算」及び「その他利息支払」の項目に利息支払として認識される。前年同様、0eKBグループは売買目的の金融資産を保有しない。

償却原価で測定された金融負債からの当期支払は、「利息支払、実効金利法を用いて計算」の項目に認識される。その他の当期支払は全て、「その他利息支払」の項目に認識される。予算アンダーランがマイナス金利から発生する場合、これらは「利息収入、実効金利法を用いて計算」及び「その他利息収入」に認識される。

H2 - 金融資産の分類

当初の認識時点で、金融資産は償却原価で測定するもの（AC）、その他包括利益を通じて公正価値で測定するもの（FVOCI）、又は損益を通じて公正価値で測定するもの（FVTPL）として認識される。この区分は以下に基づき行われる：

- ・0eKBグループの金融資産を管理するビジネスモデル
- ・金融資産の契約によるキャッシュフローの性質。

以下の条件を満たす場合、金融資産は償却原価で測定されなければならない。

- ・契約上のキャッシュフローを受領する目的で金融資産を保有する目的のビジネスモデルに基づき、金融資産が保有される場合
- ・所定の時間にキャッシュフローをもたらす資産の契約条項で、未償還元本の償還及びかかる利息支払のみを示すもの。

以下の条件を満たす場合、金融資産はFVOCIで測定されなければならない。

- ・契約上のキャッシュフローを受領する目的及び資産を売却する目的のビジネスモデルに基づき、金融資産が保有される場合
- ・所定の時間にキャッシュフローをもたらす資産の契約条項で、未償還元本の償還及びかかる利息支払のみを示すもの。

AC及びFVOCIの金融資産は、取引コストを考慮して、当初公正価値で認識される。

ACでもFVOCIでも測定されない金融資産は、損益を通じた公正価値（FVTPL）で測定されなければならない。

エクイティ商品は、通常、損益を通じた公正価値で測定されなければならない。トレーディング目的で保有していないエクイティ商品については、その他の包括利益を通じて公正価値で測定することもできる。0eKBグループは、保有するすべてのエクイティ商品が、他の非連結会社に対する戦略的な長期投資であることから、このオプションを行使することを選択した。これらのエクイティ商品の公正価値の変動はすべてその他の包括利益に認識され、これらの認識された累積的価値の変動は損益計算書に還元することはできない。これらのエクイティ商品からの配当収入のみが「その他非連結会社への投資からの当期収入」という項目で損益計算書において認識される。

金融資産について、当初の認識時に、損益を通じた公正価値（FVオプション）での測定を取消不能で指定することが、会計上の不一致を除去又は著しく低減する場合は、そのようにすることができる。影響を受ける貸借対照表項目は注記15に記載する。

ビジネスモデル

0eKBグループは、資産がポートフォリオレベルで保有されるビジネスモデルの目的を、商品が管理される方法及び情報が経営陣に報告される方法に基づき、評価する。考慮される情報は以下のとおりである。

- ・ポートフォリオの特定戦略及び目標。特に戦略が、利息収入の創出、一定の金利プロファイルの維持、金融資産のデュレーションの関連する金融負債の条項への調整、又は資産の売却を通じてキャッシュフローの実現を目指すか否か。
- ・ポートフォリオのパフォーマンスがどのように評価され、経営陣に報告されるか。
- ・ビジネスモデルの純損益に影響するリスク、及びどのようにこれらのリスクが管理されているか。
- ・経営陣の報酬が運用資産の公正価値又はキャッシュフローの受領の変動に基づいているか。
- ・過年度の販売の頻度、量及び時期並びにかかる販売の理由及び将来の販売活動の予想。販売活動の情報は、分離して検討されないが、0eKBグループの目標が達成される方法及びキャッシュフローが実現する方法の全体的な査定の一部として検討される。

契約上のキャッシュフローが元本及び利息支払のみから成るか否かの評価

この評価の目的で、元本は当初認識時の金融資産の公正価値と定義される。利息は、金銭の公正価値に対する対価、及び一定の期間について未償還の元本合計に関連する信用リスクに対する対価、並びにその他基本的な信用リスク及びコスト（流動性リスク及び一般管理費等）に利鞘を加えた対価、と定義される。

契約上のキャッシュフローが、償還及び利息のみで構成されるか否かの評価において、0eKBグループは全ての商品の契約上の条項を考慮に入れる。これには、金融資産が合意済みキャッシュフローの時期若しくは金額をこの要件をほぼ満たさない方法で変更することのできる契約条項を含むか否かの評価を含む。

分類替え

金融資産は、当初の認識後、分類替えはなされない。ただし、0eKBグループが金融資産の管理のためにビジネスモデルを変更した後の期間を除く。当年度及び前年度において分類替えは行われなかった。

金融負債の分類

当初の認識時、金融負債は一般に償却原価として分類される。ただし、金融保証及びローン・コミットメントを除く。

金融負債は、これが会計上の不一致を除去若しくは著しく低減する場合、当初の認識時に損益を通じた公正価値（FVオプション）での測定に取消不能で指定することができる。公正価値で測定される負債について、IFRS第9号は、自己の信用リスクに関する測定の一部は、その他包括利益において認識されなければならないと規定する。輸出金融スキームの範疇にある金融商品の公正価値測定による全ての結果は、「EFS金利安定化引当金」の下で調整されるため、このアプローチは会計上の不一致をもたらすかもしれない。この理由のため、IFRS9.5.7.7条及びIFRS9.5.7条に基づき認められた例外が使用され、公正価値測定からの全体の結果が依然として損益計算書において損益として認識されている。

金融資産の認識中止

0eKBグループは、金融資産からのキャッシュフローに対するその契約上の権利が満了する場合、又は契約上のキャッシュフローを受領する権利を金融資産の所有に関連する全てのリスク及び機会が実質的に譲渡される取引に譲渡する場合、金融資産の認識を中止する。

金融資産の認識中止の際、資産の帳簿価格と受領対価の金額（新負債を差引いた新たに取得した資産を含む。）の差異に、累積損益（OCIに認識される場合）を加えたものが、損益計算書において認識される。

FVOCIに指定されたエクイティ商品（その他非連結会社への投資）についてOCIに認識されている累積損益は、当該商品の認識を中止したときに、損益計算書に認識されない。

認識中止に適切な譲渡された金融資産の各持分から生ずる又は維持される権利及び義務は全て、この譲渡時に分離資産又は負債として認識される。

0eKBグループは、資産が譲渡されるが、譲渡資産の全ての重要なリスク及び機会が0eKBグループにそのまま維持される取引（買戻し取引等）を実行する。この場合、譲渡される資産の認識は中止しない。

金融負債の認識中止

0eKBグループは、契約上の義務が達成された、免除された、又は失効した場合、金融負債の認識を中止する。

金融資産の変更

変更は当初合意された契約状況への適合である。これらの適合の効果は、0eKBグループにより量的及び質的レベルで評価される。金融資産の条項が変更された場合、0eKBグループは変更された資産のキャッシュフローが量的に異なるか否かを評価する。相違が大きい場合、元の金融資産の認識を中止し、新金融資産が公正価値で認識される。0eKBグループは量的重要性を査定するために、主に、実効金利を基準に、当初及び変更されたキャッシュフローの現在価値比較を用いる。金融負債の変更と同様に、この比較の10%を超える相違は、重要な変更該当する。質的基準もまた変更の重要性を評価するために考慮される。重要性は変更の目的を基準に評価が行われる。これには通貨の変更、債務者の変更、及びSPPI基準の変更につながる契約変更が含まれる。

償却原価で測定された変更された資産のキャッシュフローが大きく相違しない場合、変更は金融資産の認識中止をもたらさない。この場合、0eKBグループは金融資産の帳簿価格の総額を再計算し、変更から生ずる金額を損益計算書の総帳簿価格に損益の修正として認識する。0eKBグループの変更は主に、市場に誘発された変更であるため、これらは受取利息に認識される。償還可能金額と比較した差額は、金融資産の残りの期間にわたり、実効金利を通じて分配される。他方、かかる変更が借主の財政上の困難によりなされた場合、損益は信用リスク引当金純額の減損と共に報告される。

金融負債の変更

変更は当初合意された契約状況への適合である。これらの適合の効果は、0eKBグループにより量的及び質的レベルで評価される。金融資産の変更について上述の通り、量的及び質的評価もまたここで行われる。重要な変更が特定される場合、0eKBグループは金融負債を記載する。この場合、新たな金融負債が変更された条項に基づき公正価値で認識される。認識を中止した金融負債の帳簿価格純額及び修正条項による新金融負債の差異は、損益計算書において認識される。重要でない変更は、対応する負債の認識の中止をもたらさないが、変更による利益又は損失は、利息収入に認識される。

金融資産及び金融負債の相殺

金融資産及び金融負債は、0eKBグループが金額を相殺する強制的権利を持ち、ネットベースでこれを実行する意思がある、若しくは資産を実現すると同時に債務を支払う意思がある場合のみ、これを相殺し、その結果の正味金額は貸借対照表日付で報告される。

収入及び費用は、総裁がIFRSにより認められる場合、又はこれらの損益が一連の類似取引に起因する（信用リスク引当金の純額など）場合のみ、ネットベースで報告される。

H3 - 公正価値の測定

公正価値は、報告日に市場参加者の間で独立当事者間の条件で金融資産がその価格で売ることができる、又は金融負債がその価格で譲渡されうる価格である。

多数の会計方法及び開示が金融資産及び金融負債（債務）の公正価値の決定を必要とする。財務、リスク管理及びトレジャリー部門のメンバーから成る評価チームが公正価値測定の方法及びパラメーターを定義する。公正価値測定の監視は、集中化している。重要な評価結果は監査委員会に報告が行われる。

0eKBグループは、可能な場合、金融資産及び金融負債の公正価値を決定するために、活発な市場で観察される市場データを使用する。市場は、金融資産又は金融負債の取引が価格情報を継続的に提供する十分な頻度及び出来高で行われている場合、活発であるとみなされる。

活発な市場において上場価格が無い場合、0eKBグループは、関連する観察可能なインプットの使用を最大とし、観察出来ないインプットの使用を最小にする評価方法を使用する。評価技法の選択は、市場参加者が取引の価格を決定する際に考慮するであろう全ての要因を考慮する。

公正価値で測定される金融資産又は金融負債にビッドレート及びアスクレートがある場合、金融資産はビッドレートで、金融負債はアスクレートで測定される。

0eKBグループは、公正価値階層のレベル間の分類替えを、変更が行われた報告期間び末日に認識する。当年度中は（前年度同様に）分類替えは行われなかった。

H4 - 減損

0eKBグループは、FVTPLで測定されていない以下の金融商品の予想信用損失（ECL）について減損費用を認識する。

- ・ 債務商品である金融資産
- ・ 発行済みの保証コミットメント
- ・ ローン・コミットメント

その他非連結会社に対する投資として分類された金融商品については、減損費用は認識されない。

0eKBグループは金融商品の存続期間について計算されたECLの金額の減損を測定する。ただし、12ヶ月のECLが計算される以下の金融商品を除く。

- ・ 報告日現在、信用リスクのレベルが低い債務商品
- ・ 当初認識時以後、信用リスクが実質的に上昇していない金融商品。

0eKBグループは、債券の信用リスクが一般的に認められた投資等級の定義に相当する場合、債券の信用リスクは低いと考える。

12ヶ月のECLは、報告日後12ヶ月以内に可能性のある金融商品のデフォルト事象から生ずるECLの一部である（予想信用損失モデルのステージ1に相当する）。ECLの存続期間は金融商品の全存続期間のデフォルト予想に対

応し（予想信用損失モデルのステージ2及び3に相当する）、信用リスクの著しい増加がある場合に適用される。

予想信用損失（ECL）の決定

ECLは信用損失の可能性で加重した見積もりである。以下のように計算される。

- ・ 報告日現在で減損していない金融資産：すべての予想デフォルトの現在価値（すなわち、契約上支払義務のあるキャッシュフローと0eKBグループが金融商品から受領する予定のキャッシュフローの差異）
- ・ 報告日付で減損している金融資産：正味帳簿価格及び予想将来キャッシュフローの現在価値の差異
- ・ 未使用のローン・コミットメント/信用ファシリティ：債権額の支払が要求される場合に0eKBグループへ支払うべき契約上のキャッシュフローと、利用の可能性を考慮して、0eKBグループが金融商品から予想するキャッシュフローの差額の現在価値
- ・ 金融保証：予想支払から0eKBグループが保持する予定の金額を控除

減損金融資産

0eKBグループは、減損を確認するために、報告日現在に償却原価で認識されたそれぞれの金融資産を評価する。金融資産の予想将来キャッシュフローにマイナスの影響を与える1乃至複数の事象が発生する場合、当該金融資産は減損しているとみなされる。

0eKBグループは信用リスク管理を目的として、格付評価制度及び内部借主評価プロセスを使用する。取引相手は国際的に信用のある格付会社（スタンダード&プアーズ、フィッチ）の外部格付及び内部格付の両方を利用する、社内の格付及びマッピング・システムに基づき、22の内部格付分類にグループ分けされる。格付は継続ベースで監視される。

銀行貸付及び顧客貸付の大半が注記1に記載されるEFSに割当てられる。このビジネスモデルにおいて、開始以来損失を被ったことはない。

金融資産が減損している基準は以下の観察可能なデータから成る：

- ・ 借主又は発行者の実質的な財政難
- ・ デフォルト等の契約違反または過去の事象
- ・ 0eKBグループによる貸付の条件緩和
- ・ 借主が破産を申し立てる、又は別の形態の金融再編（すなわち事業再構築）を行う可能性
- ・ 財政難による担保についての活発な市場の喪失

借主の状態悪化による再交渉された貸付は、通常、信用減損債権として分類される。ただし、契約上のキャッシュフローを受領しないリスクが著しく減少した証拠があり、減損の更なる兆候が無い場合を除く。さらに、30日以上延滞した貸付は、借主の信用状態の減損の兆候とみなされる。

政府債券への投資が信用力があるか否かを評価する際に、0eKBグループはこの慣行を離れ、以下の外部要因を観察する：

- ・ 市場の格付評価が債券のイールドに反映されている。
- ・ 格付会社の格付評価
- ・ 新債務商品を発行するために資本市場にアクセスする当該国の能力
- ・ 債務が条件変更されることが、自発的又は強制的なヘアカット、したがって債権者の損失につながる可能性
- ・ この国に最後の手段として必要な援助を与える国際的な支援メカニズム、及びこれらのメカニズムを公的宣言で述べるとおり使用する政府及び機関の意図。これにはこれらのメカニズムの効果の評価、この国が要求される基準を満たす能力と政治的意図を有するかの評価を含む。

貸借対照表上の予想信用損失の減損の表示

- ・ 償却原価で測定する金融資産：資産の帳簿価格総額からの控除として
- ・ ローン・コミットメント及びオープンな信用ファシリティ、金融保証：一般的に引当金として

- ・ 金融商品が引出し及び未引出し両方の部分を含み、0eKBグループがローン・コミットメント部分を引出し部分から分離して計算できない場合：両方の部分について合わせた減損費用を報告する。総額は引出し部分の帳簿価格総額からの控除として報告される。減損の合計が金融商品の帳簿価格総額を超える場合、減損の超過部分は、引当金に報告される。

投資適格未満の格付を有する資産

当初認識時に投資適格未満の格付を有する金融資産については、将来の支払いフローを見積み、その変動を純信用リスク引当金に計上する。

認識の中止

貸付及び債券は、回収の現実的な見込みがない場合、（一部分又は全額の）認識を中止する。これは一般的に、0eKBグループが、借主は未償還額を返済するのに十分なキャッシュフローを生み出す資産又は収入源を持たないと決定する場合である。消去した金融資産は、依然として0eKBグループへの返済を生み出す強制手段の対象とすることができる。かかる返済は受領日現在で認識される。

H5 - 損益計算書上の公正価値（FVTPL）の指定—公正価値オプション

金融資産

0eKBグループは、一部の金融資産につき当初認識時にFVTPLでの認識を指定した。なぜなら、これらの金融資産は、デリバティブ商品との契約を原資産とする取引であるからである。このため、会計上の不一致を回避するため、これらは損益を通じた公正価値（FVTPL）で測定される。

金融負債

金融負債が取得時に金利リスク又は通貨リスクに対してヘッジされている場合、金融負債は会計上の不一致を回避するために公正価値に指定されている。公正価値測定からの純損益は損益計算書においてヘッジ商品と同様の方法で認識される。

I - 現金及び現金同等物

この項目は、ユーロによる手持ち現金及び要求払いである中央銀行に対する債権（預金）で構成される。つまり、事前通知無しに無制限に利用可能、又は1営業日もしくは24時間を超えない通知期間利用可能であることを意味する。要求される最低準備金もまた、この項目に報告される。この項目は償却原価で認識される。

J - 銀行貸付及び顧客貸付

貸借対照表の「銀行貸付」及び「顧客貸付」の項目は、以下から成る：

- ・ 償却原価による貸付：これらは、当初の認識時に公正価値に直接取引費用の増分を加えて報告され、その後、金融商品の期間中、実効金利法を適用し償却原価で測定される。
- ・ FVTPLで測定されなければならない、又は（会計上の不一致を回避するため）FVTPLに指定された貸付。増減は損益計算書上の損益を通じて直ちに認識される。

EFS及び開発銀行に割当てられた「銀行貸付」の大半及び「顧客貸付」の一部は、AusfFGに基づくオーストリア共和国からの保証の対象である（注記1を参照のこと。）。これは、信用契約の不可欠な構成要素である。0eEBの契約に関する一体的な関係は、AusfFG第9条に規定されている。対応する保証無しに、いかなる信用契約も締結されない。

観光金融・振興に関連する「顧客貸付」の大半は、オーストリアの商業銀行からの保証でカバーされる。これらの顧客貸付の残りは、担保又はオーストリア共和国により、保証されている。

K - その他金融資産

貸借対照表の項目である「その他金融資産」は以下から成る：

- ・償却原価で測定される債務商品：これらは当初の認識時に公正価値に直接取引費用の増分を加えて報告され、その後、金融商品の期間中、実効金利法を適用し償却原価で測定される。
- ・FVTPLで測定されなければならない、又は（会計上の不一致を回避するために）FVTPLに指定された、債務及びエクイティ商品。増減は損益計算書上の損益を通じて直ちに認識される。
- ・FVOCIで測定されるエクイティ商品（非連結会社への投資及びその他非連結会社への投資）。増減はその他包括利益において認識され（損益計算書を通じてのリサイクルは無い）、当期利益（支払配当）は損益計算書上の「その他非連結会社への投資からの当期収入」に認識される。

L - ヘッジング商品

全般

デリバティブ金融商品及びAFFG第1(2b)条に基づく保証（注記1を参照のこと。）が、市場リスクをヘッジするために使用される。これらのヘッジ商品は、主に金利及び為替レートの変動に対する将来のキャッシュフロー及び将来の公正価値を保護する。関連するデリバティブは主にOTC金利スワップ及びOTC通貨金利スワップであり、これは銀行貸付、顧客貸付、その他金融資産及び発行済み債務証券に対するヘッジ商品として利用される。

ヘッジされた金融資産及び金融負債は、会計上の不一致を回避するため損益を通じた公正価値（FVTPL）で測定される。つまり、ヘッジ商品並びにヘッジされた金融資産及び金融負債の価値変動は、損益計算書において「金融商品の純損益、損益を通じて公正価値で測定」の項目に直接認識される。デリバティブ金融商品は売買目的で使用されない。

ヘッジ会計の規定は、当年度及び前年度にOeKBグループに適用されなかった。

デリバティブ金融商品

デリバティブ金融商品の公正価値は、一般に認められた方法を用いて算定される。デリバティブは取引日付で認識される。デリバティブ金融商品は独立した資産及び負債項目において現在価値で認識される。

価値の変動により発生する信用エクスポージャーは担保により保証される。EMIR（規則[EU]第648/2012号）が要求するとおり、金利スワップの清算は、2016年第4四半期から中央清算機関（LCH-ロンドン・クリアリングハウス）に移管され、このことにより担保要件が着実に減少する。

AFFG第1(2b)条に基づく保証

EFS（注記1を参照のこと）において為替リスクに対するヘッジとして機能するAFFG（連邦法公報第216/1981、修正済み）第1(2b)条に基づくオーストリア共和国の保証は、その固有の性質のため（法的規制に基づく。）、公正価値で測定され、独立した資産項目として報告されている。

M - 固定資産及び無形資産

固定資産

固定資産は、当グループ使用の土地及び建物並びに備品、付属品及び機器から成る。当グループ使用の土地及び建物は主に当グループ自身の業務活動に利用される土地・建物である。事業運営に最適な利用ができない不動産については、第三者に賃貸されている。関連システムの欠くことのできない機能の一部である購入ソフトウェアは、このシステムの一部として資産計上される。

固定資産及び無形資産は、取得原価から計画的な定額法の減価償却及び減損の累計額を差引いて認識される。固定資産の除却からの損益は、損益計算書の「その他営業収入」に認識される。

その後の費用は、将来の経済的利益の増加又は追加の機能性をOeKBグループが得られる場合、資産計上される。継続的修繕及び維持は費用とみなされる。

設備の減価償却率は、取得原価又は製品原価から見積もり残余価値を差し引いた額が定額法で見積もり耐用年数について償却されるよう計算される。減価償却は土地には認識されない。

償却法、耐用年数及び残存価値は、報告日毎に見直しがなされ、必要に応じて調整される。

当年度及び比較前年度の主要な設備項目の見積もり耐用年数は、以下のとおりである。

建物	40年
備品、付属品及び機器	3年から10年
ITハードウェア	3年から5年

無形資産

0eKBグループが購入する、予測可能な耐用年数を持つソフトウェア及びその他無形資産は、原価から定額法で予定償却及び累積減損費用を控除して認識されている。IAS第38号の資産計上の要件が満たされないため、社内で作成したソフトウェアの費用は資産計上されない。

ソフトウェアに対するその後の支出は、当該ソフトウェアが問題の資産の将来の経済的利益を増加させる場合のみ資産計上される。その他全ての支出は費用として認識される。

償却方法、耐用年数及び残存価値は、報告日毎に見直しがなされ、必要に応じて調整される。

ソフトウェアはその使用が開始すると、見積もり耐用年数について定額法で償却される。当年度及び比較前年度のソフトウェアの見積もり耐用年数は、3年から5年である。2019年度に0eHTのために特別に開発されたローン管理システムは、6年の耐用年数に基づき測定されている。

2019年度に0eHTの買収を通じて取得した顧客関係は、6年の耐用年数に割り当てられた。

N - 銀行からの預金及び顧客からの預金

「銀行からの預金」及び「顧客からの預金」の項目は、以下を含む：

- ・現金及び預金勘定の負債
- ・金融市場業務
- ・条件付売買
- ・借入

金融負債は償却原価で測定される。金融負債は、当初認識時に、公正価値に直接取引コストの増分を加えて報告され、その後、金融商品の期間中、実効金利法を適用し償却原価で測定される。

0eKBグループは、伝統的な預金受入れ業務に従事していないため、預金勘定を提供しない。つまり、0eKBグループが保有するすべての勘定は、注記1に記載の基本取引の決済又は担保の保有に関するものである。

0 - 発行済み債務証券

発行済み債務証券は一般的に、償却原価で測定される。発行済み債務証券は、当初認識時に、公正価値に直接取引コストの増分を加えて報告され、その後、金融商品の期間中、実効金利法を適用し償却原価で測定される。

発行済み債務証券は多くの場合、組成時に金利リスク及び通貨リスクに対してヘッジされる。会計上の不一致を回避するために、これらのヘッジされた発行済み債務証券はFVTPLに指定されており、測定による純損益はヘッジ商品と同じ方法で損益計算書に認識される。

報告日付の発行済み債務証券の大半は、AFFG第1(2a)条及び(2b)条に基づくオーストリア共和国の保証が特徴である（前年度と同じ）。

P - 引当金

長期従業員給付引当金

年金及び類似の債務（退職給付）引当金は、IAS第19号の範囲に該当する退職後給付を表す。長期従業員給付引当金には銀行業界の団体協約に基づく死亡クォーターに関する規定が含まれている。

確定給付制度に基づく債務は、予想単位クレジット法（Projected Unit Credit Method）を用いて測定される。この方法に基づき、支払うべき事態が生じた後の予想される給付支払を計算するために動変数が考慮される。これらの支払は、受益者である従業員の残りの平均勤務期間全体にわたり分散している。この方法は、金利コスト（これは、給付が支払に近づいていくため債務が所定の年に増加する金額である。）と勤務コスト（雇用の年度中に従業員により新たに発生する給付）を区別する。勤務コスト及び金利コストは人件費に、従って営業利益に認識される。これに反して、保険数理損益は、損益計算書に組替えられない項目で、その他包括利益に認識される。

確定給付債務の計算には、割引率、給与の増加率及び年金傾向並びに従業員の回転率に関する保険数理上の仮定を含む。これらは経済状況に従って決定される。それぞれの割引率は、適切な満期及び通貨の質の高い社債のイールドに基づき選定される。確定給付債務（以下「DB0」という。）の現在価値は、貸借対照表日の価値で認識される。制度資産（すなわち、それに対して、DB0を相殺するために基金が保有する資産）はない。

年金負債は確定給付及び確定拠出制度の両方に関連する。確定給付制度は、現在及び将来の年金債務から成る。

少数の上級管理職に対して、当グループは一般に勤続年数及び給与水準に基づく確定給付制度を依然として維持する。これらの確定給付退職年金制度は全額引当金により賄われる。

退職給付引当金は、一定の条件を満たす場合、退職時に特定の金額を従業員に払う法律上及び契約上の義務に係する。

計算のための寿命根拠として、AVÖ 2018-Pの従業員向け計算表の最新版が利用される。

主要な仮定は、団体協約の変更及び定期的・臨時的増加を考慮した給与の増加率、並びに2003年予算実施法に基づくASVG（オーストリア国民年金制度）の移行規定による退職年齢である。

主要な仮定

	2024年	2023年
割引率	3.39%	3.24%
将来の給与増加率（退職給付及び年金）	3.20%	3.70%
将来の年金増加率（年金）	2.90%	3.20%
退職年齢		
女性	65歳 (2033年まで段階的に)	65歳 (2033年まで段階的に)
男性	65歳	65歳

適格従業員の大半に対して、0eKBグループは確定拠出制度へ参加する機会を提供する。0eKBグループは、年間給与の決められた割合を年金機関（年金基金）へ移転する義務がある。確定拠出制度は、専用年金機関への拠出の支払いを超えた債務を含まない。拠出は当年度の人件費に認識される。

その他引当金

その他引当金は以下の場合に設定される：

- ・過去の事象の結果、0eKBグループが第三者に対する法的又は現実の債務を有し、
- ・その債務が資源の流出をもたらす可能性があり、
- ・債務の金額が確実に見積もることができる。

引当金は、債務の清算に必要な支出の最善の見積りである金額で設定される。市場金利を基準に決定した債務の現在価値がその額面価額と大きく異なる場合、債務の現在価値が使用される。

EFS金利安定化引当金

オーストリアの輸出促進及び融資制度は、輸出保証法（AusfFG）及び輸出金融保証法（AFFG）という2つの特別法に基づいている。これらの法律に基づき、オーストリア共和国はOeKBに連邦の輸出振興及び融資活動の技術的な銀行業務の取り扱いを委託した。OeKBは、自己の名において、また自らの勘定でEFSを運営している。これは、AFFGに基づく資金調達の受入れ及び顧客銀行（EFSに参加している輸出業者の銀行）に対する関係資金の提供にも適用される。

このため、EFSは固有の法的規制の対象となっており、IFRSいずれかの会計基準により直接カバーされない特定の特徴を有している。

EFS金利安定化の条項は、EFSの特定の目的及びこのプログラムに伴うリスクに基づいている。OeKBは、1968年に連邦大蔵省から委託され、EFSの下で生み出された収益を別個の勘定で回収し、必要に応じてEFSの目的のためにのみ使用することとされた。この義務は、毎年12月のOeKBの監事会の年次の提案を通じて常に満たされており、EFS金利安定化引当金の変更がそれに応じて記載される。したがって、EFSの下で生み出された収益は、他の目的のためにOeKBが使用する、又は現在若しくは将来において所有者が利用することはできず、EFSの目的のためにのみ使用することができる。このように、金利安定化引当金の認識は、EFSの下で蓄積された剰余金がOeKBの自由な処分を受けるのではなく、EFSから生じるリスクの相殺のためにのみ利用可能であるという事実を反映している。

国際的にも独特の輸出金融スキームが開始されて以来、EFS金利安定化引当金は、持続する黒字から積み上げられてきた。OeKBは、連邦大蔵省と調整し、その特別な性質から、この項目を独立して報告することとした。

この項目をこのような特殊な方法で報告する決定は、OeKBによる以下の検討事項に基づいて行われた。IFRSが、EFS金利安定化引当金に配分されるEFSからの剰余金の認識に関する具体的な規則を含んでいないという事実が、この中で考慮された。またこれらの基金は、EFSに直接割り当てられ、EFSの将来発生しうる損失を補填する引当金として役立つという性格を有しているため、認識の評価がより困難である。同時に、ある程度の強制的配分を指摘する要素もある。OeKBはまた、その契約当局（オーストリア共和国／連邦大蔵省）の視点を考慮に入れ、EFSに対する代理人の義務を明確に認識した。従ってOeKBは、AFFGの下で資金を受け入れ、この資金を顧客である銀行に支出するにあたり、自己の名で自己の勘定において行為する。IAS第37号の10条以下により、引当金は、不確実な時期又は金額の負債である。負債とは、過去の事象から生じ、かつ、その決済のために、経済的価値を有する資源の流出が生じると見込まれる会社の現在の義務である。義務事由とは、会社が義務を履行するための現実的な代替手段を持たない、法律上又は事実上の義務を生み出す事由をいう。

しかしながら、持分が、その債務の全額を控除した後の企業の資産の残余持分を立証する契約であると規定するIAS第32号11条の定義がこの項目に適用される場合、EFS金利安定化条項に割り当てられる資金は、これらの要件を満たさない。これらの資金は、EFS内での使用のみを目的としている。

経営陣は、IFRSの規定を考慮に入れ、契約当局（連邦大蔵省）と協調して、注記の記述と共に、EFS金利安定化引当金を負債商品と資本性商品との間に貸借対照表上の特別項目として直接認識することを決定した。従って、経営陣は、IAS第1号に従い、その特殊性により、貸借対照表においてこの項目を直接認識している。このような方法で報告することにより、OeKBは、EFS金利安定化引当金がOeKBにとって将来の義務であり、株主はEFSからこれらの資金を入手することができないことを明確に示すことができる。この説明はまた、EFS金利安定化引当金の中の資金は、明らかにEFSの資産としてOeKBが見なしており、EFS内でのみ使用することができるという見解を支持するものである。

ウィーンの企業向担当連邦税務署は、EFSの実効借換金利を引き下げるために使用される限り、EFS金利安定化引当金を控除債務項目として認めてきた。従って、この項目は暫定的に非課税である。

Q - 1株当たり利益

希薄化前1株当たり利益は、普通株式の株主に帰属する当期利益及び発行済株式の加重平均数に基づき、計算される。

希薄化後1株当たり利益は、潜在的普通株式による全ての潜在的希薄化効果を調整した後の、普通株式の株主に帰属する当期利益及び発行済み株式の加重平均数に基づき、計算される。

注記3 公正価値の決定

0eKBグループの多数の会計方法及び開示は、金融資産及び金融負債の公正価値の決定を必要とする。財務部、リスク・コントロール部及びトレジャリー部のメンバーで構成される査定チームが公正価値を測定する。公正価値測定の監視は、集中され、執行取締役会全体に報告される。

0eKBグループは公正価値決定について確立された管理の枠組みを維持する。金融商品を公正価値で測定する責任は、トレーディング・ユニットからは独立している。具体的な管理は以下を対象とする：

- ・ 観察可能な価格の検証
- ・ 評価モデルの認証及びキャリブレーション
- ・ 新モデルの見直しと承認プロセス及び既存モデルの変更

査定チームは定期的に、重要な観察できない投入要因並びに再測定の損益を検討する。第三者からの情報（例えばブローカー又は価格決定サービスからの相場）が公正価値の決定に利用される場合、査定チームは、かかる測定が、第三者から入手した入力データを検討する。この検討は以下を含む：

- ・ ブローカー又は価格情報サービスから入手した価格が一般的に0eKBにより認識されているか
- ・ 公正価値決定の理解：どの程度までこれは実際の市場取引を示しているか、公正価値は活発な市場における同様の商品の上場価格を示しているか
- ・ 類似商品の価格が公正価値の測定に使用される方法及びこれらの価格が測定されている商品の性質を説明するために調整される方法の理解
- ・ 同じ金融商品について多数の値付けされた価格を受領した場合、公正価値がこれらの見積もりをベースに決定されたこと。

これは、これらの測定が割当てられるべき公正価値の階層のレベルを含み、IFRSの要件を満たすという結論を裏付ける。

重要な評価結果は監査委員会に報告される。

0eKBグループは、可能な場合、資産及び負債の公正価値を決定するために入手可能な市場データを使用する。評価技法で使用される投入要因に基づき、公正価値は公正価値階層の異なるレベルに割当てられる。

- ・ レベル1：同一の資産又は負債の活発な市場における（調整なしの）相場価格。
- ・ レベル2：資産又は負債に関して、直接的（すなわち価格として）もしくは間接的（すなわち価格から算出される金額として）に観察できる、レベル1において検討した相場価格以外の評価のパラメーター。
- ・ レベル3：観察可能な市場データに基づかない、資産又は負債の評価パラメーター。

要求払いの項目については、公正価値は正味帳簿価格に等しい。これは現金及び現金同等物に特に適用される。

貸借対照表日付で観察され、定評ある外部情報源より得られる適切な市場価格及び金利が、銀行貸付、顧客貸付、銀行からの預金、顧客からの預金並びに発行済み債務証券の公正価値を決定する当初の変数として、可能な限りにおいて使用される。契約上のキャッシュフローの割引現在価値がこのデータを用いて計算される。この方法により測定される金融商品は、IFRS第13号の公正価値階層のレベル2に割当てられる。

- ・ 「銀行貸付」及び「顧客貸付」の項目中のEFS貸付の大半は、オーストリア共和国からのAusfFG保証の対象である（注記1も参照のこと。）。保証のために、債権は締結された時点により均一の条件に従う。したがって、これら資産の評価にあたり、合意された契約上のキャッシュフローは、市場で観察可能かつオーストリア共和国の信用スプレッドで調整されたイールド・カーブを用いて割引かれる。
- ・ 観光金融に関連する「顧客貸付」の大半は、オーストリアの銀行による保証又はオーストリア共和国の保証の対象である。特に低水準のデフォルトリスクを持つ貸付の一部について、担保が用意されている。

受領した保証は、ローンの信用格付に重大な影響を与え、このために、保証人の信用スプレッドに基づく、市場で観察可能なイールド・カーブは、これらの債権の公正価値を測定する際に契約上合意されたキャッシュフローを割引くために使用される。不動産担保付きローンの公正価値測定には、オーストリア共和国の信用スプレッドに基づく、市場で観測可能なイールド・カーブを用いて、契約上合意されたキャッシュフローを割引く。このアプローチは、不動産担保の受入れに厳格な要件を適用し、顧客のデフォルトリスクが低いことに反

映されている、貸付実行の商慣行に沿ったものである。この極めて低い信用リスクのために、概算はオーストリア共和国の信用スプレッドに基づいている。

これらの貸付に適用されるイールド・カーブに81bp（2023年度：78bp）の-marginが加わり、観光金融の管理費から引き出される。

- ・市場で観察可能なイールド・カーブが、EFSに関連する、銀行からの預金及び顧客からの預金並びに発行済み債務証券の公正価値を決定する際、合意された契約上のキャッシュフローを割引くために使用される。このために、評価日時点の市場で0eKBについて観察可能な信用スプレッドが考慮される。EFSの下で発行された債券は、オーストリア共和国からの不可分の債務保証でカバーされている。これらは公正価値の算出に考慮されないが、0eKBの信用格付はオーストリア共和国の信用格付と密接にリンクしている。市場で観測可能なイールド・カーブは、観光金融に関連する銀行からの預金や顧客からの預金の公正価値を決定する際に、契約上合意されたキャッシュフローを割引くために利用される。このために、0eHTから算出され、評価日の市場で観測可能な信用スプレッドが考慮される。

従って、回収のための保有ビジネスモデルに該当せず、SPPI基準に満たないその他金融資産は、値付けされた市場価格に基づき決定される公正価値で認識される。これらの金融商品は、IFRS第13号の公正価値階層のレベル1に割当てられる。開発融資に関連する債券の中には、市場価格のないものがある。このような場合、公正価値は契約上合意されたキャッシュ・フローを割引いて決定される（レベル2）。

0eKBグループはまた、開発援助のためにマイクロファイナンス基金を保有している。これらの基金については、上場価格はない。このような場合、公正価値は、ファンドマネージャーが入手した情報と純資産価値（NAV）を用いて四半期ごとに決定され、レベル1に割り当てられている。このNAVは、ファンドのユニットが償還される価格である。

開発途上及び新興諸国へのエクイティ投資に焦点を合わせた、プライベート・エクイティ・ファンドへの投資もまた行われる。これらのファンドの公正価値は、IPEV評価基準に基づき決定されており、主に市場価格に基づく評価方法に由来するものであり、レベル3に指定されている。評価は主に、上場企業及び類似企業のグループから導き出されたEBITDA及びP/E乗数に基づいている。使用される測定方法は、企業固有の情報や条件、並びに市場性や支配力が損なわれた場合に適用される割引額を考慮に入れる。したがって、公正価値は、主として投入要素、乗数及び対応する損益計算書の数値に依存する。

専らヘッジ目的で保有されるデリバティブ金融商品は、標準モデルを用いて測定される。このモデルは割引キャッシュフロー法に基づく。このモデルに基づき、公正価値は現在のスワップカーブ（信用価値の調整（CVA及びDVA）を含む。）により合意された契約上のキャッシュフローを割引くことで決定される。信用価値調整（CVA）は金融取引における取引相手のデフォルトリスクの価格見積もりである。負債評価調整（DVA）はある企業の自身のデフォルトリスクを見積もる。

CVA/DVAを決定するにあたり、0eKBグループは、信用損失によるバーゼル規制資本の方法を使用する。これは以下の変数の経路依存の乗数及びその合計に基づく。

- ・デフォルト時のエクスポージャー。特定の将来の時点での公正価値、モンテカルロ・シミュレーションを利用して計算される。
- ・デフォルトの可能性。これらの時点でのデフォルト可能性は、取引相手のCDSスプレッド又は会社自身のCDSスプレッドから計算される。
- ・デフォルトが与える損失：取引相手のデフォルト又は自身のデフォルトの場合、予想回収額の見積もり。

報告日現在のCVAの価値調整は1.6百万ユーロ（2023年度：0.6百万ユーロ）、DVA価値調整は0.8百万ユーロ（2023年度：1.0百万ユーロ）であった。

AFFG第1(2b)条に基づく保証の公正価値は（注記1も参照のこと。）、レート保証付発行済み債券の全ての将来の利息及び元本のキャッシュフロー（最終的な債務＝デリバティブ金融商品後）に基づいており、これは資金調達通貨で発行され、AFFGが保証するレート（AFFGのレート保証は考慮しない。）で、並びに先物外国為替レート（AFFGのレート保証は考慮しない。）でユーロに換算される。AFFGレート保証を考慮したユーロ金額とAFFG保証を考慮に入れないユーロ金額の差異は、各最終債務について毎日計算され、オーストリア共和国の保証がカバーする潜在的なレートの差異を表す（現在の為替レートを新債務に適用する将来の決定は新たな契約として処理される。）。保証の公正価値は、マイナスのレート差異及びプラスのレート差異について0eKBのリファイナンスカーブのために、オーストリア共和国のリファイナンススプレッドを考慮する以前に計算した一連の潜在的なレート差異を

割引いて計算され、「AFFG第1(2b)条に基づく保証」の項目に認識される。AFFG第1(2b)条に基づく保証のためのCVAの価値調整は、報告日現在、59.0百万ユーロ（2023年度：0.8百万ユーロ）であり、DVAの価値調整は106.6百万ユーロ（2023年度：7.2百万ユーロ）であった。この変化は、基本的にリスク・フリー・レートに対する政府債カーブと0eKBリファイナンス・カーブのスプレッドの変化によるものである。

レベル1又はレベル2のいずれにも該当しない金融商品は、独立した分類（レベル3）に割り当てなければならない。レベル3の中で、公正価値は、特別な量的及び質的情報を用いて決定される。レベル3には、上記のプライベート・エクイティ・ファンド及びその他の子会社への投資が含まれる。ウィーン証券取引所（Wiener Börse AG）の公正価値は配当割引モデルに従った評価に基づき決定される。公正価値及び感応度を決定するのに使用するパラメーターは、注記18に説明する。

下記の表は、レベル3の公正価値で測定した金融商品の認識を示す。

レベル3の帳簿価格の一致

（単位：1,000ユーロ）	2024年	2023年
1月1日現在	43,331	41,495
追加	-	-
処分	(571)	-
利益・損失の合計		
その他包括利益計算書中（その他非連結会社への投資の公正価値[FVOCI]測定による純損益）	(220)	1,718
損益計算書中（損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る損益）	(881)	118
12月31日現在	41,659	43,331

下記の表は、公正価値の階層による報告日現在の公正価値で測定される金融商品、及び公正価値で測定されない金融商品の公正価値を示す。この金額は、貸借対照表に報告される数字に基づく。

2024年公正価値階層

(単位：1,000ユーロ)	注記	帳簿価格	公正価値	レベル1	レベル2	レベル3
公正価値で測定する金融資産						
銀行貸付	17	2,692,275	2,692,275	-	2,692,275	-
債券及びその他固定金利債券		1,328,344	1,328,344	1,328,344	-	-
株式持分及びその他変動利付債券		419,942	419,942	414,188	-	5,755
その他非連結会社への投資		35,904	35,904	-	-	35,904
その他金融資産	18	1,784,191	1,784,191	1,742,532	-	41,659
デリバティブ金融商品	19	890,020	890,020	-	890,020	-
AFFG第1(2b)条に基づく保証	19	6,912,883	6,912,883	-	6,912,883	-
公正価値で測定しない金融資産						
現金及び現金同等物	16	939,737	939,737	-	939,737	-
銀行貸付	17	18,109,154	17,897,357	-	17,897,357	-
顧客貸付	17	2,243,855	2,244,152	-	2,244,152	-
その他金融資産	18	895,299	899,890	793,995	105,894	-
公正価値で測定する金融負債						
発行済み債務証券	23	22,459,432	22,459,432	-	22,459,432	-
デリバティブ金融商品	19	972,025	972,025	-	972,025	-
公正価値で測定しない金融負債						
銀行からの預金	22	957,783	951,674	-	951,674	-
顧客からの預金	22	1,083,502	1,083,506	-	1,083,506	-
発行済み債務証券	23	6,385,472	6,591,464	-	6,591,464	-

2023年公正価値階層

(単位：1,000ユーロ)	注記	帳簿価格	公正価値	レベル1	レベル2	レベル3
公正価値で測定する金融資産						
銀行貸付	17	2,138,262	2,138,262	-	2,138,262	-
債券及びその他固定金利債券*		1,320,787	1,320,787	1,320,787	-	-
株式持分及びその他変動利付債券		369,565	369,565	362,930	-	6,636
その他非連結会社への投資		36,696	36,696	-	-	36,696
その他金融資産	18	1,727,049	1,727,049	1,683,717	-	43,331
デリバティブ金融商品	19	463,801	463,801	-	463,801	-
AFFG第1(2b)条に基づく保証	19	7,117,500	7,117,500	-	7,117,500	-
公正価値で測定しない金融資産						
現金及び現金同等物	16	497,877	497,877	-	497,877	-
銀行貸付	17	19,780,079	19,631,288	-	19,631,288	-
顧客貸付	17	2,282,332	2,280,545	-	2,280,545	-
その他金融資産*	18	879,052	881,149	778,779	102,370	-
公正価値で測定する金融負債						
発行済み債務証券	23	19,346,129	19,346,129	-	19,346,129	-
デリバティブ金融商品	19	2,148,639	2,148,639	-	2,148,639	-
公正価値で測定しない金融負債						
銀行からの預金	22	1,139,829	1,130,827	-	1,130,827	-
顧客からの預金	22	1,134,417	1,134,426	-	1,134,426	-
発行済み債務証券	23	8,662,717	8,839,969	-	8,839,969	-

＊2023年の数字はその他金融資産のレベルの割り当てに誤りがあったため、調整された。

0eKBグループは、公正価値階層のレベル間の組替えを、変更が発生した報告期間末時点で認識する。当会計年度において、組み替えは行われなかった。

注記4 セグメント情報

0eKBグループの業務は以下の事業セグメントごとに表示される。これら4つのセグメント（「輸出業務」、「資本市場業務」、「観光業務」及び「その他業務」）の概要は、ビジネスモデル、社内の組織構造及び最高経営意思決定機関である執行取締役会への追加の社内財務報告を基準とする。これらのセグメントの定義は、セグメントへの資源の配分及び業績の判断のために定期的に見直しをされる。主要な数字は、（すべてのセグメントにおける）税引前当期純利益、輸出業務及び観光業務の純利息収入並びに輸出業務及び資本市場業務の手数料収支である。

「輸出業務」セグメントは、0eKBの輸出金融スキーム、オーストリア・エントヴィックルングスバンクAGの事業活動及び輸出保証法に基づく公認代理人としての0eKBによるオーストリア共和国の保証の管理を対象とする。EFSの法的根拠のために、事業活動の地域的な中心は、オーストリアである。仮に外国銀行がEFSの基準を満たす場合、当該外国銀行はEFSに参加する資格がある。ファイナンスに適格であるためには、当該物品供与又はサービスは、直接又は間接にオーストリアの経常収支の改善をもたらさなければならない。

「資本市場業務」セグメントは、資本市場（証券データ、ファンドのキャピタルゲインの税務報告業務の契約の核心、KMGに基づく通知事務所、政府債券の発行事務所）及びエネルギー市場の決済サービス並びに0eKB CSD GmbH及びCCPAの持分の運営のための0eKBの全ての証券及びインフラストラクチャーに関するサービスを対象とする。

「その他非連結会社への投資からの当期収入」は、当該会社の活動もこのセグメントに該当する場合、本セグメントに割当てられる。

「観光業務」セグメントは、オーストリア・ホテル・ウント・ツーリズムバンク・ゲゼルシャフトm.b.Hの事業活動（観光及びレジャー経済の振興及び金融）を含む。これらの事業活動はオーストリアの会社に限定される。

「その他業務」セグメントは、自己勘定売買ポートフォリオ、賃貸収入及び他のセグメントに割当てられないその他非連結会社への投資からの収入で構成される。同セグメントはまた、0eKBグループの民間信用保険業務及び0eKBによるCOFAG COVID-19つなぎ保証の運営管理（注記1も参照のこと）並びに0eKB > ESG Data Hubに関連する業務を含む。

セグメント実績

セグメント間業務に計上される金額は、原価で提供されるサービスを表す。報告セグメントの金額と連結貸借対照表及び連結包括利益計算書に記録された金額とは一致する必要はない。なぜなら連結項目は直接セグメントに割当てられるからである。

2024年度事業セグメント別業績

（単位：1,000ユーロ）	輸出業務	資本市場業務	観光業務	その他業務	合計
利息収入	872,133	214	48,506	44,151	965,004
利息支払	(769,921)	(1)	(37,137)	(23,948)	(831,006)
純利息収入	102,213	213	11,370	20,203	133,999
手数料収入	18,749	44,598	6,977	2,090	72,415
手数料支払	(19,644)	(1,184)	(2,701)	(694)	(24,223)
手数料収支	(895)	43,415	4,276	1,396	48,193
信用リスク引当金（純額）	(355)	-	66	9	(280)
金融商品の純損益、損益を通じて公正価値で測定	200	(3)	(1)	148	343
金融商品の認識中止による純損益、損益を通じて公正価値で測定されないもの	(3)	-	-	(1)	(4)

その他非連結会社への投資からの当期収入	-	2,699	-	660	3,359
持分法投資損益の持分割合(税引後)	-	2,011	-	3,539	5,550
一般管理費	(67,285)	(28,980)	(8,809)	(6,548)	(111,621)
その他営業収支	(1,649)	238	1,218	6,473	6,281
税引前利益	32,227	19,593	8,120	25,879	85,819
セグメント資産	32,598,713	80,064	1,259,180	691,144	34,629,102
セグメント負債	31,808,130	26,150	1,176,274	677,302	33,687,855

報告セグメントの税引前利益は損益計算書において報告される税引前利益と同額である。

2023年度事業セグメント別業績

(単位：1,000ユーロ)	輸出業務	資本市場業務	観光業務	その他業務	合計
利息収入	786,100	110	44,343	42,289	872,842
利息支払	(688,130)	(0)	(34,677)	(26,287)	(749,094)
純利息収入	97,970	110	9,666	16,002	123,748
手数料収入	17,587	41,592	6,500	1,800	67,480
手数料支払	(19,817)	(1,176)	(2,717)	(563)	(24,273)
手数料収支	(2,230)	40,416	3,783	1,237	43,206
信用リスク引当金(純額)	447	-	270	(36)	682
金融商品の純損益、損益を通じて公正価値で測定	(780)	0	-	(236)	(1,016)
金融商品の認識中止による純損益、損益を通じて公正価値で測定されないもの	(3)	-	-	(0)	(3)
その他非連結会社への投資からの当期収入	-	2,323	-	246	2,569
持分法投資損益の持分割合(税引後)	-	1,490	-	9,646	11,137
一般管理費	(65,958)	(24,731)	(7,823)	(6,102)	(104,615)
その他営業収支	(1,570)	439	893	5,402	5,164
税引前利益	27,876	20,048	6,789	26,160	80,872
セグメント資産	32,529,260	98,175	1,281,787	1,133,709	35,042,931
セグメント負債	32,062,168	45,967	1,198,497	814,354	34,120,985

報告セグメントの税引前利益は損益計算書において報告される税引前利益と同額である。

0eKBグループ連結包括利益計算書に対する注記

注記5 連結包括利益計算書

収益及び費用は発生したときに認識される。

利益及び純損失は、損益計算書上に認識される公正価値の変動、評価損、損益計算書上の評価損の戻入れ、為替レートの変動並びに認識からの除去により影響を受ける。

注記6 純利息収入

(単位：1,000ユーロ)	2024年 償却原価	2024年 FVTPL (指定)	2024年 FVTPL (義務)	2024年 合計
金融市場商品	72,304	-	-	72,304
貸付業務	776,630	112,468	-	889,098
証券	24,990	59,092	31,114	115,196
発行済み債務証券	-	59	-	59
計上利息に関するEFS金利安定化引当金の割当 又は使用	(413,429)	304,141	(2,365)	(111,653)
利息収入	460,496	475,760	28,749	965,004
金融市場商品	(59,207)	-	-	(59,207)
貸付業務	(24,835)	(55)	-	(24,889)
証券	-	-	-	-
発行済み債務証券	(247,526)	(398,803)	-	(646,330)
AFFG第1(2)条に基づく保証のために発行され る債務証券に関する保証手数料（注記1を参 照のこと）	(23,677)	(76,902)	-	(100,579)
利息支払	(355,246)	(475,760)	-	(831,006)
純利息収入	105,250	0	28,749	133,999

(単位：1,000ユーロ)	2023年 償却原価	2023年 FVTPL (指定)	2023年 FVTPL (義務)	2023年 合計
金融市場商品	81,860	-	-	81,860
貸付業務	674,721	86,801	-	761,522
証券	16,827	49,774	22,923	89,524
発行済み債務証券	-	284	-	284
計上利息に関するEFS金利安定化引当金の割当 又は使用	(297,993)	240,094	(2,448)	(60,348)
利息収入	475,414	376,953	20,475	872,842
金融市場商品	(56,486)	-	-	(56,486)
貸付業務	(24,828)	(108)	-	(24,937)
証券	-	-	-	-
発行済み債務証券	(266,409)	(314,534)	-	(580,943)
AFFG第1(2)条に基づく保証のために発行され る債務証券に関する保証手数料（注記1を参 照のこと）	(24,418)	(62,310)	-	(86,728)
利息支払	(372,141)	(376,953)	-	(749,094)
純利息収入	103,273	-	20,475	123,748

利息収入には、COVID-19による危機に対応して開始された輸出銀行特別リファイナンス枠から生ずる0.1百万ユーロ（2023年度：0.6百万ユーロ）の収入を含む。

その他利息収入には、マイナス金利による損失が0.1百万ユーロ（2023年度：0.3百万ユーロ）含まれている。利息支払（実効金利法を用いて計算）には、マイナス金利による損失が0.2百万ユーロ（2023年度：0.4百万ユーロ）含まれており、その他利息支払には、マイナス金利による損失が0.1百万ユーロ（2023年度：0.1百万ユーロ）含まれている。

注記7 手数料収支

(単位：1,000ユーロ)	2024年	2023年
---------------	-------	-------

貸付業務収入	4,558	4,045
貸付業務費用	(20,780)	(20,933)
貸付業務	(16,223)	(16,888)
証券業務収入	41,066	38,393
証券業務費用	(1,645)	(1,599)
証券業務	39,421	36,794
保証収入	20,360	19,133
保証費用	(1,230)	(1,292)
保証	19,130	17,841
エネルギー交換決済収入	3,292	3,055
エネルギー交換決済費用	-	-
エネルギー交換決済	3,292	3,055
その他サービス収入	3,139	2,852
その他サービス費用	(567)	(449)
その他サービス	2,572	2,403
手数料収支	48,193	43,206
うち、収入	72,415	67,480
うち、費用	(24,223)	(24,273)

貸付業務からの手数料収入は、主に開発銀行の業務、オーストリア共和国の開発援助ローンのサービシング及びOeHT（観光融資）を通じたERPローンのサービシングによるものであった。貸付業務からの手数料支払は、主に開発銀行の業務及び観光融資に関連してAusfFGに従いオーストリア共和国に支払う保証料によるものであった。オーストリア共和国はこれらの保証に基づくこれらの取引のデフォルトリスクを仮定した。収支は全て、償却原価で測定される金融商品から派生した。

証券業務による手数料収支はオーストリアの資本市場のためにOeKBグループにより提供されるサービスによるものであった。これらのサービスは主に、証券口座管理及び証券取引の取得並びに政府債券の入札業務、証券に関する法律上要求される報告の技術的基盤の管理、オーストリア証券へのISINコードの割当て及びマスター・データ及び満期データのための証券データサービスに関するものであった。

保証業務は、主にオーストリア共和国を代理してOeKBが提供する輸出保証業務のサービスである（注記1も参照のこと）。OeKBが請求する処理手数料はオーストリア共和国のために徴収する保証料に基づく。処理手数料は発生主義で認識される。OeKBグループの保証業務は、また観光融資に関連する連邦政府保証の運用に関するサービスを含む。

COVID-19による危機の開始時に、担当省庁は、OeKBを危機を克服する施策の実施に従事させた（注記1も参照のこと）。0.5百万ユーロ（2023年度：0.5百万ユーロ）の手数料収入がこれらの業務に認識され、輸出銀行特別リファイナンス枠の保証処理に関連する。0.8百万ユーロ（2023年度：0.6百万ユーロ）の手数料収入がCOFAGつなぎ保証の処理を通じて生み出された。観光業、レストラン及びレジャー企業に対するCOVID-19支援処理に関するOeHT業務の手数料収入は、1.8百万ユーロ（2023年度：1.4百万ユーロ）であった。

中心のかつ独立したプロバイダーとして、OeKBは格付業務、金融決済及びリスク管理に関連してエネルギーの決済サービスを提供する。

その他サービスからの手数料収支は、主に徴収した口座管理・取引手数料及びオーストリア共和国の開発援助対策に関する信託業務からの収入であった（注記35を参照のこと。）。

以下の表は、手数料収支を最も重要なサービス別に分類したものである。この表はまた、OeKBグループの報告セグメントへの収入の割り当てを示している。

(単位：1,000ユーロ)	輸出業務	資本市場 業務	観光業務	その他業務	2024年
収入					
信用業務	1,986	-	2,572	-	4,558
証券業務	-	41,066	-	-	41,066
保証	15,122	-	4,406	832	20,360
エネルギー決済	58	3,234	-	-	3,292
その他業務	1,583	298	-	1,258	3,139
合計	18,749	44,598	6,977	2,090	72,415
内訳：特定の時点で提供され る業務	7,576	20,542	-	738	28,856
内訳：一定期間にわたり提供 される業務	11,173	24,056	6,977	1,353	43,559

IFRS第15号に基づく手数料収支ー2023年度

(単位：1,000ユーロ)	輸出業務	資本市場 業務	観光業務	その他業務	2023年
収入					
信用業務	1,776	-	2,269	-	4,045
証券業務	-	38,393	-	-	38,393
保証	14,330	-	4,231	573	19,133
エネルギー決済	47	3,008	-	-	3,055
その他業務	1,434	191	-	1,227	2,852
合計	17,587	41,592	6,500	1,800	67,480
内訳：特定の時点で提供され る業務	6,410	19,664	-	698	26,773
内訳：一定期間にわたり提供 される業務	11,177	21,928	6,500	1,102	40,707

その他の負債には、顧客とのサービス契約から生じる収益に関連する繰延負債が16.2百万ユーロ含まれていた（2023年度：17.2百万ユーロ）。これらの負債は、主に輸出保証及び観光保証に関連して既に受領した手数料に起因する。これらの手数料は、0eKBグループが運営するオーストリア共和国からの保証条件が1年を超えた場合、特定の期間にわたって計上された。

過年度に受領した手数料から2024年度に記録された収支は、5.1百万ユーロ（2023年度：4.6百万ユーロ）であった。

IFRS第15号で認められているとおり、2024年12月31日現在、予想残存期間が1年以下の残存サービス債務については開示が行われなかった。

注記8 信用リスク引当金

この項目は、IFRS第9号の予想信用損失の減損モデルの対象である、金融商品に係る減損費用及び減損費用の戻し入れを含む。POCI資産の変動もまたこの項目において表示される。

(単位：1,000ユーロ)	2024年	2023年
信用リスク引当金（純額）の割当/戻し入れ		
銀行貸付	37	(10)

顧客貸付	(59)	(67)
その他金融資産	3	(7)
信用リスク引当金(純額)の割当/取崩し	(19)	(85)
ステージ移管による変動		
銀行貸付	-	-
顧客貸付	(123)	(210)
ステージ移管による変動	(123)	(210)
現在価値効果、リスクパラメータ及びモデル変更による変更		
銀行貸付	11	99
顧客貸付	228	543
その他金融資産	9	(28)
現在価値効果、リスクパラメータ及びモデル変更による変更	247	614
POCI資産の変動		
顧客貸付	(356)	449
POCI資産の変動	(356)	449
EFS金利安定化引当金に割当てられた金融商品の純損益の振替	(29)	(86)
信用リスク引当金純額	(280)	682

貸倒引当金に関する詳細な情報は、注記37において説明する。

注記9 損益を通じて公正価値で測定される金融商品の純損益

2024年度の金融商品の公正価値測定による純損益

(単位：1,000ユーロ)	EFSに割当てられた金融商品				EFSに割当てられていない金融商品		2024年合計
	公正価値 オプション	FVTPL	ヘッジング 取引	合計	FVTPL	合計	
以下の公正価値の変動：							
銀行貸付	48,467	-	-	48,467	-	-	48,467
その他金融資産	43,688	-	-	43,688	217	217	43,905
デリバティブ金融商品	-	-	1,485,945	1,485,945	-	-	1,485,945
AFFG第1(2b)条に基づく保証	-	-	(1,316,979)	(1,316,979)	-	-	(1,316,979)
発行済み債務証券	(224,037)	-	-	(224,037)	-	-	(224,037)
公正価値の変動	(131,882)	-	168,965	37,083	217	217	37,301
EFSに割当てられた金融商品の純損益のEFS金利安定化引当金への振替	131,882	-	(168,965)	(37,083)	-	-	(37,083)
公正価値測定による純損益	-	-	-	0	217	217	217
外国為替差異による純損益	-	-	-	-	-	126	126
公正価値測定による純損益	-	-	-	0	-	217	217
金融商品に係る純損益	-	-	-	0	-	343	343

信用スプレッドの変動から生じる銀行貸付の公正価値の変動の持分は、当年度中、マイナス30.6百万ユーロ（2023年度：マイナス25.4百万ユーロ）となり、合計ではマイナス52.8百万ユーロ（2023年度：マイナス22.2百万ユーロ）となった。

信用スプレッドの変動から生じる発行済み債務証券の公正価値の変動の持分は、当年度中マイナス26.7百万ユーロ（2023年度：マイナス12.4百万ユーロ）となり、合計でマイナス141.1百万ユーロ（2023年度：マイナス114.4百万ユーロ）であった。

2024年度の金融商品の外国為替差異による純損益

(単位：1,000ユーロ)	EFSに割当てられた金融商品	EFSに割当てられていない金融商品	2024年合計
外国為替差異による利益	135,999	113,593	249,593
外国為替差異による損失	(1,245,997)	(113,467)	(1,359,464)
小計	(1,109,998)	126	(1,109,872)
AFFG第1(2b)条に基づく保証による外国為替差異	1,112,362		1,112,362
EFSに割当てられた金融商品の純損益のEFS金利安定化引当金への振替	(2,364)	-	(2,364)
外国為替差異に係る純損益	0	126	126

外国為替差異の損益は、主にEFSに割り当てられていない金融商品の米ドルの評価から、及び主にEFSに割り当てられた金融商品のスイス・フランの評価から生じた。為替レートはAFFG第1(2b)条に基づく保証によりヘッジされているため、外国為替差異を通じて大半が相殺された。

2023年度の金融商品の公正価値測定による純損益

(単位：1,000ユーロ)	EFSに割当てられた金融商品				EFSに割当てられていない金融商品		2023年合計
	公正価値 オプション	FVTPL	ヘッジング 取引	合計	FVTPL	合計	
以下の公正価値の変動：							
銀行貸付	110,723	-	-	110,723	-	-	110,723
その他金融資産	34,839	-	-	34,839	(644)	(644)	34,195
デリバティブ金融商品	-	-	(711,720)	(711,720)	-	-	(711,720)
AFFG第1(2b)条に基づく保証	-	-	985,115	985,115	-	-	985,115
発行済み債務証券	(465,738)	-	-	(465,738)	-	-	(465,738)
公正価値の変動	(320,176)	-	273,395	(46,781)	(644)	(644)	(47,425)
EFSに割当てられた金融商品の純損益のEFS金利安定化引当金への振替							
	320,176	-	(273,395)	46,781	-	-	46,781
公正価値測定による純損益	-	-	-	0	(644)	(644)	(644)
外国為替差異による純損益	-	-	-	0	-	(372)	(372)
公正価値測定による純損益	-	-	-	0	-	(644)	(644)
金融商品に係る純損益	-	-	-	0	-	(1,016)	(1,016)

2023年度の金融商品の外国為替差異による純損益

(単位：1,000ユーロ)	EFSに割当てられた 金融商品	EFSに割当てられてい ない金融商品	2023年合計
外国為替差異による利益	392,257	166,980	559,237
外国為替差異による損失	(326,655)	(167,352)	(494,006)
小計	65,603	(372)	65,230
AFFG第1(2b)条に基づく保証に よる外国為替差異	(66,055)	-	(66,055)
EFSに割当てられた金融商品の 純損益のEFS金利安定化引当金 への振替	453	-	453
外国為替差異に係る純損益	0	(372)	(372)

注記10 損益を通じて公正価値で測定しない金融商品の認識中止にかかる純損益

報告期間中、償却原価で測定された資産は売却されなかった（2023年度：ゼロ）。

注記11 その他の非連結会社への投資による当期利益

その他の非連結会社への投資による当期利益3.4百万ユーロ（2023年度：2.6百万ユーロ）には、売買目的で保有しているのではないエクイティ商品からの配当金収入が含まれており、これはその他の包括利益を通じて公正価値で測定されている。これらは、その他の非連結会社に対する戦略的な長期投資である。報告期間中の配当収入は、売却された、若しくはその他の認識が中止された重要な持分保有には関連しなかった。

0eKBは、報告期間中にその他の包括利益からの累積損益を株主資本に分類替えをしなかった。報告期間中に、重要な持分保有は、売却又は認識中止されなかった。

純帳簿価額及びそれに対応する公正価値の詳細は、注記38「連結の範囲」に記載されている。公正価値の変動は、その他の包括利益に表示される。

注記12 一般管理費

一般管理費

(単位：1,000ユーロ)	2024年	2023年
給与	(51,358)	(47,675)
社会保険費用	(11,534)	(10,997)
退職給付費用及び社会保障費	(7,886)	(8,222)
人件費	(70,778)	(66,895)
事業スペース費用	(8,281)	(8,618)
オフィス運営費及び通信費	(373)	(353)
IT経費	(15,609)	(12,490)
職業訓練費	(713)	(635)
旅費及び車両費	(1,101)	(862)
広告費、会費、業務連絡費	(1,236)	(1,093)
データサービス	(1,950)	(1,866)
法的コンサルティング、監査（EFS費用を含む。）、及び保険	(4,552)	(3,273)
うち、監査法人に対するもの、 連結財務書類及び年次財務書類の監査	(484)	(453)
うち、監査法人に対するもの、監査関連業務	(354)	(160)
うち、監査法人の関係会社に対するもの、その他 コンサルティング業務	(25)	-
その他管理費用（有形固定資産）	(1,082)	(3,134)
一般管理費（有形固定資産）	(34,898)	(32,324)

固定資産及び無形資産の減価償却及び償却	(5,945)	(5,396)
一般管理費	(111,621)	(104,615)

人件費は前期比で5.8%増加した。この増加は主に、従業員給与の適正化を必要とする団体協約における賃上げによるものである。

その他管理費用の増加は、デジタル化プロジェクト（特にサイバーセキュリティに関するもの）の支出増、及び法的・コンサルティング・サービスの支出増に起因する。

有形固定資産及び無形資産の減価償却及び償却の増加は、新しい家具（未来のオフィス）に関連する什器備品及び設備の増加、並びに当年度に完了したデジタル化プロジェクトの増加による減価償却率の増加によるものである。デジタル化プロジェクトの完了は、償却額の増加にもつながった。

監査法人に対する費用0.9百万ユーロ（2023年度：0.6百万ユーロ）は、連結財務書類及び個別財務書類の監査費用、オーストリア輸出入銀行のEFS発行業務に関連する監査関連業務費用、及び監査法人のネットワークによるその他業務の費用から構成されている。

注記13 その他営業収支

「その他営業収支」は主に、0eKBが外注業務（例えば、財務、ITサービス、人事及び文化、ESGデータハブ並びにその他サービス）の提供により受取るサービス手数料並びにインプットVAT控除による収入に関連した。

その他営業費用は、主にオーストリア共和国の財政当局に支払う銀行安定税に関連した。

以下の表は、その他営業収支のうち、IFRS第15号に基づく顧客との契約に起因する部分を示している。これらは0eKBグループの報告セグメントに配分され、収益の実現時期別に分類されている。

IFRS第15号に基づくその他収支－2024年度

(単位：1,000ユーロ)	輸出業務	資本市場業務	観光業務	その他業務	2024年
担当スタッフ	-	-	-	245	245
請求済み業務	279	606	125	1,900	2,909
その他収入	279	606	125	2,145	3,155
うち、特定の時点で提供される業務	-	179	-	-	179
うち、一定期間にわたり提供される業務	279	427	125	2,145	2,975

IFRS第15号に基づくその他収支－2023年度

(単位：1,000ユーロ)	輸出業務	資本市場業務	観光業務	その他業務	2023年
担当スタッフ	-	-	-	217	217
請求済み業務	284	656	568	1,579	3,087
その他収入	284	656	568	1,796	3,304
うち、特定の時点で提供される業務	-	135	-	-	135
うち、一定期間にわたり提供される業務	284	521	568	1,796	3,170

IFRS第15号で認められているとおり、2024年12月31日現在、予想残存期間が1年以下の残りのサービス債務については開示していない。

注記14 所得税

所得税は、IAS第12号に従い認識及び算定される。所得税の権利及び義務は、現地の適用税率（2024会計年度以降は23%（2023年度：24%））を用いて集められる。繰延税金は、負債コンセプトを使用して算定される。この方法の下では、IFRS貸借対照表上の資産及び負債の帳簿価格は、それぞれのグループ会社の課税に関係するそれぞれの価値と比較される。これらの価値の差異は、繰延税金資産又は税金負債として認識される一時的差異をもたらす（注記25も参照のこと）。

損益計算書に認識される税金

（単位：1,000ユーロ）	2024年	2023年
当期	(25,803)	(20,727)
過年度の調整	77	176
当期税金費用合計	(25,726)	(20,550)
認識済控除可能一時的差異の増減	7,403	3,708
繰延税金純額/税金収益	7,403	3,708
所得税	(18,323)	(16,842)
その他税金	-	-
合計	(18,323)	(16,842)

その他包括利益に認識される税金

（単位：1,000ユーロ）	2024年	2023年
確定給付制度に係る保険数理利益/損失	(710)	3,190
その他非連結会社への投資（FVOCI）の公正価値測定による純損益	202	(394)
合計	(508)	2,796

繰延税金の増減

（単位：1,000ユーロ）	2024年	2023年
損益計算書上の繰延税金の増減	7,403	3,708
その他包括利益計算書上の繰延税金の増減	(508)	2,796
合計	6,895	6,504

実際の課税は、それぞれのグループ会社に適用される現地の税率を使用して、年度の課税標準額に対して計算される。

標準的な現地の所得税率による課税は表の報告済みの実際の所得税額と一致する。0eKBグループは、税法の解釈及び以前の経験を含めた多数の要因の査定に基づき、すべてのオープンな課税年度（税務調査が今後入りうる年度）について納税引当金は十分であると考ええる。

実効税率の一致

（単位：1,000ユーロ）	2024年		2023年	
税引前利益	85,819	100.0%	80,872	100.0%
会社の国内税率による税額	(19,738)	(23.0)%	(19,409)	(24.0)%
非控除支出	(266)	(0.3)%	(410)	(0.5)%
非課税所得	2,293	2.7%	1,841	2.3%
認識済控除可能一時的差異の増減	(649)	(0.8)%	1,031	1.3%

投入税	(39)	0.0%	(71)	(0.1)%
過年度の所得税支払	77	0.1%	176	0.2%
合計	(18,323)	(21.4)%	(16,842)	(20.8)%

上記の税率変更は、0eKBグループにとって重要な結果をもたらすものではない。

0eKBグループは、2023年5月にIASBから公表されたIAS第12号の繰延税金に関する会計規則の一時的な例外を適用した。従って、第2の柱のルールに基づく所得税に関連する繰延税金は計上されておらず、関連情報は開示されていない。

ミニマム課税法は、2023年12月30日に連邦官報第187/2023号で公布され、企業グループに対するグローバル・ミニマム課税の確保に関するオーストリア共和国連邦法を制定し、連邦財政法及びオーストリア統一商法典を改正するものであり、2023年12月31日から適用される。この規定の目的は、全世界での年間売上高が750.0百万ユーロ以上の企業グループに属する企業は、グローバル・ミニマム所得税を納めることを確実にすることである。この法律によると、グループの親会社（Oesterreichische Kontrollbank Aktiengesellschaft、ウィーン）は、実効税率が15%未満の子会社の利益に対して追加税を支払わなければならない。この税金を徴収できる法的管轄区域はオーストリア国内に限定されている。当グループは2023年に初めて年間売上高750.0百万ユーロの基準を超え、2024年もこの基準を超えたため、2025年1月1日に始まる会計年度以降に連邦法が適用される。0eKBグループの全メンバーの実効税率は15%超であるため、現時点では企業グループに対するグローバル・ミニマム税による追加的な税金費用は発生しないと予想される。当グループは、第2の柱のルールに関する法律が当グループの将来の収益力に及ぼす影響については、現在も評価中である。

0eKBグループ連結貸借対照表に対する注記

注記15 金融商品

金融商品及び金融負債の区分

下記の表は、IFRS第9号に従った区分による、金融資産及び金融負債の内訳を示す。ECL計算の方法及び結果は注記37において説明される。

IFRS第9号の分類による金融商品（2024年12月31日現在）

(単位：1,000ユーロ)	注記	償却原価	FVOCI (指定)	FVTPL (義務)	FVTPL (指定)	合計
資産						
現金及び現金同等物	16	939,737	-	-	-	939,737
銀行貸付	17	18,109,154	-	-	2,692,275	20,801,429
顧客貸付	17	2,243,855	-	-	-	2,243,855
その他金融資産	18	895,299	35,904	419,942	1,328,344	2,679,490
デリバティブ金融商品	19	-	-	890,020	-	890,020
AFFG第1(2b)条に基づく保証	19	-	-	6,912,883	-	6,912,883
合計		22,188,045	35,904	8,222,845	4,020,620	34,467,415
負債及び株主資本						
銀行からの預金	22	957,783	-	-	-	957,783
顧客からの預金	22	1,083,502	-	-	-	1,083,502
発行済み債務証券	23	6,385,472	-	-	22,459,432	28,844,905
デリバティブ金融商品	19	-	-	972,025	-	972,025
合計		8,426,757	-	972,025	22,459,432	31,858,215

IFRS第9号の分類による金融商品（2023年12月31日現在）

(単位：1,000ユーロ)	注記	償却原価	FVOCI (指定)	FVTPL (義務)	FVTPL (指定)	合計
資産						
現金及び現金同等物	16	497,877	-	-	-	497,877

銀行貸付	17	19,780,079	-	-	2,138,262	21,918,340
顧客貸付	17	2,282,332	-	-	-	2,282,332
その他金融資産	18	879,052	36,696	369,565	1,320,787	2,606,100
デリバティブ金融商品	19	-	-	463,801	-	463,801
AFFG第1(2b)条に基づく保証	19	-	-	7,117,500	-	7,117,500
合計		23,439,339	36,696	7,950,867	3,459,049	34,885,951
負債及び株主資本						
銀行からの預金	22	1,139,829	-	-	-	1,139,829
顧客からの預金	22	1,134,417	-	-	-	1,134,417
発行済み債務証券	23	8,662,717	-	-	19,346,129	28,008,847
デリバティブ金融商品	19	-	-	2,148,639	-	2,148,639
合計		10,936,963	-	2,148,639	19,346,129	32,431,732

注記16 現金及び現金同等物

認識及び測定の方法は注記2に記載する。

(単位：1,000ユーロ)	2024年12月31日	2023年12月31日
中央銀行への預け金残高	939,736	497,874
現金	1	3
現金及び現金同等物	939,737	497,877

最低準備金は2024年12月31日現在、68.3百万ユーロ（2023年12月31日現在：77.1百万ユーロ）に達し、中央銀行への預け金残高に含まれていた。

現金及び現金同等物は、OeKBグループの最低準備金及び流動性を確保するためのものである。

注記17 銀行貸付及び顧客貸付

認識及び測定の方法は注記2に記載する。IFRS第9号に従う分類は注記15に述べる。格付区分による内訳は、注記37に表示する。

銀行貸付

(単位：1,000ユーロ)	要求払		その他満期		合 計	
	2024年 12月31日	2023年 12月31日	2024年 12月31日	2023年 12月31日	2024年 12月31日	2023年 12月31日
国内銀行	15,727	34,151	18,689,219	18,740,352	18,704,947	18,774,503
外国銀行	292,419	1,373,380	1,804,064	1,770,457	2,096,483	3,143,837
銀行貸付合計	308,147	1,407,531	20,493,283	20,510,809	20,801,429	21,918,340

銀行貸付の項目は正味簿価20.2十億ユーロ（2023年度：20.0十億ユーロ）の輸出金融スキームの貸付に関連する。

報告日現在、15.1百万ユーロ（2023年度：31.0百万ユーロ）がCOVID-19による危機を克服する努力の一環として開始された輸出銀行特別リファイナンス枠に基づき貸付けられた（注記1も参照のこと）。当年度の平均利用金額は20.9百万ユーロ（2023年度：220.1百万ユーロ）であった。

顧客貸付

(単位：1,000ユーロ)	国内顧客		海外顧客		合計	
	2024年 12月31日	2023年 12月31日	2024年 12月31日	2023年 12月31日	2024年 12月31日	2023年 12月31日
国又は政府関連機関	5,881	8,056	44,278	65,539	50,159	73,595

その他	1,215,022	1,234,490	978,675	974,248	2,193,696	2,208,737
顧客貸付合計	1,220,902	1,242,546	1,022,953	1,039,786	2,243,855	2,282,332

注記18 その他金融資産

認識及び測定の方法は注記2に記載する。IFRS第9号に基づく分類は注記15に述べる。

その他金融資産

(単位：1,000ユーロ)	2024年12月31日	2023年12月31日
短期国債	1,490,232	1,365,420
公的部門発行者による固定金利債券	-	-
債券	733,411	834,419
債券及びその他固定金利債券	2,223,643	2,199,839
投資証券	419,942	369,565
株式及びその他変動利付債券	419,942	369,565
非連結子会社への投資	4,788	5,475
その他非連結会社への投資	31,117	31,221
その他非連結会社への投資	35,904	36,696
その他金融資産	2,679,490	2,606,100

債券及びその他固定金利債券のうち、2,124百万ユーロ（2023年度：2,104百万ユーロ）が上場されており、502.0百万ユーロ（2023年度：2024年度満期は401.2百万ユーロ）が翌年度満期を迎える。

その他金融資産（投資証券）には、金額5.8百万ユーロ（2023年度：6.6百万ユーロ）のプライベート・エクイティ・ファンドのユニットを含んでいた。公正価値は観察できないパラメーターに特に依拠するため、これらのパラメーターの変動は異なる評価結果をもたらす可能性がある。報告日現在の実際の市場環境を反映するパラメーターが認識のために使用された。適用されたEBITDA及びP/E乗数の変動は、主に影響の可能性を決定するために評価された。これらの市場乗数の増（減）は、公正価値の（増）減の原因となる可能性がある。これらのプライベート・エクイティ・ファンドはオーストリア共和国により保証されており、すなわち価値の損失可能性はカバーされる。また、利益は遅滞なく配分され、損失はヘッジされているため、これらの資産については、重要性が乏しく、感応度を示さない。

その他非連結会社への投資には、ウィーン証券取引所（Wiener Börse AG、WBAG）への投資27.8百万ユーロ（2023年度：28.1百万ユーロ）を含む。ウィーン証券取引所はプラハのBurza cenných papírů Praha, a.s.（プラハ証券取引所）の株式の99.54%を所有する。ウィーン証券取引所の認識価値は、配当割引モデルを用いて2024年12月31日に行われた評価に基づく。評価の最も重要な仮定は以下である。

	2024年		2023年	
	ウィーン証券取引所	プラハ証券取引所	ウィーン証券取引所	プラハ証券取引所
フリーキャッシュフロー	4年	4年	4年	4年
WACC	7.95%	8.35%	7.96%	9.26%

感応度分析

(単位：1,000ユーロ)	2024年		2023年	
	ウィーン 証券取引所	プラハ 証券取引所	ウィーン 証券取引所	プラハ 証券取引所
WACCの増減				
WACCの増加	1.00%	1.00%	1.00%	1.00%
WACCの減少	(1.00)%	(1.00)%	(1.00)%	(1.00)%
増加するWACCの変動				
WBAGの総額（公正価値）の変動		(47,239)		(47,111)
WBAGにおける0eKBグループの公正価値の影響		(3,120)		(3,111)
減少するWACCの変動				
WBAGの総額（公正価値）の変動		61,599		61,096
WBAGにおける0eKBグループの公正価値の影響		4,068		4,035

子会社以外への投資の個別持分についての詳細は、注記38に説明する。

BWG第64条(1) No10及びNo11に基づく追加の必須開示事項

債券及びその他固定金利債券の項目には、0eKBグループの固定金利債券ポートフォリオが含まれ、固定資産に分類される。

株式及びその他変動利付債券の項目には、変動金利の証券が含まれており、そのうち370.9百万ユーロ（2023年度：349.9百万ユーロ）が固定資産に分類されている。

債券及びその他の固定金利債券のうち、2,123.6百万ユーロが公募取引が認められ、上場されている（2023年度：2,104.1百万ユーロ）。株式及びその他の変動利付債券並びにその他子会社への投資は、前年と同様に取引所に上場されていない。

注記19 ヘッジ商品

認識及び測定の方法は注記 2 に記載する。IFRS第 9 号に基づく分類は注記15に述べる。

デリバティブ金融商品

(単位：1,000ユーロ)	2024年			2023年		
	額面価額	公正価値 ポジティブ	公正価値 ネガティブ	額面価額	公正価値 ポジティブ	公正価値 ネガティブ
金利デリバティブ						
金利スワップ	23,632,135	311,316	354,739	22,151,758	404,639	566,067
通貨デリバティブ						
通貨スワップ	25,064,649	578,703	617,287	19,222,517	59,162	1,582,572
合計	48,696,784	890,020	972,025	41,374,275	463,801	2,148,639

公正価値の推移は、一方では米ドル高、他方では資本市場金利の低下により影響を受けた。

グローバル・ネットティングの取決めにに関する情報

国際スワップ・デリバティブ協会（以下「ISDA」という。）のグローバル・ネットリング取決め（フレームワーク契約）に従い、デリバティブ金融商品は合意される。かかる合意に基づき支払うべき金額は一般的に個別取引ベースで決済され支払いが行われる。特定の場合、例えば信用事由が生じた場合、契約に基づくすべての未決済の取引は解除され、解除価格が決定され、すべての取引を決済するために1つのネット金額が支払われる。

さらに、このネット金額は、ISDA契約に従い毎日計算され、担保として所定のビジネスパートナーに提供され、またはビジネスパートナーから受領する。したがって、デフォルトリスクは1日から2日間の実績に限定される（前日の価値計算及び差額の以前の担保への振替）。

ISDA契約は貸借対照表におけるネットリング基準を満たさない。これは、ネットリングの権利は信用事由のような一定の将来の事由の場合のみ強制できるため、対象金額のネットリングについて法律上の請求権がないという事実を理由とする。

以下の表は、報告される契約の対象デリバティブ金融商品の正味帳簿価格を示す。

グローバル・ネットリング契約

(単位： 1,000 ユーロ)	2024年			2023年		
	貸借対照表 におけるデ リバティブ 金融商品	相殺されない デリバティブ 金融商品のグ ロス及びネッ トの金額	ネットの 金額	貸借対照表に おけるデリバ ティブ 金融商品	相殺されない デリバティブ 金融商品のグ ロス及びネッ トの金額	ネットの 金額
プラスの公正価値を持つデリバティブ金融商品						
金利デリバティブ-金利スワップ	311,316	(272,403)	38,913	404,639	(404,639)	-
通貨デリバティブ-通貨スワップ	578,703	(321,996)	256,707	59,162	(59,162)	-
合計	890,020	(594,399)	295,620	463,801	(463,801)	-
マイナスの公正価値を持つデリバティブ金融商品						
金利デリバティブ-金利スワップ	354,739	(242,028)	112,710	566,067	(301,753)	264,314
通貨デリバティブ-通貨スワップ	617,287	(352,371)	264,915	1,582,572	(162,048)	1,420,524
合計	972,025	(594,399)	377,626	2,148,639	(463,801)	1,684,838

AFFG第1(2b)条に基づく保証

(単位：1,000ユーロ)	2024年	2023年
期首の公正価値	7,117,500	6,198,441
当期純利益	(204,617)	919,060
期末の公正価値	6,912,883	7,117,500

外国為替差異の変動は、主としてユーロとスイス・フランの為替レート（報告日付の参考為替レートの表示については、注記2を参照のこと）によるものであった。

注記20 持分法投資の純損益の構成

持分法投資

(単位：1,000ユーロ)	2024年	2023年
0eKB EH ベタイリグングス・ウント・マネージメントAG、ウィーン	64,045	66,102
CCPオーストリア・アプヴィクルングステル・フュア・ブーゼンゲシェ フテGmbH、ウィーン	8,500	7,489
持分法投資	72,544	73,591

持分法投資の純損益

損益計算書

(単位：1,000ユーロ)	2024年	2023年
0eKB EH ベタイリグングス・ウント・マネージメントAG、ウィーン	3,539	5,619
CCPオーストリア・アプヴィクルングステル・フュア・ブーゼンゲシェ フテGmbH、ウィーン	2,011	1,490
持分法投資の損益の割合、税引後	5,550	7,110

その他包括利益/(損失)

(単位：1,000ユーロ)	2024年	2023年
0eKB EH ベタイリグングス・ウント・マネージメントAG、ウィーン	12	(415)
CCPオーストリア・アプヴィクルングステル・フュア・ブーゼンゲシェ フテGmbH、ウィーン	-	-
持分法適用投資－その他包括利益/(損失)の割合	12	(415)

包括利益/(損失)合計

(単位：1,000ユーロ)	2024年	2023年
0eKB EH ベタイリグングス・ウント・マネージメントAG、ウィーン	3,551	5,204
CCPオーストリア・アプヴィクルングステル・フュア・ブーゼンゲシェ フテGmbH、ウィーン	2,011	1,490
当期純利益	5,562	6,695

持分法適用投資について偶発債務はなかった。

0eKB EH ベタイリグングス・ウント・マネージメントAG、ウィーン、オーストリア

その他業務セグメント	2024年	2023年
株式保有	51%	51%
議決権の割合	51%	51%

0eKB EH ベタイリグングス・ウント・マネージメントAGは、非上場持株会社である。同社は、アクレディア・フエアジハルングAGの単独所有者である。アクレディアは、オーストリアの企業に全種類の信用保険を提供する。

0eKB EH ベタイリグングス・ウント・マネージメントAGは、ハンブルグのEuler Hermesアクティエンゲゼルシャフトとの合弁会社として運営され、持分法に従い連結財務書類に含まれている。0eKB AGは、議決権又はその他の権利を通じて関係会社からの利益に影響を及ぼすことができる決定権限を持たない。

(単位：1,000ユーロ)	2024年	2023年
経過保険料	26,315	26,924
保険数理的業績	6,912	12,829
税引前当期利益	9,088	14,534

うち、減価償却及び償却	(35)	(101)
うち、利息収入	1,369	885
うち、利息支払	-	(2)
当期純利益	6,939	11,018
その他包括利益/(損失)	24	(814)
当期包括利益/(損失) 合計	6,963	10,204
流動資産	34,814	45,507
うち、現金及び現金同等物	27,967	37,807
非流動資産	127,344	127,085
流動負債	16,534	22,402
非流動負債	20,047	20,577
株主資本	125,576	129,613
期首株主資本の比例按分割合	66,102	61,470
初度適用の影響	-	4,027
当期包括利益合計の比例按分割合	3,551	5,204
受取配当	(5,610)	(4,600)
期末株主資本の比例按分割合	64,045	66,102

0eKB EH ベタイリグングス・ウント・マネージメントAGは、前年度、保険契約の認識について新基準IFRS第17号を適用した。また、IFRS第17号と共にIFRS第9号を適用するオプションも行使した。初度適用による影響額は7,896千ユーロであった。この影響額は比例配分して4,027千ユーロの金額で認識された。

CCPオーストリア・アプヴィクルングステル・フュア・ブーゼンゲシェフテGmbH、ウィーン、オーストリア

資本市場業務セグメント	2024年	2023年
株式保有	50%	50%
議決権の割合	50%	50%

CCPAは、ウィーンのウィーン証券取引所との合併会社として運営され、持分法に従い連結財務書類に認識されている。

CCPAは、上場会社ではない。同社はウィーン証券取引所及びEXAA電子取引所の清算代理機関として行為する。中央清算機関として、ウィーン証券取引所及びEXAA電子取引所で行われるすべての取引に関与している。CCPAは、2014年、規則（EU）第648/2012（欧州市場インフラ規則、以下「EMIR」という。）の第14(1)条に従い免許を与えられた。

(単位：1,000ユーロ)	2024年	2023年
収入	5,401	5,011
営業利益	692	893
税引前利益	5,231	3,928
うち、減価償却及び償却	-	-
うち、利息収入	4,539	3,035
うち、利息支払	0	0
当期純利益/損失	4,022	2,981
その他包括利益/(損失)	-	-
当期包括利益/(損失) 合計	4,022	2,981
流動資産	189,141	145,403
うち、現金及び現金同等物	167,305	141,687
非流動資産	-	-
流動負債	172,141	130,424
非流動負債	-	-

株主資本	17,000	14,979
期首株主資本の比例按分割合	7,489	6,599
当期包括利益合計の比例按分割合	2,011	1,490
受取配当	(1,000)	(600)
期末株主資本の比例按分割合	8,500	7,489

[次へ](#)

注記21 固定資産及び無形資産

2024年度非流動資産－原価

(単位：1,000ユーロ)	2023年 12月31日	追加	譲渡	処分	2024年 12月31日
土地・建物	82,977	-	-	-	82,977
建物使用権	7,055	821	-	-	7,876
備品、付属品、機器	18,675	3,561	-	(1,121)	21,116
車両使用権	-	-	-	-	-
固定資産	108,707	4,382	-	(1,121)	111,969
ソフトウェア	16,422	1,182	392	(316)	17,288
ソフトウェアの前払い	1,002	187	(392)	-	1,189
顧客関係	517	-	-	(517)	-
無形資産	17,941	1,369	-	(833)	18,477
合計	126,648	5,751	-	(1,954)	130,445

2024年度非流動資産－減価償却、償却及び正味帳簿価格

(単位：1,000ユーロ)	減価償却及び償却の累計額			正味帳簿価格		
	2023年 12月31日	追加	処分	2024年 12月31日	2023年 12月31日	2024年 12月31日
土地・建物	71,719	166	-	71,885	11,258	11,092
建物使用権	4,330	1,011	-	5,342	3,007	2,534
備品、付属品、機器	12,605	2,510	(1,091)	14,024	5,787	7,092
車両使用権	-	-	-	-	-	-
固定資産	88,654	3,687	(1,091)	91,251	20,053	20,718
ソフトウェア	12,774	2,172	(285)	14,662	3,648	3,018
ソフトウェアの前払い	-	-	-	-	1,002	797
顧客関係	431	86	(517)	-	86	-
無形資産	13,205	2,258	(801)	14,662	4,736	3,815
合計	101,859	5,945	(1,892)	105,913	24,789	24,532

2023年度非流動資産－原価

(単位：1,000ユーロ)	2022年 12月31日	追加	譲渡	処分	2023年 12月31日
土地・建物	82,840	137	-	-	82,977
建物使用権	6,772	283	-	-	7,055
備品、付属品、機器	16,605	2,810	-	(739)	18,675
車両使用権	-	-	-	-	-
固定資産	106,217	3,229	-	(739)	108,707
ソフトウェア	15,716	345	971	(610)	16,422
ソフトウェアの前払い	1,357	616	(971)	-	1,002
顧客関係	517	-	-	-	517
無形資産	17,590	961	-	(610)	17,941
合計	123,807	4,190	-	(1,349)	126,648

2023年度非流動資産－減価償却、償却及び正味帳簿価格

(単位：1,000ユーロ)	減価償却及び償却の累計額			正味帳簿価格		
	2022年 12月31日	追加	処分	2023年 12月31日	2022年 12月31日	2023年 12月31日
土地・建物	71,562	157	-	71,719	11,278	11,258
建物使用権	3,375	956	-	4,330	3,398	3,007
備品、付属品、機器	11,280	2,340	(1,015)	12,605	5,323	5,787
車両使用権	-	-	-	-	-	-
固定資産	86,217	3,452	(1,015)	88,654	19,999	20,053
ソフトウェア	11,537	1,858	(620)	12,774	4,180	3,648
ソフトウェアの前払い	-	-	-	-	1,357	1,002
顧客関係	344	86	-	431	173	86
無形資産	11,881	1,944	(620)	13,205	5,710	4,736
合計	98,098	5,396	(1,635)	101,859	25,709	24,789

土地自体の価値は6.4百万ユーロ（2023年度：6.4百万ユーロ）であった。

当年度及び前年度において、資産計上された利息の追加はなかった。当年度及び前年度において、減価償却及び消却累計の評価増又は譲渡は無かった。

金額2.5百万ユーロのリース負債（2023年度：2.7百万ユーロ、「その他負債」に認識）は、上記のIFRS第16号に従い、使用権に関連する。これらの認識されたリース債務のうち、1,019.1千ユーロは2025年度に期限が到来し、残りは後続年度に期限が到来する。リース債務の利息支払は、当年度中合計2.7千ユーロ（2023年度：3.6千ユーロ）であった。前年度と同様、当年度中に短期リース債務費用はなかった。処分には使用権の再評価として824.5千ユーロ（2023年度：282.9千ユーロの追加）を含む。

注記22 銀行からの預金及び顧客からの預金

認識及び測定の方法は注記2に記載する。IFRS第9号に基づく分類は注記15に述べる。

銀行からの預金

(単位：1,000ユーロ)	要求払		その他満期		合計	
	2024年 12月31日	2023年 12月31日	2024年 12月31日	2023年 12月31日	2024年 12月31日	2023年 12月31日
国内銀行	131,482	231,173	358,259	441,353	489,741	672,526
外国銀行	277,160	82,686	190,882	384,617	468,043	467,303
合計	408,642	313,859	549,141	825,970	957,783	1,139,829

銀行からの預金の減少は、主に、短期金融市場取引及び要求払預金の減少によるものである。

顧客からの預金

(単位：1,000ユーロ)	国内顧客		外国顧客		合計	
	2024年 12月31日	2023年 12月31日	2024年 12月31日	2023年 12月31日	2024年 12月31日	2023年 12月31日
国又は政府関連機関	539,963	636,070	13	84	539,976	636,154
その他	453,986	434,797	89,540	63,466	543,526	498,264
合計	993,948	1,070,867	89,553	63,550	1,083,502	1,134,417

注記23 発行済み債務証券

認識及び測定の方法は注記2に記載する。IFRS第9号に基づく分類は注記15に述べる。

発行済み債務証券

(単位：1,000ユーロ)	正味帳簿価額		うち、上場されているもの	
	2024年12月31日	2023年12月31日	2024年12月31日	2023年12月31日
発行債券	21,140,073	18,543,058	21,140,073	18,543,058
その他の発行済み債務証券	7,704,832	9,465,789	-	-
合計	28,844,905	28,008,847	21,140,073	18,543,058

公正価値オプションで測定される発行済み債務証券の満期時の償還額は、22,534.6百万ユーロ（2023年度：19,733.6百万ユーロ）であった。これはマイナス284.7百万ユーロ（2023年：マイナス387.5百万ユーロ）の公正価値の差額に相当する。

発行済み債務証券のうち、12,678.9百万ユーロが翌年度に満期を迎える予定である（2023年度：2024年度満期は、12,778.2百万ユーロ）。

その他の発行済み債務証券には2.0百万ユーロ（2023年度：2.1百万ユーロ）の劣後債務を含んでいたが、このために支払利息0.1百万ユーロ（2023年度：0.2百万ユーロ）が支払われた。

注記24 引当金

引当金の推移

(単位：1,000ユーロ)	2023年12月31日	使用	取崩し	追加	2024年12月31日
長期従業員給付引当金	122,532	(7,146)	-	1,399	116,786
その他当期引当金	7,115	(5,014)	(312)	4,325	6,113
2024年度引当金合計	129,647	(12,160)	(312)	5,724	122,899
2023年度引当金合計	119,246	(12,796)	(104)	23,301	129,647

長期従業員給付引当金の推移

(単位：1,000ユーロ)	年金	退職報酬	2024年合計	2023年合計
確定給付債務（DB0）の現在価値＝1月1日現在の従業員給付引当金	99,374	23,159	122,532	112,257
勤務費用	129	515	644	627
利息費用	3,122	722	3,844	4,052
支払	(5,979)	(1,167)	(7,146)	(7,700)
保険数理利益/損失	(2,742)	(347)	(3,089)	13,296
うち、変数の変動に起因する保険数理利益/損失	(4,559)	(1,145)	(5,704)	6,255
うち、経験調整に起因する保険数理利益/損失	1,817	798	2,615	7,041
12月31日現在従業員給付引当金（DB0）	93,904	22,881	116,786	122,532

保険数理的結果は、3.24%から3.39%への割引率の変更（2023年度：3.75%から3.24%）及び給与と年金の長期傾向の適応から生じた。将来の賃金増加率の長期傾向の3.20%（2023年度：3.70%）、及び将来の年金増加率の傾向の2.90%（2023年度：3.20%）が採用された。2023年度の結果は、主として割引率の変更に帰することができた。

確定給付債務に関する過去の情報

(単位：1,000ユーロ)	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
年金引当金	124,247	123,279	109,211	89,667	99,374
退職給付引当金	30,378	29,623	26,552	22,590	23,159
長期従業員給付引当金	154,625	152,902	135,763	112,257	122,532

従業員の大部分の年金債務は確定拠出制度に基づく年金基金に譲渡された。本制度の関係で、2024年に1.3百万ユーロ（2023年度：1.2百万ユーロ）の拠出が年金基金に支払われた。

人件費はまた、退職給付基金への0.6百万ユーロ（2023年度：0.5百万ユーロ）の拠出を含んでいた。

以下の表は、主要な保険数理仮定に対する債務の感応度を表示する。これは、1つの仮定がある時点で変化した場合の、2024年12月31日現在認識済みの引当金のそれぞれの絶対変化額を示した。いずれの場合もその他の仮定は変更されない。

感応度分析—費用（-）/収益（+）の増減

（単位：1,000ユーロ）	年金	退職給付	2024年度合計	2023年度合計
割引率が0.50%上昇	4,663	823	5,486	6,134
割引率が0.50%下降	(5,096)	(877)	(5,973)	(6,705)
予想給与増加率が0.50%上昇	(180)	(872)	(1,052)	(1,143)
予想給与増加率が0.50%下降	173	826	1,000	1,083
年金の傾向が0.50%増加	(4,760)	-	(4,760)	(5,368)
年金の傾向が0.50%減少	4,416	-	4,416	4,961
平均余命の10%の増加（1年間に対応）	(5,432)	-	(5,432)	(5,768)

感応度分析は独立保険数理士により、予測ユニット・クレジット法を使用して実行された。

長期従業員給付引当金の満期構成

（単位：1,000ユーロ）	年金		退職給付	
	2024年12月 31日現在DB0	2023年12月 31日現在DB0	2024年12月 31日現在DB0	2023年12月 31日現在DB0
1年	6,234	6,033	2,676	2,059
2年から3年	12,135	11,867	2,858	2,875
4年から5年	11,559	11,487	2,688	3,090
5年超	63,976	69,986	14,660	15,136
合計	93,904	99,374	22,881	23,159
デュレーション	10.8年	11.5年	7.9年	8.6年

その他引当金

（単位：1,000ユーロ）	2024年	2023年
従業員関連引当金	5,954	6,965
その他引当金	159	150
合計	6,113	7,115

注記25 税金資産及び税金負債

税金資産及び税金負債は、それぞれ、当グループ会社に関する有効な税率（2024年度以降：23.0%、2023年度：24.0%）を考慮した、IFRSの帳簿価格と対応する課税標準額との間の一時的差異から生ずる繰延税金資産及び債務を含む（注記14も参照のこと）。

繰延税金資産の認識額は、将来十分な課税収入が生み出されるであろうという仮定に基づいている。0eKBグループは、報告日付現在、（未使用の）損失繰越金を持たなかった。

繰延税金

(単位：1,000ユーロ)	繰延税金資産		繰延税金負債	
	2024年12月31日	2023年12月31日	2024年12月31日	2023年12月31日
銀行貸付	8,693	17,328	-	-
顧客貸付	-	-	57	1,006
その他金融商品	-	-	2,898	9,975
デリバティブ金融商品	223,566	494,187	204,705	106,674
AFFG第1(2b)条に基づく保証	-	-	1,589,963	1,637,025
固定資産	-	-	1,332	1,378
その他資産	349	427	-	-
銀行からの預金	330	26,759	-	-
発行済み債務証券	1,426,945	1,081,760	-	-
引当金	12,846	14,077	-	-
その他債務	-	-	481	621
EFS金利安定化引当金	180,140	168,680	-	-
合計	1,852,868	1,803,219	1,799,435	1,756,680
税金決済	(1,799,435)	(1,756,680)		
税金（債務）、純額	53,434	46,539		

	2024年	2023年
増減	6,895	6,364
うち、損益計算書	7,403	3,708
うち、EFS金利安定化引当金への振替え	-	140
うち、その他包括利益純額	(508)	2,796

未認識の支払繰延税金

前年度同様、2024年12月31日現在、子会社及び合併会社の株式に関する一時的差異について支払うべき繰延税金は無かった。

注記26 その他債務

45.8百万ユーロ（2023年度：51.7百万ユーロ）のその他債務の項目は、27.0百万ユーロ（2023年度：31.9百万ユーロ）のその他の債務及び18.8百万ユーロ（2023年度：19.8百万ユーロ）の発生及び繰延収益から構成されていた。

その他の債務の項目は、主に、11.9百万ユーロ（2023年度：11.6百万ユーロ）のオープンの相殺項目、3.1百万ユーロ（2023年度：3.1百万ユーロ）のスタッフ関連費用に対する債務、2.5百万ユーロ（2023年度：2.7百万ユーロ）のリース費用から成っていた。

発生及び繰延収益は、主に輸出及び観光保証業務にかかる未受領の手数料16.3百万ユーロ（2023年度：17.3百万ユーロ）で構成されていた。また、発生及び繰延収益には、まだ支払われていない融資に関連する2.4百万ユーロ（2023年度：2.3百万ユーロ）の一般手数料及び貸出コミットメントからの手数料が含まれていた。これらは、元となるローンが払い出された時点で実効金利に考慮され、その後、この金利で継続的に比例して受領する。

注記27 EFS金利安定化引当金

EFS金利安定化引当金は、輸出金融スキームのために設定されている。この引当金は、EFSの剰余金の利用についての現実の債務を基準とする。この債務はEFSの金利を固定させる規則から（0eKBの固定マージンを特定する。）、及びスキームの剰余金利用についての連邦大蔵省による指示から生じる（注記1も参照のこと）。

EFS金利安定化引当金への加算及び使用は、EFSの純利息収入からスキームの運用の0eKBの固定マージン及びスキームのリファイナンスに直接関連するコストを控除した結果である。デリバティブ金融商品、AFFG第1(2b)条に基づく保証、並びにEFSの貸付及びEFSからの預金の測定の正味の効果も、この項目に含まれる。関連する決定に従い、引当金は輸出金融ローンの条件を安定させるために利用される。

EFS金利安定化引当金の増減

(単位：1,000ユーロ)	2024年	2023年
期首現在	1,499,465	1,486,405
純利息収入からの取崩し/割当て	111,653	60,348
信用リスク引当金純額からの取崩し/割当て	29	86
損益を通じて公正価値で測定した金融商品に係る純損益からの取崩し/割当て	39,447	(47,373)
損益を通じて公正価値で測定されない金融商品の認識中止に係る純損益からの取崩し/割当て	-	-
その他営業収入からの取崩し/割当て	-	-
EFS金利安定化引当金の増減	151,129	13,061
期末現在	1,650,594	1,499,465

注記28 資本管理

株式の開示

1億3,000万ユーロ（2023年度：1億3,000万ユーロ）の発行済み株式資本は、880,000株の無額面株式から成る。これらの譲渡制限付き記名式普通株式は、各個人株主の名義で登録される包括券として証される。各株式は株式資本の等しい割合を表す。全額払込み済みではない発行済み株式はない。各株式は147.73ユーロの株式資本のおおよその割合を表章する。

資本準備金は、330万ユーロと変わらず、UGB第229(4)条により制限を受ける。

親会社株主に帰属する留保利益は、17.3百万ユーロ増加して793.4百万ユーロ（2023年度：776.1百万ユーロ）であった。留保利益は、UGB第229(4)条に基づく法定準備金としての金額10.6百万ユーロ（2023年度：10.6百万ユーロ）を含んでいた。

IAS第19号の準備金は確定給付制度の保険数理益の結果であり、マイナス26.5百万ユーロからマイナス24.1百万ユーロへと対前年比で2.4百万ユーロの変動となった。FVOCI準備金はその他非連結会社への投資の公正価値測定によるもので、20.1百万ユーロ（2023年度：20.7百万ユーロ）であった。

親会社の株主に帰属する資本は、従って922.8百万ユーロ（2023年度：903.7百万ユーロ）になった。

執行取締役会は、2024年度の利益から留保した1株当たり68.00ユーロ（880,000株）を上限とする親会社からの配当金の支払いを提案する予定である。これは最大59.8百万ユーロの支払いに相当する。この決議は2025年5月23日の年次株主総会で採決される予定である。採決及び具体的な決議は、資本の必要性及び継続する戦略的検討によって決定される。残りの利益は繰り越される。

定時株主総会は2024年5月27日、2023会計年度の配当を1株当たり55.00ユーロ（48.4百万ユーロ）とし、残りの利益を繰り越すことを決議した。

BWG第64(1)19条に基づく親会社株主に帰属する総資産利益率は2024年度に0.2%（2023年度：0.2%）であった。

資本管理

BWG第3(1)7条に従い、輸出保証法（連邦官報第215/1981）及び輸出金融保証法（連邦法官報第196/1967）に基づき0eKB及び0eEBが行う取引は、規則（EU）第575/2013又はBWG第69(3)条、第39(3)及び(4)条、第70(4a)1、8、9及び11条並びに第70b条から第70d条に関連する第22条から24d条、第39(2d)条の適用を受けず、BWG第5(4)条による制限にこれらの取引を含めることはない。BWG第69(2)条に従った監督法の監視の面では、規則（EU）第575/2013の要件は適用されない。BWG第3(1)11条に基づき、BWG及び規則（EU）第575/2013の規定は0eHTの事業活動に適用されない（しかし、BWG第5[1]1条から第4a条、第6条から第14条、第38条から第39b条（第69[3]条に関連する第39[2d]条を

除く。）、第41条から第42条、第65条、第69条から第70a条、第71条から第73a条及び第98条から第99e条は適用される。但し、BWG第69[2]条に従う監督監視は規則（EU）第575/2013の要件を考慮しない。）。

BWG第30条に基づく銀行グループは、オーストリア輸出銀行、OeKB CSD GmH、オーストリア・エントヴィックルングスバンクAG及びオーストリア・ホテル・ウント・ツーリズムバンク・ゲゼルシャフトm.b.Hで構成される。OeKBグループの戦略は、長期的に安定した資本基盤を維持することを目指す。自己資本管理には重要な変更はなかった。当グループは本報告期間を通じて、国の監督機関による自己資本要件を満たしている。

信用リスクに関する最低自己資本要件は、規則（EU）第575/2013の規定に従い決定された。オペレーショナル・リスクのために保有が必要な資本は、基本指標アプローチに従い決定された。信用リスクは、上記の監督規則からの免除のために著しく低かった。銀行グループは常にトレーディング勘定を維持しなかった。当グループのレベルにおいて、リスクは経済的な資本概念に沿って合算された。リスク負担能力の分析を通じて、必要な経済資本は利用可能な経済資本と比較され、この両方の基準が監視された。

OeKBは、BWG第30条の目的で、OeKB銀行グループの親金融機関である。規則（EU）第575/2013に従い決定されるOeKBグループの規制資本は、以下の構成及び推移を示す。

(単位：1,000ユーロ)		2024年	2023年
リスク加重資産（信用リスク標準アプローチ）		398,146	412,587
リスク・エクスポージャー合計（＝自己資本要件合計/8％）		836,955	787,103
規制上の最低自己資本要件：			
信用リスク		31,852	33,007
オペレーショナル・リスク（基本指標アプローチ）		35,105	29,961
規制上の自己資本要件合計		66,956	62,968
CRR第2部に基づく連結自己資本要件			
払込済資本		130,000	130,000
準備金*		742,436	726,732
控除			
無形資産		(3,815)	(4,736)
普通株式Tier 1 資本		868,621	851,995
Tier 1資本		868,621	851,995
CRR第2部に基づく利用可能自己資本		868,621	851,995
剰余自己資本		801,665	789,027
連結自己資本比率（リスク加重資産合計に対する規制自己資本の割合）		103.8%	108.2%
連結Tier 1比率		103.8%	108.2%
カバーレシオ（資本要件に対する規制自己資本の割合）		1,297.3%	1,353.1%

* CRR第26(2)条に基づき、最終の年次財務業績の正式な採択の後でのみ、当期の収益は普通株式Tier 1 に含まれる。技術援助専用準備金は準備金から控除される。

この結果、報告日付現在の規則（EU）第575/2013の第92(1)条のa項からc項に基づく以下の比率が得られ、これは当グループの最低比率と比較される。

規則（EU）第575/2013の第92条に基づく最低比率

(単位：％)	2024年		2023年	
	最低比率	実際の比率	最低比率	実際の比率
コアTier 1 比率	7.138	103.784	7.209	108.244
Tier1比率	8.638	103.784	8.709	108.244
資本比率合計	10.638	103.784	10.709	108.244

実際の比率の計算方法

$$\begin{aligned} \text{中核Tier 1 比率} &= \frac{\text{CRR第2章に基づく普通株式Tier 1資本} \times 100}{\text{CRR第92条に基づく最低規制自己資本}} \\ \text{Tier 1 比率} &= \frac{\text{CRR第2章に基づくTier 1資本} \times 100}{\text{CRR第92条に基づく最低規制自己資本}} \\ \text{資本比率合計} &= \frac{\text{CRR第2章に基づく利用可能な規制自己資本} \times 100}{\text{CRR第92条に基づく最低規制自己資本}} \end{aligned}$$

0eKBグループの最低比率

(単位：%)	2024年	2023年
規則（EU）第575/2013の第92(1)条a項に基づく中核Tier 1 比率	4.500	4.500
BWG第103q条ライン11に関連するBWG第22条に基づく資本保全バッファ	2.500	2.500
BWG第103q条ライン11に関連するBWG第23a条に基づく景気対策 資本バッファ	0.138	0.209
バッファ要件を含む、規則（EU）第575/2013の第92(1)条a項に 基づく中核Tier 1 比率	7.138	7.209
バッファ要件を含む、規則（EU）第575/2013の第92(1)条b項に 基づくTier 1 比率	8.638	8.709
バッファ要件を含む、規則（EU）第575/2013の第92(1)条c項に 基づく資本比率合計	10.638	10.709

求められる比率は、規則（EU）第575/2013の第92(1)条、BWGの追加資本保全要件及びFMAの資本バッファ規則に由来した。

その他の開示及びリスク報告

注記29 連結キャッシュフロー表に関する情報

連結キャッシュフロー表は、0eKBグループの現金及び現金同等物の状態及び推移を示す。報告されるキャッシュポジションは、現金及び中央銀行への預け金残高で主に構成され、貸借対照表上の現金及び現金同等物の項目に対応した。現金及び現金同等物には、主に現金担保に関連する要求払の銀行貸付は、随時現金化できないため含まれない。当グループには追加的な流動性準備金（注記37を参照）があったが、これらは現金及び現金同等物の定義に含まれなかった。この追加的な流動性バッファはEFSにおいて形成され、ストレス・シナリオの状況においてのみ使用された。報告される現金及び現金同等物は、すべてユーロ建てであった。

営業活動からのキャッシュフローには、銀行貸付・顧客貸付の増減、銀行からの預金・顧客からの預金の増減、発行済み債務証券の増減が含まれた。リース債務の変動も、重要な財務要素ではないため、営業活動からのキャッシュフローにおいて報告された。営業活動からの純キャッシュの中に、すべての収入及び費用の要素は非現金項目、特に減価償却及び減損、引当金及び貸倒引当金の増減、繰延税金及び未実現通貨換算損益並びにその現金の効果が投資活動又は財務活動からのキャッシュフローであるその他すべての項目について調整された。外貨換算損益は主にEFSのために発行された長期及び短期の債務証券の発行に関連して発生した。為替レートリスクは、その大半がAFFG第1(2b)条に基づく保証によりカバーされた。従って、0eKBグループはEFSから為替レートリスクを負わなかった。為替レートの変動は外貨での保有又は支払うべき現金及び現金同等物にほとんど影響を与えなかった。その他の調整合計は主に非現金外貨損益並びに発行済債務証券及びデリバティブ金融商品の公正価値測定による現金効果を含み、これはAFFG補償の変更並びにIAS第7号に従って別個に報告される受領利息に対する控除及び支払利息に対する加算に関連する。

投資活動からのキャッシュフローは、投資ポートフォリオ中のその他金融資産、有形固定資産及び無形資産の増減を反映した。財務活動からのキャッシュフローは、親会社との株式取引の増減を反映した。

株主資本の変動と財務活動からのキャッシュフローの調整

(単位：1,000ユーロ)	注記	2024年 留保利益	2024年 非支配株主持分	2024年 財務活動からの 純キャッシュ
1月1日現在貸借対照表		776,134	-	-
支払配当	28	(48,400)	(1,562)	(49,963)
財務活動からのキャッシュフローの増減の合計		(48,400)	(1,562)	(49,963)
当期純利益		65,706	1,791	-
12月31日現在貸借対照表		793,439	-	-

(単位：1,000ユーロ)	注記	2023年 留保利益	2023年 非支配株主持分	2023年 財務活動からの 純キャッシュ
1月1日現在貸借対照表		746,466	-	-
支払配当	28	(32,718)	(781)	(33,499)
財務活動からのキャッシュフローの増減の合計		(32,718)	(781)	(33,499)
当期純利益		62,386	1,643	-
12月31日現在貸借対照表		776,134	-	-

当年度中の重要な進展

営業活動からのキャッシュフロー（558.7百万ユーロ（2023年度：263.0百万ユーロ））は対前年比で295.7百万ユーロ変動した。この変動は、主に銀行貸付・顧客貸付の増減、銀行からの預金の増減、及び発行済み債務証券の増減によるものであった。銀行貸付・顧客貸付の償還による支払は、新規受取債権購入の支払を1,179.1百万ユーロ（2023年度：マイナス426.6百万ユーロ）上回った。銀行への支払債務、顧客への支払債務及び発行済み債務証券の償還による支払額は、新規負債からの手取額を851.3百万ユーロ（2023年度：マイナス1,611.9百万ユーロ）上回った。前年度同様、最も重要な非現金取引は、EFS金利安定化引当金の変動、デリバティブ金融商品の公正価値測定、及びAFFG第1条（2b）に基づく保証の公正価値測定であった。

投資活動からのキャッシュフローはマイナス66.9百万ユーロであり、前年度（2023年度：マイナス51.1百万ユーロ）と比較して、マイナス15.8百万ユーロの変動であった。当事業年度中、支払のアウトフロー（流出）は、主に新規投資の結果、支払のインフロー（流入）を上回った。

注記30 BWG第64(1)条に基づく満期構造の分析

満期までの残存期間は貸借対照表日から資産又は負債の契約満期日までの期間である。分割償還の場合、満期までの残存期間は各分割償還で決定される。

2024年12月31日現在のBWG第64(1)条に基づく満期までの残存期間

(単位：1,000ユーロ)	要求払	3ヶ月 以内	3ヶ月から 1年	1年から 5年	5年超	合計
銀行貸付	308,147	738,812	7,296,775	8,996,723	3,460,972	20,801,429
顧客貸付	253,007	60,529	259,186	949,934	721,200	2,243,855
その他金融資産	5,763	42,568	520,593	1,420,289	690,277	2,679,490
デリバティブ金融商品	-	69,080	36,164	612,871	171,905	890,020
AFFG第1(2b)条に基づく保証	-	761,540	1,864,150	3,606,318	680,875	6,912,883

合計	566,916	1,672,530	9,976,867	15,586,135	5,725,229	33,527,677
銀行からの預金	408,642	49,007	91,432	238,277	170,425	957,783
顧客からの預金	951,701	30,884	100,917	-	-	1,083,502
発行済み債務証券	-	7,764,288	4,914,619	14,714,365	1,451,633	28,844,905
デリバティブ金融商品	-	70,036	418,640	431,725	51,625	972,025
合計	1,360,343	7,914,214	5,525,608	15,384,367	1,673,683	31,858,215

2023年12月31日現在のBWG第64(1)条に基づく満期までの残存期間

(単位：1,000ユーロ)	要求払	3ヶ月以内	3ヶ月から1年	1年から5年	5年超	合計
銀行貸付	1,407,531	883,205	7,519,918	8,765,434	3,342,252	21,918,340
顧客貸付	417,354	60,519	214,407	832,254	757,797	2,282,332
その他金融資産	43,216	79,491	409,028	1,462,639	611,726	2,606,100
デリバティブ金融商品	-	2,454	36,004	259,490	165,852	463,801
AFFG第1(2b)条に基づく保証	-	619,668	1,170,619	4,640,587	686,628	7,117,500
当期税金資産	-	-	663	-	-	663
合計	1,868,101	1,645,337	9,350,640	15,960,404	5,564,256	34,388,738
銀行からの預金	313,859	322,213	106,776	266,444	130,537	1,139,829
顧客からの預金	1,034,915	2,904	90,703	5,896	-	1,134,417
発行済み債務証券	-	6,907,777	5,870,451	13,804,150	1,426,469	28,008,847
デリバティブ金融商品	-	71,822	336,066	1,703,916	36,834	2,148,639
合計	1,348,774	7,304,716	6,403,997	15,780,405	1,593,840	32,431,732

注記31 劣後資産

0eEBの開発援助活動に関連して、貸借対照表の以下の項目に劣後資産がある：57.6百万ユーロ（2023年度：72.4百万ユーロ）の銀行貸付、23.0百万ユーロ（2023年度：23.4百万ユーロ）の顧客貸付、及びオーストリア共和国からの保証が付保されているその他の金融資産63.2百万ユーロ（2023年：58.9百万ユーロ）。

注記32 担保に付される資産

(単位：1,000ユーロ)	2024年	2023年
デリバティブ金融商品の信用リスクの担保		
担保差入れ	514,878	1,753,163
担保受入れ	257,679	-

担保に付される資産及び負債の増減は、デリバティブの相手方とのISDA契約に基づき提供及び受領した担保の増減によるものであった（注記19を参照のこと）。

注記33 偶発債務及びその他オフバランスシート・コミットメント

貸借対照表に報告されていない偶発債務682.7百万ユーロ（2023年度：799.2百万ユーロ）は、AusFFGに基づくオーストリア共和国の保証が裏付けとなっている、26.8百万ユーロ（2023年度：38.5百万ユーロ）の0eEBより発行された保証、及びオーストリア共和国からの補償が裏付けとなっている0eHTにより発行された保証656.0百万ユーロ（2023年度：760.7百万ユーロ）に関連していた。貸付用の未引出しの信用ファシリティ及びコミットメントは、3,108.6百万ユーロ（2023年度：4,403.1百万ユーロ）であった（注記37を参照のこと）。また、0eEBの業務に係る証券購入債務44.7百万ユーロ（2023年：44.5百万ユーロ）もある。これらの購入債務はAusFFGに基づくオーストリア共和国の保証により担保が付されている。

注記34 その他オフバランスシート・コミットメント

ESAEG（預金保証制度及び投資家補償法）第2(3)条に従い、0eKBグループの完全連結会社は、ウィーンに本拠地を置くアインラーゲンジヒャルング・オーストリアGes.m.b.H.が運用する預金保険制度に基づき、預金の比例的割合を保証することを求められている。0eKB、0eEB、0eKB CSD及び0eHTはこの機関のメンバーである。

注記35 信託資産及び負債

輸出金融セグメントからのオフバランスシートの信託取引は、161.2百万ユーロ（2023年度：180.3百万ユーロ）に達した。オーストリア共和国のための信託取引は、アドバイザー・プログラム及び0eEBとBMF間の契約に従う「連邦基金により資金供与される持株会社」に基づき締結された開発銀行の業務、並びに連邦政府の信託会計に主に関連する。

観光金融からのオフバランスシートの信託取引は、453.0百万ユーロ（2023年度：484.3百万ユーロ）であった。ERP基金の下での信託取引は、その大部分が、aws erp ツーリズム・プログラム(法的根拠: ERP基金法、aws erpプログラムの一般規定、規則[EU]第651/2014第14条及び第17条、並びに規則[EU]第1407/2013)に基づいて開始された0eHTの事業活動に関連している。

注記36 UGB/BWGに基づく資産・負債に関するその他開示

BWG第43条及び第64条に基づく補足開示

(単位：1,000ユーロ)	2024年12月31日		2023年12月31日	
	資産	負債	資産	負債
外貨建て	2,083,424	23,316,829	2,528,553	20,642,295
オーストリア国外で発行又は組成	4,336,285	29,369,900	5,305,746	28,919,793

UGB第225(3)条及び第(6)条に基づく開示

その他資産のうち、8.0百万ユーロ（2023年度：9.1百万ユーロ）は報告日後に満期が到来し、その他負債のうち、24.5百万ユーロ（2023年度：29.2百万ユーロ）は報告日後に満期が到来する。

注記37 金融リスク管理及び貸倒引当金

0eKBグループの概要及び特別な機能

重要な事業セグメントにおいて、0eKBグループはオーストリア共和国の請負として活動している。当グループは、リテール又は預金受入業務には従事しない。親会社としての0eKBは、資本市場及びエネルギー市場業務並びにオーストリアの輸出産業のための特別目的銀行である。銀行子会社であるオーストリア・エントヴィックルングスバンクAGはオーストリア共和国の政府開発銀行であり、輸出業務を補完し、銀行子会社である0eKB CSD GmbHは資本市場業務を補完する。オーストリア・ホテル・ウント・ツーリズムバンク・ゲゼルシャフトm.b.H.

(Österreichische Hotelund Tourismusbank Gesellschaft m.b. H.) は、オーストリアの観光・レジャー産業の投資プロジェクトに融資し、独立した観光業務セグメントとして経営されている。

リスク管理及びリスク制御は、事業戦略に欠くことのできない重要なプロセスであり、会社及び0eKBグループ全体の持続的な安定性及び利益性を確保するように設計されている。各リスク・エクスポージャーは、慎重な検討の後引受けられ、執行取締役会が決定したリスク方針及びリスク戦略に合致しなければならない。この方針及び戦略は、ビジネス・リスク及びオペレーショナル・リスクへの慎重なアプローチを基礎に、安定した株主資本利益率の確保を目指す。リスク方針及び戦略は、リスク管理原則、リスク選好、リスク管理組織の主要な特徴並びに定義されるリスク分類の測定、制御及び制限の原則、またESGリスク対応の原則を詳述する。

輸出金融スキームはビジネスモデルの大部分を占め、従って貸借対照表上の資産の大部分を占める－注記1も参照のこと。

オーストリア共和国のために運営されているEFSのリスクは、全般的な担保及び特にオーストリア共和国の保証により軽減される。輸出金融保証法は、輸出貸付保証の要件、従ってスキームに基づく信用を顧客が利用する条件、

さらにリファイナンス業務において債権者を保護するオーストリア政府の保証（債権者保証）及び為替レート
のリスクのための政府の保証（為替レート保証）の規則を詳述する。

規制上の要件からの免除は、ビジネスモデルの非常に重要な点である。OeKBグループは流動性規則（LCR、NSFR）
又は欧州及び国内の銀行業ユニオンの規定（銀行再建・破たん処理指令、BRRDなど）の対象ではない。輸出金融
（すなわち、EFS）に関してはさらに免除があり、特にCRR（規則[EU]第575/2013）から免除される。これらの免除
は、OeKBグループの親銀行であるOeKB及び完全連結銀行子会社であるオーストリア・エントヴィックルングスバン
クAG（BWG第3[1]7条を参照のこと。）にも適用される。同様の例外がOeKBグループのメンバーであるOeKB CSD GmbH
（同行はCSD規則（BWG第3[1]12条を参照のこと。）に基づき集中決済機関として認可されている。）及びオースト
リア・ホテル・ウント・ツーリズムバンクGmbH（BWG第3[1]11条を参照のこと。）に適用される。

OeKBは親銀行として、グループICAAPとして連結ベースでBWG第39a(1)条及び(3)条に基づく「自己資本充実度に関
する評価プロセス（ICAAP）」を実行する。個別の会社レベルでのリスクは、リスク予算を設定し、四半期ごとに予
算の順守を監視することにより一部管理されている。

輸出金融スキームの特別な重要性のために、かつOeKBグループの経営原則に基づき、EFSは当グループのICAAPの
中で独立した投資リスク事業体（信用リスクの一部）として処理される。この目的で、EFSのために独立したリス
ク・カバレッジ計算が実施される。EFSが自己のリスクを負うことができる限りは、EFSはOeKBグループにリスクを
課さない。輸出金融スキームのリスク・カバレッジ資本を超えるリスクは、当グループのICAAPの信用リスクとして
の一部となる。詳細については、ICAAP EFS及びその当グループICAAPへの統合を参照のこと。

以下の本注記の内容は、市場、信用、ビジネス及び流動性リスク、オペレーショナル・リスク及びその他非金融
リスク、並びに特にリスク類型に係る気候関連要因の影響に関するOeKBグループのリスク管理の目的、方針及びプ
ロセスを詳述する。

EFSのサブICAAP（上記を参照）及び銀行子会社のリスク予算の割当てとは別に、その他のリスク資本はOeKBグ
ループの個別セグメントに割り当てられない。広範囲に及ぶ例外（上記を参照）のために、リスク管理は大部分は
CRR規則に従い実施されず、第2の柱の概念に従い実施される。

リスク管理の枠組み

執行取締役会は、OeKBグループの全ての重要なオペレーショナル及びビジネス・リスクを対象とする、十分に機
能的かつ包括的なリスク管理制度の構築について全般的な責任を負う。執行取締役会は、適切な組織的な手段を制
定し、適切なガイドライン構造を提供することにより、この義務を果たす。

ガイドライン構造

リスク管理の枠組みの1つの中心的ガイドラインは、OeKBグループのリスク方針及び戦略である。これは執行取
締役会がチーフ・リスク・オフィサー(以下「CRO」という。)と協力し、事業戦略に従い監事会のリスク管理委員会
と毎年協議の上、策定し、採用する。

リスク方針及び戦略は、リスク管理の原則、リスク管理組織の主要な特徴、リスク選好並びに定義されるリスク
区分の測定、管理及び制限の原則並びにサステナビリティ要素の統合を詳述する。このようにして、執行取締役会
はOeKBグループ全体での統一されたリスク管理を確保する。

受け容れられた各リスク・エクスポージャーは、OeKBグループのリスク方針及び戦略に一致しなければならない。
倫理的な事業活動の原則と基準は、行動規範に定められており、全従業員を拘束する。特に、データ、苦情、
利益相反の取扱い、コンプライアンス、内部告発、汚職やマネーロンダリングの防止、主要人物の適性方針につい
て規定されている。報酬方針は、BWGに従った報酬の原則を含み、関連するリスクを考慮している。文書管理の標準
作業手順では、文書の作成、レビュー、発表、配布、改訂及び保管について、明確なタスク及び役割が割り当てら
れている。適切なプロセス及び正しい財務報告を保証するために、効果的な内部統制システムが導入されている。
内部監査/グループ監査は、第3ラインとして機能する。

組織

0eKBグループの重要な事業活動及びその具体的な事業及びリスク構造を前提として、当銀行は適切に定義された任務を持つリスク管理プロセスのための明確な機能的組織編成を採用している。

リスク管理委員会（RMC）、非財務リスク委員会（NFRC）及びサイバーセキュリティ・エグゼクティブ・コミッティ（CSEC）は、それぞれには執行取締役会全体の代表者が含まれるが、リスク管理の重要な役割を果たす。

チーフ・リスク・オフィサー（CRO）が委員長を務めるRMCの任務は、ESGリスクを含む戦略的な財務リスク管理及び統制である。同委員会は、リスク報告書の受領者であり、個々の財務リスクのリスク・プロファイルを監視及び管理し、リスク・カバレッジ計算から導き出される限度額及びリスク予算など、必要な措置を採択又は執行取締役会に提案する。NFRC及びCSECの主要な調査結果はRMCに報告され、全リスクの包括的な見解及び評価が確保される。

NFRCは非財務リスク、特にオペレーショナル・リスク及びICT（情報通信技術）リスクを管理する役割を担っており、2024年10月以降、リスク制御部門に設置されたICS及びORMの中央事務局によって指揮されている。

CSECはチーフ情報セキュリティ・オフィサー（CISO）が委員長を務め、とりわけ、執行取締役会との定期的な情報交換、ガバナンスの確保、リスク評価、情報・サイバーセキュリティ領域でのアドバイスや対策の委託などを行う。CISOは、0eKBグループの情報及びサイバーセキュリティに責任を持ち、定期的に直接執行取締役会全体に報告を行う。

RMCにより決定される対策の実施は、特に、CROが監督する。組織的には執行取締役会のリスク監督オフィサーに該当し、年1回、執行取締役会全体に直接報告し、また監事会のリスク委員会に報告を行う。CROは、リスク制御部門（RCO）を管理し、RCOは、財務リスクの測定・査定、オペレーティング・レベルの財務リスク制御（内部の限度額の監視を含む。）及び内部自己資本比率査定プロセスの現実的な実施に責任を持つ。ORM及びICSの中央事務局も2024年10月よりRCOに統合され、ORM及びICSの方法論と方針能力をカバーすることになった。ORM及びICSに関する要件の運用上の実施は、プロセス管理の一環として組織及び施設管理（OFM、Organisational& Facility Management）部門に組み込まれている。

ガバナンス構造のその他の重要な機能は、マネーロンダリングの防止、コンプライアンス（WAG及びBWG第39[6]条）、データ保護及びアウトソーシング（これらは全て直接執行取締役会に帰属する。）を担当する役員である。オペレーショナル・リスク管理、情報セキュリティ、内部統制システム及びコンプライアンスに関する活動は、継続的に調整される。

全ての重要なリスクが特定され、それらが測定されて管理されていることを確実にするために、毎年包括的なリスク分析が行われる。新商品及びサービスは、リスク評価を含む商品導入プロセスの対象となる。

リスク管理は、ガイドライン及びリスク低減方法の遵守を確保する、内部統制システム（以下「ICS」という。）により補足される。ICSに関する法的要件の遵守及び執行取締役会が採択したICS方針の実施を確実にすること並びに本方針の継続的な改善はICS及びORMの中央事務局の方法論的責任に属する。ほぼ自動化されたIT一般制御及び社内監査部/グループ監査部により行われる監査がその実効性を確保する。

内部監査/グループ監査は、第3ラインを果たし、オペレーショナル管理（第1ライン）、リスク管理プロセスに関与する組織部門（第2ライン）及び採用される手続きについての定期監査を実行する。

財務リスク及びオペレーショナル・リスクを管理及び監視する責任のある上級経営陣が十分かつ適時に情報が確実に与えられるようにするため、0eKBグループは包括的及びリスクに基づく報告及び制限システムを実施している。

監事会はリスク管理の取決めに監視し、また四半期毎に0eKBグループのリスク状況に関する報告を受ける。これらのリスク報告は、0eKBグループのリスク状態についての詳細な見解を提示する。監事会はまた、BWG第39d条に基づくリスク委員会を維持する。リスク委員会は2024年に会合を1回開いた。監事会の監査委員会はまた、内部制御システムの有効性についても監視する。監事会はまた推薦委員会、報酬委員会及び実務委員会も設定する。

オペレーショナル・リスク管理戦略の一部として、組織構造が様々な緊急及び危機シナリオのために定義されている。特にCOVID-19のパンデミックは、近年の危機管理システムの有効性を印象的に証明した。0eKBグループは、常に効果的に行動することができただけでなく、政府の事業援助プログラムに関連する追加的な業務を処理することもできた。

0eKBグループの事業継続管理（BCM）は、重要な事業プロセス及び事業運営に対するリスクを特定し、適切な対策を確立するよう設計されている。BCMの目標は、重要な状況において、関連するビジネス・プロセスが中断されないか、一時的な中断にとどまるか、又は可能な限り最小限にとどまるようにすること、及び大きな損害事象が発生し

た場合でも0eKBの経済的存続が確保されるようにすることである。事業継続管理方針は、不測の事態及び危機管理組織を管理する。

内部自己資本比率査定プロセス（ICAAP）

リスク選好及びリスク管理の方法

ICAAPは、BWG第39a(3)条に従い、グループのレベルで実行され、定義された銀行固有の自己資本比率水準の維持を確実にし、かつ制御及び測定手段として、管理プロセスの重要な一部をなす。リスク選好は、監事会のリスク委員会と協力の上、執行取締役会により毎年定められる。

プロセスは、ゴーイング・コンサーン・アプローチ及びゴーン・コンサーン・アプローチから成る。2つの方法の主要な相違は、リスクをカバーするのに利用可能な経済資本の定義、及びリスクの信頼水準（ゴーイング・コンサーン・アプローチは99.9%、ゴーン・コンサーン・アプローチは99.98%）の選択にある。

リスク・カバレッジの計算及び限度

リスク・カバレッジの計算は四半期毎にリスク制御部門（リスク監視職務として、リスクのオリジネーションから独立している。）により行われ、リスク管理委員会及び監事会の両方に報告される。リスク・カバレッジの計算において、必要経済資本はリスク・カバレッジ資本（内部又は事業資本）と比較される。これは、異なるカバレッジの目標及びアプローチ（ゴーイング・コンサーン及びゴーン・コンサーン）を考慮して行われる。

リスクを測定及び管理する主要な変数は、経済資本である。リスクは0eKBにより「現実の結果が予想された結果より好ましいものでないであろう危険性（予想外の損失）」と定義される。経済資本は、運営原則で定義される信頼水準で1年間の対象期間を基準に算定される。

リスク・カバレッジの計算は、特にすべての定義された重要なリスク分野、すなわち信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク及びビジネス・リスクを考慮する。信用リスクは、クレジット・バリュー・アット・リスク（CVaR）アプローチ及びVaRアプローチを用いる市場リスクを用いて測定される。ビジネス・リスクは営業利益中の経験による目標からのズレの統計的分析を基準に決定される。

リスク・カバレッジの計算結果及びリスク管理委員会の勧告に基づき、執行取締役会は0eKBグループ全体としての市場リスク及び信用リスクの限度並びに0eKBグループの個別銀行向けのリスク予算を決める。これらの限度及びリスク予算の遵守は、リスク制御部門により監視され、四半期毎にリスク管理委員会及び執行取締役会に報告される。限られた関連性であるために、0eKBグループ内の経済資本の個別事業部門又はセグメントの運営はなく、EFSについては独立したICAAPが実行される。過年度において、EFSのリスク負担能力は2024年12月31日現在で確実に保証され、すなわちEFSからグループICAAPへあふれるリスクはない。「EFS ICAAP及びその当グループICAAPへの統合」の項目も参照のこと。

運用上の追加制限もまた、主要分野において準備されている。これらはリスクの集中の監視も対象とする。

リスク・カバレッジの計算において、リスク類型間のリスクの相互集中は、個別の類型特有のリスク資本金額を合計し、従って完全なプラスの相関関係を想定することにより、合計リスクを決定することで考慮される。

オペレーショナル・リスクの測定は、個別アプローチのそれぞれの信頼性水準で計測する分布により拡散する、基本指標アプローチに基づく。

以下の表は、ゴーイング・コンサーン及びゴーン・コンサーン・アプローチにおける0eKBグループの高いリスク負担能力を示す。

0eKBグループのリスクカバレッジの計算

(単位：1,000ユーロ)	2024年12月31日		2023年12月31日	
	経済資本	利用可能なリスク・カバレッジ資本	経済資本	利用可能なリスク・カバレッジ資本
ゴーイング・コンサーン	146,805	854,043	196,109	836,755
ゴーン・コンサーン	195,828	1,037,826	254,566	1,020,538

経済資本の計算はストレス・テストにより補完される。これには主要なリスク要因の一変数のテスト及び多変数の市場特有のテストを含む。良くない市場状況の下でのリスク負担能力の持続可能性を査定するために、ボラティリティ、相関関係及びデフォルト率などの投入変数がマクロ経済のシナリオに基づくストレスを条件とし、その後リスク負担能力に基づき査定される。

ICAAPに基づくリスクと規則（EU）第575/2013の第92条に基づく最低自己資本要件との比較

(単位：1,000ユーロ)	ICAAPに基づくバリュエ・アット・リスク（99.98%の信頼水準）		規則（EU）第575/2013に基づく自己資本要件（注記28を参照）	
	2024年12月31日	2023年12月31日	2024年12月31日	2023年12月31日
信用リスク	67,920	77,079	31,852	33,007
商品及び為替リスク	312	449	-	-
銀行勘定のその他市場リスク	73,603	126,792	-	-
その他リスク	9,325	12,122	-	-
オペレーショナル・リスク	44,668	38,124	35,105	29,961
合計	195,828	254,566	66,956	62,968

ICAAPにおけるリスクは、CRRに基づく最低規制資本要件を超過した。これは、0eHTはCRRの対象ではなく、銀行勘定の市場リスクがCRR規制資本でカバーされないことが主たる要因である。

市場リスク - 銀行勘定

市場リスクは、マーケットの変数が変動することによる損失リスクである。0eKBグループは、個別的及び一般的な金利リスク、為替リスク及び株価リスクを区別する。トレーディング勘定は維持されていないため、市場リスクは銀行勘定のポジションのみに関係している。

単年度（保有期間）での最大損失の可能性を推計するために、バリュエ・アット・リスク（VaR）概念を使用し、市場リスクのリスク金額は当グループICAAP（上記の表を参照）において査定される。運営原則に従い、計算はモンテカルロ・シミュレーションを用いて、99.9%及び99.98%の2つの信頼水準で実施される。

市場リスクの限度は、リスク管理委員会の提案に基づき執行取締役会により設定される。運用条件の中で、これはトレジャリー部門により、（グループ）ALCO及び執行取締役会の要件にもとづき管理され、トレジャリー部門は最も重要なVaRの貢献を行う自己ポートフォリオを管理する。自己勘定投資は、証券口座に直接保有される債券で構成され、バイ・アンド・ホールド戦略に基づいて管理されている。これらの投資は償却後原価により認識され、これは市場金利の変動から生ずる評価効果を回避する意図である。

極端な市場変動の効果も、ストレス・テストを用いて決定され、これはまたVaR価値の妥当性の評価にも役立つ。これらのテストは、ストレス状況（例えば、信用移動及び相互関係）でのバリュエ・アット・リスクの決定及び具体的な過去のシナリオ（例えば、9.11テロ、2007/08年の金融危機、2020年のCOVID-19、2022年のウクライナ危機）に基づく多変数ストレス・テストの両方から成る。金利シフト及びツイストの影響も現在価値で計算され、四半期ベースで監督上の異常値テストが実行される。

銀行勘定の一般及び特定金利リスク

リスクカバレッジの計算における確率論的は金利リスク計算に加えて、一般金利リスクはまた通常金利シナリオを用いて計算される。以下の表は、定義された金利ショックに依存する、正味現在価値（PV）及び純利息収入（NII）の感応度を示す。

銀行勘定の一般金利リスク（IRRBB） - 2024年12月31日現在

(単位：1,000ユーロ)	PV/NII	平行シフト		短期/長期ツイスト		主要通貨の平行シフト			
		+50BP	-50BP	-/+25BP	+/-25BP	ユーロ	ユーロ	スイスフラン	スイスフラン
						+25BP	-25BP	+25BP	-25BP

現在価値ベースでの金利感応度(無利息資産を除く)

0eKBグループ	2,114,642	(79,925)	82,624	(19,300)	19,923	(53,047)	53,978	14,762	(15,131)
内、EFS	804,177	(69,627)	72,376	(14,925)	15,584	(48,340)	49,274	14,758	(15,017)

利益ベースでの金利感応度(1年間、保証手数料前)

0eKBグループ	322,230	(21,875)	18,607	9,434	(10,366)	10,410	(10,439)	(20,991)	20,117
内、EFS	199,510	(22,746)	19,479	9,853	(10,785)	9,872	(9,901)	(20,991)	20,117

銀行勘定の一般金利リスク (IRRBB) - 2023年12月31日現在

(単位：1,000 ユーロ)	PV/NII	平行シフト		短期/長期ツイスト		主要通貨の平行シフト			
		+50BP	-50BP	-/+25BP	+/-25BP	ユーロ +25BP	ユーロ -25BP	スイス フラン +25BP	スイス フラン -25BP
現在価値ベースでの金利感応度(無利息資産を除く)									
0eKBグループ	2,101,292	(68,077)	70,596	(18,385)	18,948	(50,976)	51,912	16,300	(16,594)
内、EFS	781,354	(57,621)	60,161	(14,241)	14,857	(45,927)	46,869	16,319	(16,613)

利益ベースでの金利感応度(1年間、保証手数料前)

0eKBグループ	323,311	(15,478)	15,390	6,814	(6,830)	12,732	(12,758)	(20,518)	20,555
内、EFS	199,085	(16,602)	16,516	7,209	(7,224)	12,108	(12,133)	(20,518)	20,555

EBAガイドライン2022/14に従い、一般金利リスクに関する監督上の異常値テスト(SOT)は、報告期間を通じて、現在価値の観点からも純利息収入の観点からも、監督当局が定義した基準値を大幅に下回った。SOTを算出するために開発された内部モデルは、EBAガイドラインに従った標準化手法に近い方向性を示している。例外(上記参照)により、貸借対照表の主要部分(特にEFS)はSOTsの対象外となっている。

2024年にかけて、0eKBは、SOTの対象外となったポートフォリオにもこの新しい内部モデルを適用し、EBAガイドラインに従った標準化手法に近い方向性のこのモデルを、グループ及びEFSの一般金利リスクの管理に使用している。以下の表は、上記の感応度と比較するため、2024年12月31日現在の新モデルの値を示している。この新モデルはいくつかの点で細部が異なっており、中でもツイストの新仕様が最も大きな影響を及ぼしている。概念的な主な違いは、上記の表が具体的なポートフォリオ・プランを含んでいるのに対し、新しいアプローチは定数ポートフォリオを想定している点である。

銀行勘定の一般金利リスク (IRRBB) - 2024年12月31日現在/定数ポートフォリオ

(単位：1,000 ユーロ)	PV/NII	平行シフト		短期/長期ツイスト		主要通貨の平行シフト			
		+50BP	-50BP	-/+25BP	+/-25BP	ユーロ +25BP	ユーロ -25BP	スイス フラン +25BP	スイス フラン -25BP
現在価値ベースでの金利感応度(無利息資産を除く)									
0eKBグループ	2,105,364	(79,916)	82,186	(21,166)	20,117	(52,138)	52,882	14,199	(14,390)
内、EFS	813,072	(68,545)	70,820	(16,279)	15,126	(47,095)	47,847	14,204	(14,395)

利益ベースでの金利感応度(1年間、保証手数料前)

0eKBグループ	319,057	(19,652)	19,652	4,381	(4,374)	11,733	(11,733)	(20,894)	20,894
内、EFS	202,968	(21,383)	21,383	4,729	(4,729)	10,715	(10,715)	(20,894)	20,894

一般金利リスクに加え、EBAガイドライン2022/14は、銀行勘定の特定の金利リスクの考慮方法も規定する。このリスクは、現在価値の観点及び収益の観点でも評価する必要がある。これは、長年にわたりICAAPで現在価値ベースで考慮されており、2024年12月31日現在で、ゴーン・コンサーン・ビューで13.7百万ユーロに達した(2023年12月31日：23.3百万ユーロ)。関連する収入リスクは軽微であり、定期的な内部報告に含まれる。

信用リスク

0eKBグループは、以下の種類の信用リスクを区別する：相手方リスク/デフォルト・リスク、投資リスク及び集中リスク。

EFSの範囲外で、重要な貸付業務に従事する0eKBグループ内の唯一の法人は、観光業セグメント（観光金融）である。したがって、0eKBグループのリスクカバレッジ資本と比較した全体的に低い信用リスクは、主に自己ポートフォリオ（債券）、非連結持分、及び0eHTが供与する観光金融から生ずる。後者は高い担保水準を条件とする。ローンの大部分は銀行により、しかし公的部門の団体にも保証されており、及び限られた程度ではあるが担保により保証されている。

信用リスクは、クレジット・バリュー・アット・リスク（CVaR）を用いて評価される。これは、所与の信頼水準（例えば、ゴーン・コンサーン・アプローチの99.98%）の最大損失とそれぞれのデフォルトに関連する予想損失との間の差異である。1年の保有期間を仮定したバシチェック分散により、CVaRが計算される。CVaRは、2024年12月31日現在、67.9百万ユーロ（2023年12月31日現在：77.1百万ユーロ）であった。

0eKBは自己ポートフォリオの運用において、幅広い分散投資という戦略に従う。最も高い信用格付を持つ発行体に対するエクスポージャーの個別的集中がある。主要なローン限度額もまた、これに従わなければならない、RMC及び執行取締役会に対して定期的に報告が提出される。オーストリアにおける観光及びレジャー産業への観光業務セグメントの集中は、会社のビジネスモデルに備わったものであり、貸付は厳しい担保要件の下でのみ提供される。

信用リスクの限度額は、RMCの提案に従い、執行取締役会により設定される。RMCの提案は、リスクカバレッジ計算に基づく。コンプライアンスがRCOにより監視される。信用デリバティブは使用されない。

取引相手方の信用度は、明確な格付け及びマッピング・システムを用いて査定される。この格付けは、デフォルト可能性の査定において非常に良い格付セグメントにあるソブリンとその他取引相手方を区別する、詳細な22の部分に分かれた内部マスター基準に基づく。PDはミグレーション・リスクを考慮して導かれる。この格付け及びマッピング・システムはRMCにより採用され、毎年RCOにより見直しが行われる。

EFS ICAAP及びその当グループICAAPへの統合

0eKBがオーストリア共和国の代理人として管理するEFSは、総資産の大部分を占め、その他の事業活動から独立した会計主体として運営されている。運営原則に合わせて、0eKBはEFSのために独立したリスク・カバレッジの計算を実行する。オーストリア共和国の保証（保証及びAusfFG及びAFFGによるaval）によりカバーされないEFS内のリスクは、UGBに基づくEFS金利安定化引当金（EFSのためのリスク・カバレッジ資本として利用される。）と査定、比較される。

このEFS金利安定化引当金は、EFSから生み出される余剰金から生じ、1968年以降大蔵省命令に従いEFSに留保されることになっている（無利息の負債）。これらの資金が実効リファイナンス金利の低減に使用される場合のみ、税務当局が「控除可能な負債項目」としてEFS金利安定化引当金を取扱うので、リスク負担能力の計算の際、税金引当金が信用リスクに加算される。

0eKBグループの内部自己資本比率査定プロセスにおいて、EFSは投資リスクとして考慮される。従って、EFSのリスク・カバレッジ資本を超えるリスクはいずれも、0eKBグループの信用リスクの一部となり、0eKBグループのリスク・カバレッジの計算に含まれる。

EFSは今日まで常に、毀損しないリスク負担能力を持ち、リスクが過剰となることはなかった。下記のEFSにおけるリスク合計は、2024年においても再びEFSのリスクカバレッジ資本より少ない。すなわち、EFSによるリスクはグループICAAPを構成しない。

最も本質的なリスク類型は、信用及び金利リスクである。その他の関連するリスクのポジションは、例えば、スワップ取引及びリファイナンス・リスクに関連するCVAリスクである。

EFSにおける信用リスク

0eKBグループの信用エクスポージャーは主に輸出金融スキームの金融商品（銀行貸付及び顧客貸付）で構成される。これらの貸付は厳格な原則及び高い担保要件（主にオーストリア共和国の保証による）に従い供与されている。デリバティブ金融商品に関連する信用リスクを保証するため、全ての取引相手と担保契約が締結されている。クレジット・デリバティブは使用されていない。

オーストリア共和国が供与する包括的な担保及び保証の結果、オーストリア共和国に対する高水準のリスク集中がある。これは担保の質が高いため、測定されない。

これを超える信用リスクは、クレジット・バリュー・アット・リスク（以下「CVaR」という。）法を用いて評価される。これは、所与の信頼水準（例えば、ゴーイング・コンサーン・アプローチの99.9%及びゴーン・コンサーン・アプローチの99.98%）の完全VaRとそれぞれのデフォルトに関連する予想損失との間の差異である。1年間の保有期間を仮定したモンテカルロ・シミュレーション法により、CVaRは計算される。

オーストリア共和国に対するリスク集中に加えて、銀行及びその他保証人に対する著しい集中もある。これらの集中はビジネスモデルに固有のものであり、またその範囲でもあり、この点の多様化は限定される。モンテカルロ・シミュレーション法の使用により、計算されたCVaRは、信用格付及び借主の相互関係に基づく、保証人に関する集中及び減損の可能性に加えて、ビジネス・パートナーの集中リスクを含む。

信用リスクはリスク・バレッジの計算及びこれに基づき定義される限度をベースに、毎日の業務運営においては、ビジネス・パートナーと保証人並びにそれらの組み合わせが限度額を割り当てられるビジネス・パートナーの制限システムを通じて、管理される。具体的な限度額は信用委員会の勧告に基づき、執行取締役会により割り当てられる。コンプライアンスはリスク制御部門により監視される。

EFSにおける市場リスク

主たる運営原則に従い、市場リスクはアーニングス・アット・リスク（EaR）を利用して測定され、金利リスク及びオーストリア共和国が保証する限度での限定的な水準の為替レートリスクを含む。信用リスクの測定の場合と同様に、市場リスクは上記の信頼水準及び1年間の計画期間を持つ、モンテカルロ・シミュレーション法を用いて測定される。バリュー・アット・リスク（VAR）も決定される。これらの確率論的リスク測定法は、ストレス前提の影響の測定、及び金利シフトとねじれに対する純利息収益と現在価値の感応度の計算によって補完され、RMC、ALCO及び執行取締役会にも報告される。

トレジャリー部門は、市場リスクのオペレーショナル管理に責任を持ち、かつとりわけ、資産負債管理委員会（以下「ALCO」という。）と協力調整する。ALCOには執行取締役会が含まれ、またEFS資産率の決定及びEFS商品の設計を担当する。

ビジネス・リスク

0eKBグループは、ビジネス・リスクを、事業規模若しくはマージンの予想しない変化又は予想しない営業費用により引き起こされる利益の低下を意味するものと第一に理解している。予想しないとは、当グループの計画からの逸脱を指す。過去にこれらが現実化した程度において、これらのリスクはまた、事業方針の決定及び経済状態もしくは法的状態の変化から生ずるビジネスモデル・リスク及び戦略リスク並びに利害関係者の否定的な感じ方の結果としてのレピュテーション・リスクを含む。

ビジネス・リスクは、最初に計量的基準で決定し、具体的な限度をRMCが毎年設定するためにその後専門家の検討を受ける。このリスクの種類は利益リスクであるため、リスク・カバレッジ資本から控除されることにより、リスク・カバレッジ計算を構成する。

ICAAPにおいて量が含まれることを除き、当グループは輸出金融スキームの重要性が高いため、かつ関連する法的な例外の観点から、特に特別目的銀行グループとしての役割においてこれらのリスクの関連性を承知している。法的変更の活発な監視、利害関係者との対話、保守的なリスク方針の固持、及び先を見越したレピュテーション方針（行動規範、サステナビリティ方針を含む。）は、これらのリスクを軽減する中心的な要因である。

ICAAPにおけるその他リスク

モデル・リスク及び独立して測定されないリスクタイプのリスクは、確定した経済資本に対する割合（パーセンテージ）による上乗せを適用することにより、リスク・カバレッジの計算において考慮される。

0eKBグループは様々なリスクの集中に直面している。最も重要な集中のうち2つは、特別目的銀行グループとしての事業分野の集中及びEFSに関連するオーストリア共和国により供与される保証への依存である。これらの集中はビジネスモデルに固有のものであり、またその範囲であり、この点から多様化は限られている。

異なるリスク類型間の相互依存から起きる、集中相互のリスクは、各リスク類型（信用リスク、市場リスクなど）を合計することにより、当グループのICAAP並びにEFS ICAAPに組み込まれる。多変数ストレステストもまた、これらのリスクを査定するために実施される。

超過レバレッジのリスク、従ってレバレッジ比率は、0eKBグループの資産の大部分が輸出金融スキームから生ずるため、0eKBグループにとりあまり重要ではない。EFSのエクスポートは、大部分オーストリア共和国の保証により担保され、債務による資金調達はビジネスモデルの一部である。

非財務リスク及びオペレーショナル・リスク

市場リスク及び信用リスクと異なり、例えば非財務リスクは限られた程度で主要な数字を通じてのみ測定及び管理することができる。したがって、これらは、ラインマネジメント及びビジネスプロセス・オーナーの責任下にある他のリスクよりも広範囲にわたり、そのため従業員一人ひとりの責任下にある。したがって、リスク選好の定義及びこれらのリスクの管理は定性的及び定量的ベースで発生する。0eKBグループはこの区分に以下のリスクを含む：ビジネスモデル・リスク、戦略リスク、レピュテーション及び行動リスク、コンプライアンス・リスク並びにオペレーショナル・リスク（ITリスクを含む。）である。

四半期ごとの非財務リスクの全体的な評価には、5段階交通信号システムが利用されている。様々なリスクカテゴリーのワークフローに基づく分権化された評価は、全ての部局、銀行子会社、リスク・コンプライアンス・オフィサーによって、特別なソフトウェア・システム（ARIS）を用いて実施される。ダッシュボードシステムは概要を提供し、全体的な状況を統合的に評価することを可能にする。目標は、予想される年間損害額が50万ユーロ（ICSに明記された許容エラーの半分）を下回るように、すべてのプロセス、予防措置及び手段を備えて、実行することである。

オペレーショナル・リスクは、不十分又は機能不全の社内プロセス、人員又はシステム若しくは外部の事象から生ずる損失リスク（法的リスクを含む。）を意味すると理解される。これには法的リスク、モデルリスク及び情報通信技術リスク（ICTリスク）が含まれるが、戦略的リスク及びレピュテーションリスクは含まれない。グループICAAPに対する経済資本要件は、それぞれの信頼水準に対する基本指標アプローチに基づく最低自己資本要件の計測により決定される。

オペレーショナル・リスクは、市場リスク及び信用リスクより強力に会社の文化及び各個人の行動に影響される。これを念頭において、執行取締役会は汚職防止、内部告発制度及び苦情処理制度等の規則を備えた行動規範を設定している。

銀行全体の基準及びプロセスは、オペレーショナル・リスク・マニュアル及びBCM方針など、様々な方針のリスク方針及び戦略から導かれている。すべての方針は毎年見直しを受ける。オペレーショナル・リスクを管理するための中心的な委員会は非財務リスク委員会であり、ORM及びICSの中央事務局が指揮する。この委員会では、損害事象及び対策も議論される。計画及び概念の有効性がテスト及び訓練を用いてチェックされる。集中的な損失事象のデータベースの持続的な維持管理及び評価（この中で損失になりそうなものも書面化される。）により、オペレーショナル・リスクの継続的な最適化が確保される。

法的リスクは、それぞれの事業セグメント及びリーガル・コンプライアンス部門による継続的監視を通じて、またWAG及びBWG第39(6)条に基づくコンプライアンス・オフィサーの指名により、最小化される。

内部統制システムは2024年に技術面及び組織面で抜本的に見直され、ORM及びICSの中央事務局が設置された。この事務局は、方法論的及び方針の責任に加え、非財務リスク委員会（NFRC）の指揮も担当している。NFRCは、RMCの場合と同様、執行取締役会全体を代表し、非財務リスクを管理する。

情報及びサーバー・セキュリティの重要性を前提として、当グループは独立した情報セキュリティ・オフィサーを有する。チーフ情報セキュリティ・オフィサー（CISO）は、執行取締役会に直接報告し、情報・サイバーセキュリティ執行委員会（CESEC）の委員長を務める。包括的なプロジェクト「サイバーセキュリティ&ディフェンス・プログラム」が2022年に開始され、計画通りに進んでいる。これは、2025年1月17日に発効した「デジタル・オペレーショナル・レジリエンス法（DORA、規則[EU] 2022/2554）」に基づく規制要件の達成を含む目的を果たした。このプロジェクトにより、2024年にISO 27001による認証取得に成功した。

効果的な内部統制システムに加え、内部監査/グループ監査も、第3のラインとして定期的な監査を通じてオペレーショナル・リスクの軽減に寄与する。

流動性リスク

0eKBグループは、以下の流動性リスクの種類を区別する：

- ・期限を迎えたときに、現在又は将来の支払い義務を完全に満たすことができないリスク、
- ・リファイナンス・リスク、資金が好ましくない市場条件でしか得られないリスク、及び
- ・市場流動性リスク、資産を割引いてしか売却できないリスク。

流動性リスク管理は、EFSを含めて、0eKBグループを1つの単位として実行される。

執行取締役会は、毎年監事会のリスク委員会と調整を行う「リスク方針及び戦略」の中で、流動性リスク管理の原則及びリスク選好を定義する。これは、支払不能リスクとしての流動性リスクを指す。これは、現在及び将来の支払義務を期限到来時に十分に満たすことができない短期リスクである。最低1ヶ月の最短サバイバル期間及び最低2ヶ月の目標サバイバル期間が0eKBグループについて設定されている。

流動性戦略の目標は、困難な市場状況であっても受入可能な条件で必要な流動性の十分な入手を確実にすることである。発行体としての数十年にわたる、0eKBの国際金融市場における優れた名声は、金融商品、市場及び満期の多様化と相まって、またとりわけ重要なことはオーストリア共和国の保証がAFFG第1(2a)条に基づき貸し主を保護しているので、市場が特別なストレス下にある場合でも市場アクセスに役立つ。流動性リスクの測定及び管理に使用されるプロセスは、RMCが採用する流動性リスク管理マニュアルにおいて書面化されている。

流動性の圧倒的な必要は輸出金融スキームに起因するため、借換えリスクはEFSのリスク・カバレッジの計算に組み込まれている。

より狭い意味での流動性リスクの測定の中心的手段は、毎月の流動性ギャップ分析である。これは今後12ヶ月間の毎日の数字を用いて行われ、流動性バッファ（主にECBによる再割引に適格な証券で構成される。）に対して設定されているキャッシュフロー及び資金調達計画（特異かつ組織的ストレス仮定に基づく。）に基づいている。市場流動性リスクが流動資産に対する対応するヘアカットを通じて考慮される。

この方法により決定された平均サバイバル期間は、2024年に6ヶ月超であった。0eKBグループはサバイバル期間を、同時に起こる特異かつ組織的ストレスの想定される組み合わせのもとで、金融市場で追加の資金調達を行う必要なしに（オーストリア共和国による保証があるが）すべての支払義務を満たすために、現在の流動性バッファが十分な期間と定義する。ストレス期間において、サバイバル期間は、このようになんらかの必要な戦略的正措置を取るのに利用できる時間である。流動性危機管理計画が危機的状況のために用意されている。

0eKBグループのサバイバル期間

（単位：日）	2024年	2023年
年平均	199	148
年間最大	326	251
年間最小	117	74

0eKBグループの拘束されていない流動性バッファの構成は以下のとおりである。

0eKBグループの流動性バッファ

（単位：1,000ユーロ）	2024年公正価値	2023年公正価値
現金及び現金同等物	940	497,877
差引：最低準備金	(68)	(77,073)
CCPA信託口座	(42)	-
現金及び中央銀行による現金同等物	829	420,804
中央銀行による預託証券	7,979	7,783,660
大蔵省証券及び再割引できる類似証券	1,264	1,085,299
再割引できる他発行体による債券	360	242,972
合計	10,432	9,532,735

中央銀行に預けられている有価証券の大部分は、0eKBが発行し、すぐに買い戻されるカバードボンドであり、そのため貸借対照表には計上されていない。これらは流動性を確保するためにのみ使用される。

毎日の流動性はニーズとカバレッジ計算に基づき確認され、長期流動性はギャップ分析を元に評価される。オペレーションナル流動性管理はトレジャリー部門が処理し、トレジャリー部門はALCOに報告する。サバイバル期間の要件の遵守はリスク制御部門により監視され、RMC及びALCOに報告される。

0eKBはその流動性を流動性カバレッジレシオ（LCR）又は安定調達比率（NSFR）に従って管理しない。BWG第3(2)1条に従い、以下の法律規定も適用されない：規則（EU）第575/2013の第6部、BWG第27a条、第39(4)条に関連する第39(2b)7条、第39(3)条及び第74(1)条に関連する第74(6)3a条。

下表は、IFRS第7号第39項に基づく金融債務の将来のキャッシュ・フローを示す。元本のフローは契約満期に基づき、個別の満期幅に割り当てられる。要求払いのポジションは2年未満の満期幅に割り当てられている。

キャッシュ・フロー分析 - 2024年12月31日

(単位：1,000ユーロ)	アウトフロー/ インフロー合計	2年未満	2年から5年	5年から10年	10年超
金融負債					
銀行からの預金	(1,024,148)	(659,169)	(174,931)	(128,161)	(61,886)
顧客からの預金	(1,109,068)	(565,257)	(28,985)	(514,826)	-
発行済み債務証券	(30,296,927)	(19,063,741)	(6,629,153)	(4,308,031)	(296,002)
合計	(32,430,143)	(20,288,167)	(6,833,069)	(4,951,019)	(357,888)
デリバティブ金融商品					
アウトフロー	27,000,104	16,879,478	9,266,061	668,719	185,846
インフロー	(27,986,716)	(17,561,262)	(9,547,822)	(688,035)	(189,598)
合計	(986,612)	(681,783)	(281,760)	(19,316)	(3,753)

キャッシュ・フロー分析 - 2023年12月31日

(単位：1,000ユーロ)	アウトフロー/ インフロー合計	2年未満	2年から5年	5年から10年	10年超
金融負債					
銀行からの預金	(1,099,762)	(741,842)	(208,558)	(118,468)	(30,894)
顧客からの預金	(1,234,468)	(644,657)	(33,970)	(555,841)	-
発行済み債務証券	(29,511,979)	(19,414,699)	(8,416,922)	(1,413,702)	(266,656)
合計	(31,846,209)	(20,801,198)	(8,659,450)	(2,088,012)	(297,550)
デリバティブ金融商品					
アウトフロー	31,887,377	20,481,810	10,980,820	295,316	129,431
インフロー	(34,104,304)	(21,790,989)	(11,845,932)	(310,541)	(156,842)
合計	(2,216,927)	(1,309,180)	(865,112)	(15,225)	(27,411)

下表は満期幅ごとの流動性ギャップを示す。ここでは負債の契約資本フローは対応する貸付と比較されている。この表示は、AFFG為替レート保証を考慮する。

2024年12月31日現在のギャップ分析によるギャップ

	2年未満	2年から5年	5年から10年	10年超
保証を含む	(2,400,144)	798,729	3,041,075	768,042

2023年12月31日現在のギャップ分析によるギャップ

	2年未満	2年から5年	5年から10年	10年超
保証を含む	(2,609,543)	661,953	3,191,779	837,222

ポートフォリオの大半は、輸出金融スキームに帰することができ、既存の流動性ギャップは、いつでも終了することができる。資金調達業務は、主にコマーシャルペーパー・プログラム及び債券発行を通じて、国際金融市場で行われている。

信用リスク及び貸倒引当金の詳細

最大の信用リスクは、本質的に全ての0eKBグループの資産（有形固定資産及び無形資産を例外とする。）を網羅する。最大の信用リスクは、主にオーストリア共和国による幅広い保証及び担保により著しく低減されている。

信用格付及び国別内訳

0eKBグループの償却原価で測定された金融商品の格付区分（6つの格付レベルによるマスター格付の概要）による内訳を以下の表に示す。保証が付された資産は、保証の金額で、保証人の格付区分に割当てられる。

償却原価による金融資産の信用度

(単位：1,000ユーロ)	ステージ1 正味帳簿 価格	ステージ2 正味帳簿 価格	ステージ3 正味帳簿 価格	POCI 正味帳簿価格	2024年 帳簿価格	2023年 帳簿価格
銀行貸付						
格付区分1 (AAA/AA)	17,732,013	20,124	2,344	-	17,754,481	18,217,772
格付区分2 (A)	95,881	-	-	-	95,881	1,230,509
格付区分3 (BBB)	258,792	-	-	-	258,792	326,030
格付区分4 (BB)	-	-	-	-	-	-
格付区分5 (B)	-	-	-	-	-	-
格付区分6 (CCC以下)	-	-	-	-	-	5,767
合計	18,086,686	20,124	2,344	-	18,109,154	19,780,079
顧客貸付						
格付区分1 (AAA/AA)	599,680	205,348	51,472	49,819	906,319	797,532
格付区分2 (A)	1,015,589	163,805	1,670	-	1,181,064	1,218,761
格付区分3 (BBB)	104,308	47,761	1,009	-	153,077	260,336
格付区分4 (BB)	-	-	-	-	-	2,544
格付区分5 (B)	-	-	-	698	698	546
格付区分6 (CCC以下)	501	-	-	2,196	2,697	2,613
合計	1,720,078	416,913	54,151	52,713	2,243,855	2,282,332
その他金融資産（償却原価）						
格付区分1 (AAA/AA)	779,914	-	-	-	779,914	733,732
格付区分2 (A)	82,300	-	-	-	82,300	104,157
格付区分3 (BBB)	32,990	-	-	-	32,990	41,068
格付区分4 (BB)	-	-	-	-	-	-
格付区分5 (B)	-	-	-	-	-	-
格付区分6 (CCC以下)	95	-	-	-	95	95
合計	895,299	-	-	-	895,299	879,052
	ステージ1 正味帳簿価格	ステージ2 正味帳簿価格	ステージ3 正味帳簿価格	POCI 正味帳簿価格	2024年価値	2023年価値

信用ファシリティ及び貸付コミットメント						
格付区分 1 (AAA/AA)	3,002,799	-	-	-	3,002,799	4,259,148
格付区分 2 (A)	68,042	2,164	-	-	70,206	34,026
格付区分 3 (BBB)	35,457	120	-	-	35,577	105,460
格付区分 4 (BB)	-	-	-	-	-	4,420
格付区分 5 (B)	-	-	-	-	-	-
格付区分 6 (CCC以下)	-	-	-	-	-	-
合計	3,106,298	2,284	-	-	3,108,582	4,403,054

信用リスクの集中

以下の表は、銀行貸付及び顧客貸付の地域的な内訳である。

保証国別貸付コミットメント内訳

(単位：1,000ユーロ)	銀行貸付		顧客貸付		国別合計	
	2024年	2023年	2024年	2023年	2024年	2023年
オーストリア	19,974,029	19,841,519	1,983,060	1,885,747	21,957,089	21,727,265
イタリア	253,014	243,645	24,764	-	277,778	243,645
フランス	27	339,875	223,537	385,063	223,564	724,938
ドイツ	203,249	675,446	9,591	8,873	212,840	684,320
英国	161,325	188,722	102	-	161,426	188,722
その他諸国	209,786	629,134	2,801	2,649	212,587	631,783
合計	20,801,429	21,918,340	2,243,855	2,282,332	23,045,284	24,200,672

予想信用損失 (ECL) の決定

以下は、0eKBグループがIFRS第9号（予想損失モデル）に基づく減損費用を計算するために用いる、重要な投入要因、仮定及び技術を示す。0eKBグループのビジネスモデル及びその特別な信用リスク状況のために、IFRS第9号に基づき計算されるECL価値は、限定的な情報価値しか持たない。

低い信用リスクの免除

IFRS第9号に従い、金融商品の格付が投資適格等級と同等である場合、信用リスクは低いとみなすことができる。0eKBグループは、この低い信用リスクの免除を適用する。問題の金融商品が報告日現在（担保考慮前に）低いデフォルトリスクを持つ場合、重大な増加は通常想定されない。

0eKBグループは、合計22の格付区分のうちの1から10の区分を、社内のマスター格付基準に基づき、低いデフォルトリスクに定義する。レベル10はS&PのBBB-に相当する。すなわち、1から10の区分は、市場の典型的な投資適格の定義に相当することを意味する。

低い信用リスク免除の使用の理由

0eKBグループは、資本市場業務及び輸出業務向けの、かつ観光業務セグメントにおいて、特別な、法律により権限委託された任務を有する、純粋な特別目的銀行のグループである（注記1を参照のこと。）。資産合計の大半は、輸出金融スキームによるものであり、特別法の適用を受ける（AFFG及びAusfFG）。CRR及びCRDからの免除は、輸出（金融）振興に関連する全ての業務（及び欧州レベルでは0eKBグループ全体に無制限に）について適用されており、子会社はCRRの目的で銀行ではない。EFSは自己持続的プロモーション制度である。信用損失はエクイティを減少させないが、EFS金利安定化引当金に対して支払われる、又はオーストリア共和国からの保証により直接保証される（注記1を参照のこと。）。数十年間の事業の歴史は、今日までポートフォリオの損失は無かった又は非常にわずかであったことを示している。

EBAのガイドラインと一致して、0eKBグループは定期的に信用格付の動きを監視し、評価に基づき低い信用リスクの免除から個別の金融商品を取り出す権利を留保する（30日延滞又は異なる性質の発動）。これは、低い信用リスクの免除は、投資等級であり、かつステージ2又はステージ3の質的指標を持たない金融商品にのみ適用されることを意味する。

信用リスクの重大な増加の定義

信用リスクの重大な増加の評価は、ECLモデルの中心的側面である。信用リスクの重大な増加の場合、減損価値は12ヶ月ECLであってはずらず、存続期間ECLでなければならない（低い信用リスクの免除が適用される商品を除く。）。

0eKBグループが低い信用リスクの免除を使用するので、12ヶ月ECL(ステージ1)が一般に使用される。格付が投資適格の範囲ではない、若しくはそうなった金融商品について、同時に信用リスクが大きく増加する（定量的及び定性的な性質に基づく。）場合、存続期間予想損失の金額の減損（ステージ2）が適用される。

重要な基準

デフォルトの可能性（PD）が著しく増加する場合、信用リスクの増加は大きい。

商品の（予想）期間のデフォルト可能性の合計に基づき、定量的な評価が行われる。0eKBグループは、ステージ2への割当の相対的移行基準として、デフォルトリスクの変化が比較期間中に緩和される、将来の存続期間PDの変化を選択している。増加が定義された基準を超える場合、商品はステージ2に割り当てられる（低い信用リスクの免除を基準に商品が依然としてステージ1である場合を除く）。

デフォルトリスクの重大な変化を評価する基準は、当初認識時のデフォルトリスクと比較して定義され、将来の存続期間PDの250%を超える増加は、重要とみなされる。

定量的な定義に加えて、0eKBグループはまた、デフォルトリスクの重大な変化を評価するために、定性的な情報も利用する。これには特に、外部市場の指標の重大な変更並びに金融商品若しくは借主の外部信用格付の実際又は予想される重要な変更を含む。このような際だった進展が発生する場合、重要性はケースバイケースで評価される。90日を超えて延滞している借主は、一般的に移行基準に該当し、30日を超えて延滞している借主は、個別ケースにおいて異議を唱えることができる指標である。

デフォルトリスクを評価する場合、担保は考慮されない（セキュリティ格付に含まれる担保を除く。）。

集合的なステージ移行

過去には、0eKBグループは、集合的なステージ移行の手段を管理オーバーレイとして使用したケースがあった。2024年にこの手段を使用する理由はなかった。

修正条件付き契約

ビジネス・パートナーの信用格付が悪化していない場合でも、例えば市場環境の変化又は早期償還などの事実の後に顧客との契約条件が変更される多数の異なる理由がある。

0eKBグループにおける1つの理由は、発展途上及び新興諸国のファイナンス・プロジェクトに使用される開発援助ローンである。プロジェクトは異なる経過を取るため、支払及び償還の時期への変更を行うことが通常ある。

注記2で説明のとおり、契約の大幅な修正が行われたときに、前の契約が終了し、新金融資産が公正価値で認識される。わずかな変更の場合、修正の前後での契約の公正価値の差異は、損益計算書に認識される。

大幅な変更がなされる場合、新金融資産の最初の認識日はまた、信用リスクの変更の将来の計算のためにももとの信用リスクとして使用され、他方ももとの契約の完了時点でのももとの信用リスクは、わずかな変更の場合依然として使用される。

仮に借入人が財政難を経験しているために、かつこのビジネス・パートナーからの将来の元利金支払いを最大化する意図で契約が修正される場合（条件緩和）、これはいずれにせよ借入人のデフォルトの質的指標（下記「デ

フォルトの定義」も参照のこと。）となる。パートナーは、長期にわたり持続的な契約達成があり、及び財政難が克服できた追加指標がある場合、12ヶ月ECLに戻ることができる。

予想信用損失の計算

ECLを計算する3つの主要なパラメータは以下のとおりである。

- ・デフォルトの可能性（PD）
- ・損失所与デフォルト（LGD）
- ・デフォルト時エクスポージャー（EAD）

これら3パラメーターの由来は以下のとおりである。

デフォルトの可能性（PD）

信用格付の分類

0eKBグループは、適格な格付会社からの外部格付及び社内の評価に基づき、社内のマスター格付基準の信用格付区分に全ての信用エクスポージャーを分類し、全ての借主及び全ての金融機関を割当てて、デフォルトの可能性は、全ての格付レベルに割当てられ、レベルからレベルへ急激に飛躍する。これらの1年間のデフォルト可能性はバーゼル要件の意味でリスク管理のため使用され、したがって、ECL計算における使用のためそれに従い調整される必要がある。

PIT及びFLIの調整

最初に、毎月のデフォルト可能性の合計が、リスク管理に使用されるPDサイクル中の1年間に一致する条件付き確率（ベイズの定理）を用いてポートフォリオの最大満期から決定される。ベイズのスカラー・アプローチに使用は、PDの価値が0と1の間であることを確実にする。

IFRS第9号に従い、PDはポイント・イン・タイム（PIT）についてのみ推計されてはならず、将来を見越した情報（FLI）も考慮しなければならない。すなわち、0eKBグループはPITのデフォルト可能性を次の段階での将来の進展予想を説明するために調整する。

マクロ経済の関係する指標（下記も参照のこと。）の目的で、複数年（3年間以内）のポートフォリオPDの予想を認めるポートフォリオ特有のモデルが、これらのFLI調整として開発される。これらの調整はPIT PDに適用され、FLI PDを計算するために予測期間末の後、徐々に減少するベースで継続する。FLIモデルは典型的に10年以上続く期間の四半期データについての多重線形の回帰から成る。依拠する変数はポートフォリオのデフォルト可能性の平均で、通常、株式加重価値として計算される。一連の独立した変数が、経済の専門家と共同で各ポートフォリオについて選択され、回帰に加えられる。相対的及び絶対的変化並びに遅延効果を考慮する確率変数と共に、回帰の組み合わせから異なる組成がその後テストされる。モデルは、計算された決定係数及び説明できない数の分布特徴を考慮して、選択される。最も重要な要因は、長期金利と短期金利、インフレと賃金のトレンド、GDP及び財政収支などである。観光モデルの決定的な要因は、宿泊の動き、オーストリアの失業率及び長期金利である。最終段階で、FLI調整は、回帰係数を用いてマクロ経済パラメーターの予測から推計される。

この計量モデルは、デフォルト確率の変化に関する基本シナリオを形成する。この基本シナリオは、50%の加重でECLの計算に現在含まれる。他の2つのシナリオは、（ウクライナ及び中東における紛争等）更なる地政学的進展の可能性及びそのエネルギー供給、インフレ、金利への影響から導き出される。カムバックシナリオ（加重10%）は、家庭や企業に十分なエネルギーが供給されているに基づく。ストレスシナリオ（加重40%）は、地政学的危機の広がり、長期継続する景気後退及びインフレ率上昇に基づく。それぞれのセクターの影響力に応じて、これら2つのシナリオにおけるデフォルトの将来確率は、乗法因子を用いて増減される。ECLに最も寄与する観光部門の場合、今後4年間のデフォルト確率は、カムバックシナリオでは基本シナリオよりおよそ40%低く、ストレスシナリオでは今後4年間でおよそ50%から100%上昇することを意味する。

PIT調整もFLI調整もEAD又はLGD価値に適用されない。

デフォルトの定義

0eKBグループは、CRR第178条に向けられたデフォルト指標の定義を使用する。これらは特に90日を超えて延滞する債務者、債務者に対する破産/事業再編手続きの開始、及び債務者への譲歩につながるその他危機に関連する再編の開始を含む。個別のケースにおいてデフォルトの可能性（例えば、他の債権者に対する債務者のデフォルトについての情報）を示すその他の指標もあるかもしれない。これらはケースごとに評価されなければならない、また会計年度末から貸借対照表日の作成日までの期間も考慮に入れる。

損失所与デフォルト（LGD）及び担保の適用

損失所与デフォルトはECLを計算するもう1つの中心的パラメーターである。これは、借主又は金融機関のデフォルトの場合に損失の金額を示す。この場合、代替可能担保を考慮しなければならない。

ビジネスモデルのために、0eKBグループは統計的に重要なLGDモデルを導くための十分なデータを、12ヶ月LGDについても存続期間LGDについても持たない。

したがって、一般的に以下のアプローチがICAAP及びCRRに特定される価値に基づき選択された。

- ・オーストリア共和国が経済的に保証する資産のLGD：0%（不変）
- ・リバース買戻し契約についての3.25%（不変）及びモーゲージ担保付きローン（0eHT）について不変の6%のLGD
- ・その他金融取引のLGD：65%（不変）（CRRの第161条を参照のこと：シニア・エクスポージャー45%及び劣後エクスポージャー75%）

注記：現時点で劣後エクスポージャーは存在しない。LGDの目的では、上記に列挙した場合を別として担保は考慮しない。その他担保は損失所与デフォルトにおいて考慮されないが、PD（複数デフォルト）において考慮される。

これらの複数デフォルトPDの計算は、多数の担保項目を考慮する。すなわち、これは借主が債務不履行になる可能性のみでなく、借主と保証人との相互関係も考慮して、保証人も同時に債務不履行になる可能性を表している。すなわち、共同のデフォルト可能性は、1項目の担保又は2項目の担保があるかどうかに異存する、累積的な2変数又は3変数の分配関数である。

担保は、段階的プロセスの一部であるPDにおいて考慮されないが、ECL（1年間のECL及び存続ECL）を計算するためにのみ使用される。

デフォルト時の予想エクスポージャー（EAD）

EADはデフォルト時の予想されるグロスの銀行勘定を表す。EADは、契約キャッシュフローから計算される毎月の観測をベースに実効金利法に従った未払い利息を加えてモデル化される。

商品に特有な信用転換要因は、利用程度との経験に基づき、未引出しのファシリティ及びローン・コミットメントについて推計される。

ECLの計算に従う減損の要件

減損費用は、以下の加重要因（基本シナリオ：50%、カムバックシナリオ：10%、ストレスシナリオ：40%）を用いて、複数のシナリオに基づき計算されるECLの加重により決定される。以下の表は、ECL計算に基づく減損の必要性を示しており、POCI資産の事後測定は含まれない。これらは注記8に記載されている。

2024年度の貸倒引当金の変動

（単位：1,000ユーロ）	銀行貸付	顧客貸付	その他 金融資産	合計
2023年12月31日現在貸倒引当金	77	999	199	1,276
追加	13	96	8	116
処分	(50)	(39)	(11)	(100)

ステージ移行				
ステージ1からステージ2へ	-	168	-	168
ステージ2からステージ1へ	-	(44)	-	(44)
現在価値効果及びリスク投入変数の変更	(11)	(228)	(9)	(247)
2024年12月31日現在貸倒引当金	29	951	187	1,168
うち、1年のECL	29	320	187	536
うち、存続ECL	-	632	-	632

2023年度の貸倒引当金の変動

(単位：1,000ユーロ)	銀行貸付	顧客貸付	その他 金融資産	合計
2022年12月31日現在貸倒引当金	166	1,270	164	1,600
追加	11	79	19	109
処分	(0)	(18)	(11)	(29)
ステージ移行				
ステージ1からステージ2へ		337	-	337
ステージ2からステージ1へ	-	(127)	-	(127)
現在価値効果及びリスク投入変数の変更	(99)	(543)	28	(614)
2023年12月31日現在貸倒引当金	77	999	199	1,276
うち、1年のECL	28	253	199	480
うち、存続ECL	49	746	-	796

オーストリア共和国からの広範な保証があるため、0eKBグループは貸倒引当金の必要性が限られている。従って、更なる内訳は示さない。これら引当金の最も大きな割合を占めているのは、観光業務セグメントである。オーストリアの観光・レジャー会社に対するこれらの0eHT融資は、担保の質の高さ（オーストリア共和国及び銀行からの保証並びに担保の水準が限定的であること）も特徴として挙げられる。

特に、0eKBグループ全体を対象とした因果連鎖分析において、地球温暖化の様々なリスクタイプへの影響（リスク及び機会）が2024年も評価された。とりわけ、ESG要因が信用リスクに重大な影響を及ぼしていないこと、すなわち、信用力の評価において既に考慮されているESGリスクを超えて気候が誘発する貸倒引当金の追加的な調整が行われていないことが明らかになった。

上記の表に見られるように、貸倒引当金はわずかに減少している。これは特に、ECLに最も寄与している0eHTの信用ポートフォリオに当てはまる。ここでは、銀行（0eHTの信用ポートフォリオの大部分は銀行により担保されている。）のデフォルト確率は、年次比較で大幅に改善された。

2024年12月31日現在の減損金融資産に対応する帳簿価額総額は、銀行貸付が17,823.8百万ユーロ（2023年度：18,414.5百万ユーロ）、顧客貸付が2,014.3百万ユーロ（2023年度：1,892.2百万ユーロ）、その他の金融資産が895.5百万ユーロ（2023年度：879.3百万ユーロ）であった。帳簿価額総額には、515.9百万ユーロ（2023年度：1,756.7百万ユーロ）の減損していない担保は含まれていない。

経済シナリオ（シナリオの説明については、「PIT及びFLIの調整」の項目を参照のこと。）に依存する予想信用損失の必要性の感応度（公表数値からの乖離パーセンテージ）：

2024年12月31日	カムバックシナリオ	基本シナリオ	ストレスシナリオ
減損の必要性	(39)%	(26)%	+42%
2023年12月31日	カムバックシナリオ	基本シナリオ	ストレスシナリオ
減損の必要性	(21)%	(14)%	+29%

サステナビリティ・リスク

0eKBグループは、サステナビリティ（持続可能性）リスクを、銀行の資産、財務、収益状況又は評判に重大なマイナスの影響を及ぼしうる環境、社会又は事業管理（ESGリスク）を意味するものと理解している。これには特に、物理的リスク及び移行リスクという形の気候関連リスクが含まれる。サステナビリティ・リスクは自己リスク類型ではないが、様々な金融リスク及び非金融リスクの評価及び管理において考慮される面がある。

0eKBグループの経営陣及び従業員は、持続可能な方法で事業を遂行する責任を認識している。これは、0eKBグループの事業活動が環境や社会の問題に与える影響という側面の持続可能性方針だけでなく、気候変動のような環境条件の変化からビジネスモデルに生じる可能性のあるリスクや機会についても当てはまる。

このため、0eKBはリスク管理及び事業戦略において気候リスクへの考慮を増やすことに、引き続き明確に重点を置いている。この数年間、当社は気候関連のリスク及び機会を0eKBグループのリスク方針及び戦略に明確に統合しており、この目的のために、さまざまなリスク類型に対する地球温暖化要因の包括的な因果関係分析を毎年実施している。サステナビリティ・リスクは、四半期ごとのリスク状況評価並びにRMC、執行取締役会、監査役会への報告の中核的な側面でもある。

0eKB及び銀行子会社の全ての部署は、因果連鎖分析プロセスに含まれる。ここでは、特に地球温暖化に関する物理的・移行リスクとそのリスク要因への影響が特定され、定性的な観点からそのタイミング（短期、中期及び長期）について5段階で評価する。

分析の顕著な結論は、その影響は非常に低く、短期的から中期的（1年まで又は5年まで）にはリスク・モデリングやリスク・カバレッジの計算の調整は必要ないということである。融資約定の評価においては、ESG要因がすでに考慮されている。プロジェクト・レベルでは、0eKBグループは、デューデリジェンス・アセスメントに始まり、0eKB及び0eEBにおける環境監査及び社会監査を含む気候関連リスクの特定、評価及び管理を行う。

中長期的（5年超）には、少なくともビジネスモデル、レピュテーション、（程度は限られるが）信用リスクに影響を与える可能性があるのは移行リスクである。これは、とりわけ、0eKBグループの特定の事業セグメントによるものである。これは、輸出産業と観光産業の振興のために、また開発政策融資を目的として、オーストリア共和国の要請により、法的規制に基づいて運営されている。対策は、スポンサーとしてだけでなく、特にオーストリア共和国の信用リスクに関わる広範な保証を通じて、持続可能性戦略（例えば、サステナビリティ債の定期的発行、又はExportinvest Green Energy商品を通じて再生可能エネルギーへの移行を進める企業の支援）に合わせて、オーストリア共和国と緊密に協力して実施されている。

0eKBは、自己投資における強力なESG指向及び市場におけるESGデータ・ハブ確立の成功など、評判リスクを可能な限り低く抑えるための一連の対策を採用する。

0eKBはまた、データの可用性に応じてESGリスク管理を継続的に改善している。一方では、これには格付評価へのESG要因の統合（ESGリスクスコアリング）及び貸付プロセスにおけるこれらの要因の考慮、並びに定量的ESGストレステストが含まれる。包括的な評価の後、0eKBは定量的分析を改善するためのESGソフトウェア・ソリューションの導入過程にあり、2025年に順次オンライン化する計画である。

0eKBグループは、中核事業を長期的に成功させ、社会的責任を果たすために、長年にわたって将来の動向を批判的に評価してきた。気候変動、生物多様性、資源不足、及び持続可能な金融は主要な課題である。詳しくはサステナビリティの項目を参照のこと。これは、当社の事業戦略のレジリエンスを高める目的である。全体として、0eKBは、オーストリア経済、よって経済の移行期にある0eKBグループの事業セグメントについて、高い潜在力があると見ている。

従って、ESG要因、とりわけ地球温暖化は、0eKBグループの継続事業に今のところ重大な影響を及ぼしておらず、リスク引当金の決定を含め、財務書類の公正価値又は評価を修正する理由はない。

注記38 連結の範囲

以下の表は、0eKBグループの連結財務書類に含まれる全ての会社を示す。親会社であるオーストリア輸出銀行に加えて、以下の会社が完全に連結されている：オーストリア・エントヴィックルングスバンクAG、ウィーン、0eKB CSD GmbH、ウィーン、及びオーストリア・ホテル・ウント・ツーリズムバンク・ゲゼルシャフトm.b.H.、ウィーン。

当グループの資産、財務又は収益状態に重要な影響を与えないため、3つの会社が連結されなかった（2023年度：4社）。これら3つの会社を合わせた総資産は当グループの連結総資産の0.01%であり、当年度の利益総額は

当グループの当期連結利益の0.14%未満であった。0eKBが20%の株式を保有するAGCSガス・クリアリング・アンド・セトルメントAGは株式の帳簿価格では認識されなかった。なぜなら、その業績は「持分法投資損益の持分割合（税引後）」の項目及び「持分法投資」の項目に大きな影響を与えないからである。この所有は、他のエネルギー決済会社の株式持分と同じく、公正価値（比例的株式）でその他非連結会社への投資に含まれている。

連結又は原価で保有される会社の数

	2024年12月31日	2023年12月31日
完全連結会社	3	3
持分法投資	2	2
非連結子会社への投資（公正価値で認識）	4	4
その他非連結会社への投資（公正価値で認識）	10	10
合計	18	19

0eKBが完全所有又は一部所有する会社

会社名及び登録事務所	銀行法分類	セグメント 組織(1)	投資の種類		持分割合
			直接 保有	間接 保有	(%)
完全連結会社					
オーストリア・エントヴィックルングスバンクAG、ウィーン	金融機関	E	×		100.00
0eKB CSD GmbH、ウィーン	金融機関	C	×		100.00
オーストリア・ホテル・ウント・ツーリズムバンク・ゲゼルシャフト m.b.H、ウィーン	金融機関	T	×		68.75
全部又は一部00eKBが所有する会社					
持分法投資					
0eKB EH ベタイリグングス・ウント・マネージメントAG、ウィーン	その他	0	×		51.00
アクレディア・フェアジハルングAG、ウィーン	その他	0		×	51.00
アクレディア・サービスGmbH、ウィーン	その他	0		×	51.00
CCPオーストリア・アブヴィックルングステル・フェア・ブーゼンゲシェフ テGmbH、ウィーン	その他	C	×		50.00
非連結子会社（その他包括利益において公正価値測定-OCI）					
0eKBツェントラロイローバ・ホールディングGmbH、ウィーン	その他	0	×		100.00
ツーリズム・インベストメント・サービスGmbH、ウィーン	その他	T	×		68.75
0eEBインパクトGmbH、ウィーン	その他	E	×		100.00
その他非連結会社への投資（その他包括利益において公正価値測定-OCI）					
AGCSガス・クリアリング・アンド・セトルメントAG、ウィーン	その他	C	×		20.00
APCSパワー・クリアリング・アンド・セトルメントAG、ウィーン	その他	C	×		17.00
CISMOクリアリング・インテグレートッド・サービス・アンド・マーケッ ト・オペレーションズGmbH、ウィーン	その他	C	×		18.50
0eMAGアブヴィックルングステル・フェア・エコシュトロムAG、ウィーン	その他	C	×		12.60
EXAAアブヴィックルングステル・フェア・エナジープロダクテAG、 ウィーン	その他	C	×		8.06
ウィーン証券取引所、ウィーン	その他	C	×		6.60
アインラーゲンジハルンク・オーストリアGes.m.b.H.、ウィーン	その他	0	×		1.00
EDFIマネジメント・カンパニーS.A.、ベルギー	その他	E	×		10.00
ヨーロッパ・フィナンシング・パートナーズS.A.、ルクセンブルク	その他	E	×		7.63
インターアクト・クライメット・チェンジ・ファシリティS.A.、 ルクセンブルク	その他	E	×		7.69

会社名及び登録事務所	財務情報				
	12月31日現在の最新年次財務書類の報告日	UGBに定義される貸借対照表合計 (1,000ユーロ)	UGB第224(3)条に定義される株式 (1,000ユーロ)	当期の純利益 (1,000ユーロ)	公正価値による0eKBグループの持分 (1,000ユーロ)
完全連結会社					
オーストリア・エントヴィックルングスバンクAG、ウィーン	2024	1,448,800	69,831	7,156	
0eKB CSD GmbH、ウィーン	2024	42,155	39,304	9,712	
オーストリア・ホテル・ウント・ツーリズムバンク・ゲゼルシャフトm.b.H.、ウィーン	2024	1,232,601	53,383	7,049	
全部又は一部00eKBが所有する会社					
持分法投資					
0eKB EH ペタイリグングス・ウント・マネージメントAG、ウィーン	2024	93,647	93,585	9,951	64,044
アクレディア・フェアジハルングAG、ウィーン	2024	147,167	93,491	6,889	47,681
アクレディア・サービスGmbH、ウィーン	2024	8,581	6,584	2,319	3,358
CCPオーストリア・アプヴィクルングステル・フュア・ブーゼンゲシェフテGmbH、ウィーン	2024	189,141	17,000	4,022	8,500
非連結子会社（その他包括利益において公正価値測定-OCI）					
0eKBツェントラロイローバ・ホールディングGmbH、ウィーン	2024	4,382	4,345	102	4,345
ツーリズム・インベストメント・サービスGmbH、ウィーン	2024	136	122	18	84
0eEBインパクトGmbH、ウィーン	2024	327	320	(27)	320
その他非連結会社への投資（その他包括利益において公正価値測定-OCI）					
AGCSガス・クリアリング・アンド・セトルメントAG、ウィーン	2023	221,561	4,140	370	775
APCSパワー・クリアリング・アンド・セトルメントAG、ウィーン	2023	137,468	4,264	1,195	815
CISMOクリアリング・インテグレート・サービス・アンド・マーケット・オペレーションズGmbH、ウィーン	2023	4,697	3,042	2,242	568
0eMAGアプヴィクルングステル・フュア・エコシュトロムAG、ウィーン	2023	1,104,691	7,367	2,320	785
EXAAアプヴィクルングステル・フュア・エナジープロダクテAG、ウィーン	2023	2,781	1,869	109	153
ウィーン証券取引所、ウィーン	2023	209,618	192,230	39,545	27,804
アインラーゲンジハルンク・オーストリアGes.m.b.H.、ウィーン	2023	988	100	-	4
EDFIマネジメント・カンパニーS.A.、ベルギー	2023	7,813	524	19	52
ヨーロピアン・フィナンシング・パートナーズS.A.、ルクセンブルク	2024.9.30	179,134	250	12	1
インターアクト・クライメット・チェンジ・ファシリティS.A.、ルクセンブルク	2024.9.30	139,868	257	12	1

注：(1) C=資本市場業務、E=輸出業務、0=その他業務、T=観光業務

子会社以外の投資の持分及び子会社の持分は取引所に上場されていない。

注記39 非支配持分の子会社

以下の表は、オーストリア・ホテル・ウント・ツーリズムスバンク・ゲゼルシャフトm.b.H.についての重要な開示を示す。同社はOeKBグループ内で、非支配持分により保有される株式（31.25%）を有する唯一の会社である。

観光業セグメント（単位：1,000ユーロ）	2024年	2023年
純利息収入	11,105	9,310
税引前利益	7,460	6,962
当期純利益	5,730	5,259
税引後その他包括利益	20	(115)
包括利益合計	5,750	5,144
非支配持分に帰属する包括利益合計	1,797	1,607
流動資産	19,437	14,382
固定資産	1,220,182	1,236,439
流動負債	4,784	9,205
非流動負債	1,175,713	1,183,280
純資産	59,122	58,337
非支配持分に帰属する純資産	18,476	18,230
営業活動からの純キャッシュ	5,356	2,946
投資活動からの純キャッシュ	(357)	(445)
財務活動からの純キャッシュ	(5,000)	(2,500)
純キャッシュ	(1)	1
非支配持分への支払配当	(1,563)	(781)

注記40 従業員に関する開示

当年度中、当グループには、フルタイム換算で平均471人（2023年度：464人）の従業員が雇用されていた。

注記41 取締役会メンバーの報酬及び貸付

以下の表は、執行取締役会及び監事会メンバーの総報酬に関する情報である。執行取締役会の報酬には、給与、会社の成功に基づく変動部分、現物給付及び雇用関係終了後の確定拠出給付の支払を含んでいた。

執行取締役の報酬

（単位：1,000ユーロ）	2024年	2023年
当期の給付	(1,065)	(1,027)
雇用関係の終了後に支払われる給付の費用 （退職給付及び年金）	(170)	(371)
その他長期給付	(958)	(769)
合計	(2,193)	(2,167)

執行取締役会及び監事会の前メンバーの報酬

（単位：1,000ユーロ）	2024年	2023年
前執行取締役会メンバー	(1,790)	(1,648)
監事会メンバー	(159)	(150)

執行取締役会の現職メンバーは確定給付制度に基づく資格を有さなかった。

OeKBは株式ベース報酬を提供しなかった。

執行取締役会及び監事会のメンバーは、前年度と同じく、当年度中にOeKBグループから貸付も保証も受けていない。

注記42 その他関係者取引

輸出業務及び資本市場業務の特別目的の金融機関として、EFSに基づく「ハウスバンク」として、及び証券の発行者として行為するなど、0eKBはその株主との多数の取引に従事する。株主に加えて、0eKBグループはまた、当グループが支配するが連結されていない会社及び持分法会計により連結財務書類に認識されている会社を関係者として定義する（下表を参照のこと）。関係者とみなされる個人には、オーストリア輸出銀行の執行取締役会及び監事会のメンバー（注記43を参照のこと）を含む。以下のすべての取引は、「独立企業」の条件で行われた。

銀行貸付の大半は、輸出金融スキーム（EFS）に関連する0eKBの株主との取引から生じる。注記1で説明した通り、0eKBのウェブサイト公表されている統一条件がEFSの全ての顧客に提供されている。EFSに基づく受取債権の大半は、オーストリア共和国からの保証を特徴とし、残りは別の国又は保険会社からの保証を特徴とする。2024年度の株主との信用取引により生み出された利息収入の割合は、270.6百万ユーロ、すなわち30.4%（2023年度：218.4百万ユーロ、すなわち28.7%）であった。

その他金融資産は0eKBの株主が公募発行した債券である。その他非連結会社への投資による手数料収入は主にエネルギー決済に関連する業務からもたらされた。

銀行からの預金は、観光業融資手段を借換えるために0eKBの株主から0eHTに供与された貸付から成る。

オーストリア輸出銀行と完全連結子会社との間の取引は、連結の過程において除去されるため、連結財務書類に開示されなかった。

以下の貸借対照表項目は0eKBグループの関係者との取引である。

関係者取引

	2024年度 0eKBグループ 株主	2024年度 非連結子会社 及びその他持 分への投資	2024年度 持分法投資	2023年度 0eKBグループ 株主	2023年度 非連結子会社 及びその他持 分への投資	2023年度 持分法投資
銀行貸付	7,950,259	-	-	8,602,170	-	-
その他金融資産	6,926	-	-	4,950	-	-
資産	7,957,185	-	-	8,607,120	-	-
銀行からの預金	313,619	-	-	362,188	-	-
顧客からの預金	-	-	144,702	-	-	131,617
発行済み債務証券	1,676	-	-	1,687	-	-
負債及び資本	315,295	-	144,702	363,875	-	131,617
ローン約定、金融保証及びその他約定の名目金額	1,435,643	-	-	1,823,991	-	-
損益計算書						
利息収入	270,897	-	-	218,868	-	-
利息支払	8,494	-	3,236	16,243	-	3,410
手数料収入	5,836	-	446	5,437	-	407
手数料支払	18	-	0	13	-	-
その他非連結会社への投資からの当期収入	-	-	5,550	-	-	11,137
一般管理費	-	-	102	-	-	91
その他営業収支	1,608	-	1,035	1,514	-	1,131

前年同様、執行取締役会又は監事会メンバーとの取引はなかった。

以下の表は0eKBの株主の構成を示す。

2024年12月31日現在のオーストリア輸出銀行の所有構成

株主の名称	所有株式数	持株比率
CABETホールディングGmbH、ウィーン (ユニクレディット・バンク・オーストリア・グループ)	217,800	24.750%
ユニクレディット・バンク・オーストリアAG、ウィーン	142,032	16.140%
エアステ・バンク・デア・ウステルライヒシェン・シュパーカッセン AG、ウィーン	113,432	12.890%
シェラーバンク・アクティエンゲゼルシャフト、ウィーン	72,688	8.260%
AVZ GmbH、ウィーン	72,600	8.250%
ライフアイゼン・バンク・インターナショナルAG、ウィーン	71,456	8.120%
P.S.K. ベタイリグングスフェアバルトゥングGmbH、ウィーン	44,792	5.090%
ライフアイゼンOeKBベタイリグングスゲゼルシャフトmbH、ウィーン	44,000	5.000%
オーバーバンクAG、リンツ	34,224	3.889%
ベタイリグングスホールディング5000GmbH、インスブルック	26,888	3.055%
BKSバンクAG、クラゲンフルト	26,888	3.055%
フォルクスバンク・ウィーンAG、ウィーン	13,200	1.500%
株式合計	880,000	100.000%

注記43 執行取締役会、監事会メンバー及び当局担当官

執行取締役会メンバー

氏名	任期	
	開始	満了
Helmut Bernkopf	2016年8月1日	2028年7月31日
Angelika Sommer-Hemetsberger	2014年1月1日	2028年12月31日

監事会メンバー

職位	氏名	任期	
		開始	満了
監事会議長	Robert Zadrazil	2009年5月19日	2026年AGM
監事会第一副議長	Marie Valerie Brunner	2024年3月20日	2027年AGM
監事会第二副議長	Ilinka Kajgana	2024年12月18日	2027年AGM
メンバー	Sabine Abfalter	2022年5月25日	2027年AGM
メンバー	Rainer Borns	2024年5月27日	2027年AGM
メンバー	Mary-Ann Hayes	2019年5月29日	2029年AGM
メンバー	Dieter Hengl	2011年5月25日	2026年AGM
メンバー	Reinhard Karl	2024年5月27日	2025年AGM
メンバー	Marion Kristen	2023年5月24日	2028年AGM
メンバー	Herbert Pichler	2020年5月27日	2025年AGM
メンバー	Friedrich Spandl	2021年5月20日	2026年AGM
メンバー	Herta Stockbauer	2014年5月21日	2029年AGM
メンバー	Hans Unterdorfer	2022年9月28日	2025年AGM
メンバー	Robert Wieselmayer	2016年5月19日	2026年AGM
メンバー	Janine Wukovits	2022年5月25日	2027年AGM
監事会第一副議長	Peter Lennkh	2017年5月18日	2024年3月20日

監事会第二副議長	Alexandra Habeler-Drabek	2022年 9 月28日	2024年12月18日
メンバー	Veronika Bernklau	2021年 5 月20日	2024年 5 月27日
メンバー	Markus Kriegler	2023年 5 月24日	2024年 5 月27日

AGM = 年次株主総会

従業員代表

職位	氏名	任期	
		開始	満了
従業員協議会会長	Martin Krull	2002年 3 月14日	2029年11月27日
副会長 (2024年 6 月 1 日から)	Christina Schadauer	2023年 3 月14日	2029年11月27日
メンバー	Sophie Clemente-Palma	2024年11月28日	2029年11月27日
メンバー	Elisabeth Halys	2013年 7 月 1 日	2029年11月27日
メンバー	Christoph Seper	2014年 3 月14日	2029年11月27日
メンバー	Markus Tichy	2011年 7 月 1 日	2029年11月27日
メンバー	Evelyn Ulrich-Hell	2024年 6 月 1 日	2029年11月27日
副会長	Erna Scheriau	2001年 4 月 1 日	2024年 5 月31日
メンバー	Josi Friedel	2023年 7 月 8 日	2024年11月28日

ワーキング委員会

職位	氏名
委員長	Robert Zadrazil
メンバー (2024年12月18日まで)	Peter Lennkh
メンバー	Martin Krull
メンバー (2024年 3 月20日から2024年12月18日まで)	Marie Valerie Brunner
メンバー (2024年 3 月20日まで)	Peter Lennkh

指名委員会

職位	氏名
委員長	Robert Zadrazil
メンバー (2024年 3 月20日から)	Marie Valerie Brunner
メンバー (2024年 6 月 1 日から)	Christina Schadauer
メンバー (2024年 3 月20日まで)	Peter Lennkh
メンバー (2024年 5 月31日まで)	Erna Scheriau

監査委員会

職位	氏名
委員長	Sabine Abfalter
メンバー	Robert Wieselmayer
メンバー	Martin Krull

リスク委員会

職位	氏名
委員長	Herta Stockbauer
メンバー	Robert Zadrazil
メンバー	Martin Krull

報酬委員会

職位	氏名
委員長	Robert Wieselmayer
メンバー(2024年12月18日から)	Sabine Abfalter
メンバー(2024年12月18日から)	Ilinka Kajgana
メンバー	Robert Zadrazil
メンバー	Martin Krull
メンバー(2024年6月1日から)	Christina Schadauer
メンバー(2024年3月20日から2024年12月18日まで)	Marie Valerie Brunner
メンバー(2024年12月18日まで)	Alexandra Habeler-Drabek
メンバー(2024年3月20日まで)	Peter Lennkh
メンバー(2024年5月31日まで)	Erna Scheriau

政府査察官

役職	氏名	就任日
政府査察官	Harald Waiglein	2012年7月1日
政府副査察官	Johann Kinast	2006年3月1日

オーストリア銀行法第76条に基づく政府査察官はまた、輸出金融保証法第6条に基づいて指名されるオーストリア連邦大蔵大臣の代理でもある。

注記44 法的リスク

2024年7月7日、連邦財政裁判所（BFG）から欧州司法裁判所（ECJ）への、銀行、保険会社及び年金基金に対する付加価値税に関連する「仲介銀行除外」（UStG § 6/1/28 - 2024年12月31日まで有効）が、TFEU（欧州連合機能条約）第107条（1）に基づく国家補助にあたるかどうかの問題に関する付託要請が公表された。仲介銀行除外は1995年1月1日から施行されていた。

BFGの見解では、仲介銀行除外の根拠はEU法にはない。なぜなら、付加価値税の共通システムに関するEU指令2006/112/EC（VAT指令）は、納税者の不利益になるように納税者の意思に反して適用することはできず、法律の明確な文言と矛盾する国内法を指令に準拠して解釈することは許されないため、国内法をEU法に合わせることは実現不可能だからである。さらにBFGは、この除外がTFEU第107条に基づき禁止される国家補助にあたるかどうかも疑問視している。

国家補助が禁止されるのは、特定の企業及びセクターに有利になる場合、競争を歪める、又は歪める恐れがある場合、及び国境を越えた貿易に影響を及ぼす可能性がある場合である。

正式な調査手続きが開始されると（2026年に開始されると予想される）、10年の期間を考慮しなければならない。この影響を受ける期間（2017年から2024年までの8年間）において、0eKBグループは、UStG § 6/1/28に従って非

課税とされた約6百万ユーロ相当のサービスを請求した。さらに、OeKBグループは、§ 6/1/28に従って非課税とされた0.5百万ユーロ（仕入税控除後）のサービスを受領した。受領したサービスに関しては、付加価値税のおよそ50%が仕入税調整額の一部として決済される。

OeKBは主に、オーストリア資本市場参加者へのサービス（ファンドデータサービス及び金融データサービス）の請求において、仲介銀行除外規定を適用している。仲介銀行除外の適用に基づく請求は、サービスの受領者が特定の法的前提条件に従って請求資格の確認を提出した時点で適用された。原則として、これらのサービスの50%は、UStG § 6(1)8に従って非課税で請求することも可能であった。このため、法的要件が遡及的に変更された場合には、これらのサービスの請求を修正することもできると予想している。人員の委任又はサービスの提供に関する業務は、限られた範囲でのみ行われた。OeKBは、TFEU第107条に基づき禁止されている補助の受領者ではなかったというのが法的見解である。BFGがECJに付託した法的問題の結果は、EU委員会がオーストリア共和国に措置を講じるよう指示しなければならないことから、現時点では極めて不透明であり、報告日付現在、資金流出の可能性が低いと考えられることを意味する。

本件を除き、OeKBグループの資産、財政状態及び利益状態に悪影響を与えるような重大な法的リスクは存在しなかった。

注記45 貸借対照表日後の事象

貸借対照表日後に報告が必要な事象はなかった。

注記46 公表の承認日

本財務書類は2025年3月21日付で、承認のために監事会に提出される。規則（EU）第575/2013の第8部に従った追加の開示（Disclosure Report、ドイツ語のみ）は、OeKBのウェブサイト（www.oekb.at）において提供される。

② 長期債務の明細⁽¹⁾

		2024年12月31日現在の残高 (償還プレミアムを含む)	最終償還年
		(単位：1,000ユーロ)	
(i) 自己発行債券及び輸出金融関連のその他負債（利息を除く）			
自己発行債券			
2.875%－3.25%	スイス・フラン建債券	1,370,590	2036
0.375%－5.132%	米ドル建債券	14,351,718	2031
0.50%－5.75%	英ポンド建債券	3,702,453	2029
0.00%－3.125%	ユーロ建債券	9,580,000	2032
3.20%－4.30%	豪ドル建債券	775,101	2032
1.58%－3.95%	香港ドル建債券	309,843	2027
2.41%－2.98%	中国人民元建債券	646,157	2027
1.337%	ノルウェー・クローネ建債券	84,782	2026
1.37%	スウェーデン・クローネ建債券	17,454	2028
	小計	27,986,869	
その他負債			
	国内借入	311	2025
	海外借入	0	—
	自己発行債券及びその他負債小計	311	
(ii) その他負債（信託代理業務を含む）		0	—
当銀行の長期債務合計		27,987,180	

注(1) 長期債務とは調達時からの期限が1年以上のものである。

③ 輸出金融関連長期債務の今後5年間の支払予定額⁽¹⁾

次の表は、当銀行の輸出金融関連の長期債務に対する2025年から2030年及びそれ以降の元本支払予定額を示したものである。

(単位：百万ユーロ)						
	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年	2030年及び それ以降
元本支払額	6,848	5,527	4,006	2,364	2,880	1,457

注(1) 共和国は、当銀行の外国通貨借入について、調達時の為替レートで換算した元本及び利息のユーロ表示額を上回る額の支払いをする必要がない旨保証する権限を有する。従って上記支払予定額は外国通貨建借入の各通貨別表示を行わない。

(6) 【その他】

① 債務不履行の有無

当銀行は、1946年に設立されて以来、当銀行のすべての国内及び外国債務について元本及び利息を支払期日に支払ってきた。

② 訴訟

当銀行にとって重要とは考えられない金額にかかわる通常の訴訟（及びその他の争訟）以外には、当銀行が当事者となっている係争中の訴訟はない。

(7) 【オーストリア共和国の概況】

① 概要

オーストリア共和国は、ヨーロッパ中部に位置し、西はスイス及びリヒテンシュタイン、北はドイツ連邦共和国、チェコ共和国及びスロバキア共和国、東はハンガリー、南はスロベニア及びイタリアに接している。

オーストリアの国土の面積は83,859平方キロメートルで、北海道よりやや大きい。オーストリアの西部及び南部地域はオーストリア・アルプスが連なる山岳地帯で、森林に深くおおわれている。共和国の東部及びオーストリアを350キロメートルにわたって流れるドナウ河流域には肥沃な平野部がある。オーストリアの最高峰はグロースグロックナー山で、海拔3,797メートルである。

2025年1月1日現在のオーストリアの人口は、オーストリア統計局によると、約919万8,214人であった。2015年から2025年にかけて、オーストリアの人口は6.6%の増加をみた。2025年の首都ウィーンの人口は約203万人であった。

オーストリアの現在の国境は、1919年のサンジェルマン条約によって決められた。第二次世界大戦後のオーストリアの占領は、1955年の独立、民主オーストリア再建のための国家条約によって終結した。この条約は核兵器を含む特定の軍用兵器の共和国による製造及び保有を制限している。その後オーストリア議会は、オーストリアの永世中立を宣言するとともにいかなる軍事同盟をも結ばず、自国領土にいかなる国の軍事基地も認めないとする連邦憲法（下記「④ 外交関係」の項参照）を採択した。

② 政治体制

1920年に制定され、1929年に改正されたオーストリア連邦憲法のもとで、オーストリアは民主的な連邦共和国であり、立法権及び行政権は、連邦政府と連邦を構成する9つの州に分与されている。

連邦政府の立法権は、下院（Nationalrat、国民議会）と上院（Bundesrat、連邦議会）からなる両院制議会に付与されている。下院議員は、比例代表制に基づく直接、秘密、普通選挙により5年の任期で選出される。かかる5年間の任期満了前においても、下院は、院自体の決議により解散し、又は連邦大統領により解散させられることがある。現在の下院議員は2019年9月29日に選出された。

上院議員は、各州の人口に比例して、州議会議員又は州議会議員の被選挙資格を有する他の市民の中から州議会により定期的に出選される。

連邦政府の行政権は、連邦大統領、首相及び内閣に付与されている。連邦大統領の任期は6年で、直接、秘密、普通選挙により選出される。アレクサンダー・ファン・デア・ベレン氏が2022年10月9日付で連邦大統領に再選された。連邦大統領の主な憲法上の権限は、首相及び閣僚の任命並びに下院の解散である。現在の内閣は、オーストリア国民党、オーストリア社会民主党と新オーストリア自由フォーラムの連立で2025年3月3日に成立し、オーストリア国民党のクリスティアン・シュトッカー氏が首相、オーストリア社会民主党のアンドレアス・バブラー氏が副首相として率いている。

次の表は、直近の選挙後の下院議員及び現在の上院議員の政党別内訳である。

	下院	下院	下院	下院	上院
	2013年選挙	2017年選挙	2019年選挙	2024年選挙	2024年9月の 構成
オーストリア自由党	40	51	30	57	11
オーストリア国民党	47	62	71	51	25
オーストリア社会民主党	52	52	40	41	18
オーストリア緑の党	24	-	26	16	6
新オーストリア自由フォーラム (NEOS)	9	10	15	18	5
ペーター・ピルツ・リスト	-	8	-	-	-
チーム・フランク・シュトロナハ	11	-	-	-	-
無所属	-	-	1	1	-
合計	183	183	183	183	60

資料出所：オーストリア議会発表のデータ

③ 司法制度

司法権は連邦裁判所に属している。普通裁判所は、民事及び刑事事件の双方を審理するが、民事事件については控訴裁判所、さらには最高裁判所に上訴することができ、また刑事事件については、減刑の申立ては控訴裁判所に、法令の適用の誤謬に対する申立ては最高裁判所に、それぞれ上訴することができる。

共和国及び州の行政行為にかかわる最終審としての裁判権は上記とは別に設けられた最高裁判所に属しており、違法な行政行為により影響を被った者による申立てにつき、同裁判所は独立の裁判官により上訴を審理する。

下院が制定した法律及び国際条約の合憲性、選挙の合憲性、連邦及び州政府の一般的に適用がある法令の適法性、並びに共和国もしくは州の行政行為による憲法上の基本的市民権の侵害の申立てを審理するために、さらに第3の最高裁判所が設けられている。この裁判所は、また、連邦憲法に定める共和国又は州の公務員に対する弾劾事件の裁判を行う。

④ 外交関係

オーストリアの外交政策の主たる目的は、自国の独立を堅持し、強化することにある。オーストリアは、ヨーロッパの緊張緩和をはかり、かつ地理的、歴史的、政治的環境を考慮した積極的外交政策こそがこれを達成する最善の方策と考えている。かかる外交政策の基盤は、1955年10月26日ウィーンの議会で可決されたオーストリアの中立に関する連邦憲法によって確立されている。

オーストリア政府は、中立政策をオーストリアの独立を維持する手段と考えており、同時に国際社会における平和維持の安定要素とも考えている。オーストリアの政策は、個人のよりよき幸福を追求するものであり、その最も重要な目的の中に人道主義が含まれている。

ウィーンは、国際会議の開催地として認められており、数多くの国連会議、SALT（戦略兵器制限交渉）会議などの開催地として利用されてきた。特に、国際原子力機関（IAEA）、国連工業開発機構（UNIDO）、石油輸出国機構（OPEC）の本部はウィーンに所在する。

オーストリアは国連加盟国であり、すべての国連関連機関に加盟している。オーストリアは、国際通貨基金（IMF）、国際復興開発銀行（IBRD）、国際金融公社（IFC）、国際開発協会、アジア開発銀行、アジア開発基金、米州開発銀行、特別運営基金、経済協力開発機構（OECD）、国連貿易開発会議（UNCTAD）、シェンゲン協定、欧州評議会、国際エネルギー協会、国際農業開発基金、アフリカ開発基金、アフリカ開発銀行及び欧州復興開発銀行（EBRD）の加盟国である。オーストリアは、関税及び貿易に関する一般協定（GATT）の締結国である。オーストリアは1993年12月に終了したウルグアイ・ラウンドにも積極的に参加した。オーストリアは世界貿易機関（WTO）の設立国の1つである。

1994年6月12日、オーストリアの有権者は3分の2以上の賛成をもって欧州連合（EU）への加盟を承認した。オーストリアは、1995年1月1日付でEUに加盟したが、引続き他のEU加盟国と同じく欧州経済地域（EEA）に加盟している。EFTAへの加盟は両立しなくなった。

国際連合

平和維持活動への参加によって、オーストリアは国際平和及び安全保障を維持する国連の努力に大きく貢献している。オーストリアは1960年に初めて国連コンゴ活動（ONUC）のために医療部隊を派遣して国連主導の活動に参加した。その時以来、オーストリアは10万人を超える兵士、軍事監視要員、文民警察及び軍隊並びに民間専門家を世界各地の100以上の平和維持活動及び人道的活動に派遣した。

2024年5月には、オーストリア兵士570名が、国連安全保障理事会で認められた平和維持活動に従事していた。これには、キプロス（UNFICYP）、レバノン（UNIFIL）、西部サハラ（MINURSO）及び中東（UNTSO）における国連主導活動、コソボ（KFOR）、イラク（NMI）及びヨルダン（DCB-I JOR）におけるNATO軍主導活動、ボスニア（EUFOR-Althea）、ジョージア（EUMM）及び地中海（EUNAVFOR Med）におけるEU主導活動が含まれる。

平和維持及び紛争予防に加えて、国連の枠内でのオーストリアの協力は第一に人権、武力紛争における市民（特に女性及び子供）の保護、法の支配並びに国際法のさらなる発展、軍備縮小、不拡散及び環境問題に焦点を合わせる。

次の表は、表示日現在のオーストリアが加盟している主要な国際金融機関の情報を示す。

機関名	加盟年月日	出資割当額	割当 比率	払込出資額	下記日付 現在の情報
			(%)		
国際復興開発銀行 (IBRD)	1948年8月27日	2,188,700,000米ドル	0.68	157,400,000米ドル	2024年6月30日
国際通貨基金 (IMF)	1948年8月27日	3,932,000,000SDR ⁽¹⁾	0.83	3,932,000,000SDR ⁽¹⁾	2024年7月31日
国際金融公社 (IFC)	1956年9月28日	193,213,000米ドル	0.83	193,213,000米ドル	2024年6月30日
国際開発協会 (IDA)	1961年6月28日	4,608,150米ドル	1.48	4,608,150米ドル	2024年6月30日
アジア開発銀行 (ADB)	1966年9月29日	471,100,000米ドル	0.34	23,600,000米ドル	2024年12月31日
米州開発銀行 (IADB)	1977年10月1日	284,200,000米ドル	0.16	20,800,000米ドル	2024年12月31日
米州投資公社 (IIC)	1986年5月9日	13,367,000米ドル	0.49	13,367,000米ドル	2024年12月31日
国際農業開発銀行 (IFAD)	1977年12月12日	144,599,000米ドル	1.41	144,599,000米ドル	2023年12月31日
アフリカ開発基金 (AfDF)	1981年12月30日	774,928,000SDR ⁽¹⁾	2.08	774,928,000SDR ⁽¹⁾	2024年12月31日
アフリカ開発銀行 (AFDB)	1983年3月30日	642,524,000SDR ⁽¹⁾	0.40	34,864,000SDR ⁽¹⁾	2024年12月31日
欧州復興開発銀行 (EBRD)	1991年3月28日	776,290,000ユーロ	2.51	234,700,000ユーロ	2024年12月31日
欧州投資銀行 (EIB)	1995年1月1日	6,428,994,000ユーロ	2.58	573,418,000ユーロ	2024年12月31日
多国間投資保証機構 (MIGA)	1997年12月16日	14,780,000米ドル	0.77	2,806,000米ドル	2024年6月30日
地球環境ファシリティ (GEF)	1991年8月2日	388,400,000SDR ⁽¹⁾	1.55	388,400,000SDR ⁽¹⁾	2023年6月30日
アジアインフラ投資銀行 (AIIB)	2015年12月25日	500,800,000米ドル	0.52	100,200,000米ドル	2023年12月31日

注(1) SDR計算単位。2024年12月31日現在 1 SDR=1.25482ユーロ。2024年6月30日現在 1 SDR=1.22407ユーロ。2024年7月31日現在 1 SDR=1.22684ユーロ。

⑤ 経済

a) 概要

オーストリア経済は高度に発達し、多様化している。製造業、鉱業、建設業、エネルギー産業及び水道事業を含む工業は、2024年の粗付加価値（時価表示）の25.7%を占めていた。サービス部門が2024年の粗付加価値の72.9%を占めたが、農林業は粗付加価値の1.4%の生産であった。

b) 経済における政府の役割

1946年に制定された第1次国有化法の下で、共和国経済における（当時の）3大商業銀行と主要企業の所有権は共和国管轄になった。石炭、鉄鉱石、鉄鋼産業のすべて、並びに非鉄金属及び原油・天然ガス産業の大部分、さらに多数の機械・運輸・電気機器・化学・化学製品製造会社が、国有化された。国有産業における共和国の所有権管理は、オーストリア産業持株会社（「ÖIAG」）に帰属し、ÖIAGの株式は共和国により保有されていた。

1993年、ÖIAGはその所有する企業又は企業グループの民営化を開始した。その後ÖIAGは、証券取引所への株式上場の成功を含め、多数の民営化取引を遂行した。2015年3月、ÖIAGは、有限責任会社に転換され、オーストリア・ブンデス・ウント・インダストリペタイリグンゲンGmbH（Österreichische Bundes- und Industriebeteiligungen GmbH、「ÖBIB」）と改称された。2019年2月20日より、ÖBIBは合資会社に転換され、社名をオーストリア・ペタイリグングスAG（「ÖBAG」）に変更した。ÖBAGはオーストリア共和国により全額出資されている。

ÖBAGは上場会社3社の持分を保有する：OMV AG（31.50%）、テレコム・オーストリアAG（28.42%）及びオーストリア・ポストAG（52.85%）。これらの保有について、

- ・OMV AGは石油及びガスの探査、開発及び精錬並びに肥料産業で使用する化学製品の生産に従事する。
- ・テレコム・オーストリアAGはオーストリア最大の電気通信グループであり、固定ネットワーク、携帯通信、データ通信及びインターネット・サービスを提供する。
- ・オーストリア・ポストAGは主要な郵便配達サービス業者である。

さらに、ÖBAGはカジノ・オーストリアAG（33.24%）、APKペンシオンカッセAG（32.97%）及びユーロ・テレサイトAG（28.42%）の株式を所有し、ブンデスイモビリエングゼルシャフトm.b.H（BIG）、GKBベルクバウGmbH、及びIMIBイモビリエン・ウント・インダストリペタイリグンゲンGmbHの単独所有者である。ÖBAGはまた、オーストリア最大の電力会社であり、オーストリア共和国が所有する、フェアブントAGの51.00%の株式も管理する。

1947年に制定された第2次国有化法により、電力事業が公的機関の支配下に入り、公益電力事業の調整・拡張を計画する国有のオーストリア電力統合会社（フェアブントゲゼルシャフト、「フェアブント」）が設立された。1988年には、政府はオーストリア電力統合会社の株式資本の49%を民有化した。

フェアブントはヨーロッパ有数の水力発電会社である。2024年、フェアブントの発電量の92%超が気候に優しい、再生可能な水力から得られていた。発電に関連して、水力は多くの長所を持つ：再生可能、クリーン、信頼に足り、かつ柔軟である。水力はまた再生可能エネルギーの中で最も費用効率の良い形態の発電の1つであり、フェアブントの強固な水力発電基盤は同業他社と比較して競争上絶対的な強みである。

2024年、フェアブントの水力による電力は、95の流れ込み式水力発電所及び23の揚水発電所からのものであった。フェアブントはまた、Ennskraftwerke AG が所有する14の流れ込み式水力発電所の購入権も保有していた。2024年12月31日現在、水力発電の最大発電能力（持続運転による最大能力）は8,468MWであった。エネルギー能力の中央値（これまでの水量に基づき計算された水力発電所の平均潜在発電量）は、29,429GWhであった。

さらに、フェアブントはまた、その発電ポートフォリオを多様化するために新たに風力及び太陽光発電プロジェクトを推し進めている。フェアブントの長期目標は、2030年までにその全発電量の約25%を占める予定の欧州における陸上の風力及び太陽光ポートフォリオの構築である。2024年、フェアブントの発電量の約6%が風力及び太陽光発電から得られていた。現在の陸上風力発電所及び太陽光発電所のポートフォリオは、2024年12月31日時点で1,182MWに達する。

2024年12月31日現在、フェアブントは110MW超の大規模蓄電池施設を所有しており、さらにオーストリアとドイツを合わせた本国市場で、他の工場と同程度の容量の大規模蓄電池を販売している。

フェアブントは、その電力をオーストリア国内及び国外の消費者、卸売業者及びトレーダーに販売する。2024年、フェアブントが販売した電力の約52%はオーストリア市場向けであった。ドイツ市場が国際的な取引及び販売活動の中心であり、海外で販売される量全体の83%を占めた。

フェアブントは、子会社であるオーストリア電力送電網AG（「APG」）とともに、3,436キロメートルの長さのオーストリアの高圧送電網を運営する。オーストリアの高圧送電網は欧州において重要な役割を果たす。オーストリアの高圧送電網はヨーロッパの最も重要な電力ハブの1つであり、西欧市場と東欧市場及び北欧市場と南欧

市場を接続する。APGは、EUが要求する、送電からの発電、取引及び販売の分離を完了して、2012年3月に独立送電システム運営業者としてE-コントロール・オーストリアにより認められた。

フェアブントは独立系送電網運営会社であるガス・コネクト・オーストリア（Gas Connect Austria GmbH（GCA））の51%の株式も保有する。GCAは、オーストリアのガス送配パイプラインの運営会社であり、これによりオーストリアや中央ヨーロッパのエネルギー供給の中核的役割を担っている。GCAは、バウムガルテン・ハブを起点に、ドイツ、スロバキア、スロベニア、ハンガリー並びに国内の貯蔵及び生産施設との接続による最新鋭で強力な高圧ネットワークを運営している。約900キロメートルの長さのパイプラインに沿い、5つのコンプレッサステーション、56の計測及び転送ステーションがある。

2024年、フェアブントの収益は82億4,460万ユーロ、営業利益は27億2,600万ユーロ、グループ純利益は18億7,530万ユーロであり、4,149人を雇用していた。

オーストリア連邦鉄道（Österreichische Bundesbahnen）は、国有企業であり、実質的にはオーストリアのすべての鉄道、並びにバス、船舶及びケーブルカーを運営している。国有のオーストリア・ラジオ放送（Österreichische Rundfunk）は、同国のラジオ及びテレビ放送網を運営しており、独立した監督機関により管理されている。

国有企業はすべて、独立した商業ベースの企業として運営されており、税の軽減による優遇は受けていない。国有企業の業績は、共和国に配当が支払われる場合に限り、共和国の歳入・歳出に反映される。

c) 海外直接投資

海外直接対内投資額は、2023年の5.3%増の後、2024年は7.1%の増加であった。海外直接対内投資はその大部分がEU加盟国27か国（50%）からであったが、この割合は過去10年間（2010年：62.7%）で低下してきている。2024年のEU最大の投資国は、ドイツ（27.8%）及びイタリア（5.7%）であった。すべての欧州諸国を合計すると、海外直接対内投資の73.6%を占めた。EU以外の欧州諸国でオーストリアへの最も重要な投資国はロシア（11.7%）及びスイス（8.7%）であった。海外では、米国（7.9%）及びカナダ（4.1%）がオーストリアに対する最も重要な投資国であり、またアラブ首長国連邦、日本及び香港はそれぞれ3.5%、1.6%及び1.2%のシェアを占めた。

部門ごとを見ると、サービス部門への投資は、2024年の海外直接対内投資の89.1%を占め、製造業部門への海外直接対内投資よりはるかに大きかった。外国投資家は、主に専門的・科学的及び技術的サービス（58.8%）、金融仲介業（11.4%）、不動産業（6.6%）並びに貿易（6.1%）に投資を行ってきた。外国企業が大きな持分を取得した重要な製造業は、化学工業（2024年の海外直接投資総額の2.9%を占めた。）、コンピュータ、電子的及び光学製品製造（2.1%）並びに機械設備製造（2024年の海外直接投資総額の1.6%）であった。対内海外直接投資の成長は、管理及び支援サービス（プラス67.9%）、コンピュータ、電子的及び光学製品製造（プラス36.7%）並びに輸送機器（プラス33.5%）の分野で最も勢いがあった。2024年の外国直接投資の全体の増加率7.1%に最も大きく寄与したのは、専門的・科学的及び技術的サービス（プラス2.9パーセントポイント）、金融仲介業（プラス1.8パーセントポイント）、管理及び支援サービス活動（プラス1.2パーセントポイント）並びにコンピュータ、電子的及び光学製品製造（プラス0.6パーセントポイント）であった。寄与がマイナスであったのは、不動産業（マイナス0.2パーセントポイント）に集中し、次いで食品製品・飲料・タバコ製品（マイナス0.1パーセントポイント）であった。残りの部門の寄与はゼロ付近にあった。

d) 国内総生産

次の表は、2020年から2024年までのオーストリアの主要部門別GDP(国内総生産)を示す。2024年のGDP(時価表示)は合計4,819億ユーロであり、2023年比1.8%の増加となっている。2024年の実質GDP(基準年:2015年)は合計3,769億ユーロで、2023年比1.2%の減少であった。実質経済活動の落ち込みは広範囲に及び、支出分野と部門の大半に影響を与えた。

	国内総生産 ⁽¹⁾					2024年の 粗付加価値 合計に 占める割合 (%)
	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	
	(単位:10億ユーロ、時価表示)					
農林漁業	4.1	4.9	6.2	6.1	5.9	1.4
工業:						
鉱業及び採石業、製造業	63.9	70.0	73.8	76.1	75.1	17.4
電気、ガス及び水道、廃棄物処理	9.9	10.0	12.0	15.0	7.8	1.8
建設業	23.8	24.5	27.1	28.3	28.2	6.5
工業合計	97.6	104.5	112.9	119.5	111.1	25.7
サービス業:						
卸売及び小売	41.2	45.8	51.3	49.2	50.7	11.7
運輸及び倉庫	17.9	17.7	21.4	22.5	22.5	5.2
ホテル及びレストラン	9.1	8.3	14.0	16.7	17.5	4.0
情報及び通信	13.7	15.3	15.7	16.4	17.4	4.0
金融及び保険業	14.7	16.7	19.0	22.4	23.0	5.3
不動産業	35.4	35.4	38.5	41.5	44.5	10.3
その他ビジネス・サービス	34.2	36.8	40.4	42.4	43.8	10.1
行政 ⁽²⁾	64.9	68.8	72.0	77.0	83.8	19.4
その他サービス業	7.8	8.2	10.0	11.1	11.7	2.7
サービス業合計	238.9	253.1	282.3	299.4	314.8	72.9
粗付加価値合計	340.5	362.5	401.4	425.0	431.9	100.0
税(製品補助金控除)	39.8	43.7	46.6	48.2	50.1	
国内総生産金額	380.3	406.2	448.0	473.2	481.9	
量 ⁽³⁾	349.0	365.8	385.1	381.4	376.9	
対前年度比国内総生産変動率						
金額	-3.9%	+6.8%	+10.3%	+5.6%	+1.8%	
量 ⁽³⁾	-6.3%	+4.8%	+5.3%	-1.0%	-1.2%	

注(1) 欧州国民経済計算体系(ESA)2010年基準。四捨五入のため合計は必ずしも一致しない。

(2) 防衛、社会保障、教育、健康及び社会福祉事業を含む。

(3) 2015年を基準年とする。

これらのGDPの結果は、2014年9月に法的拘束力を持つようになった、2010年版欧州国民経済計算体系(「ESA2010」)に基づいている。ESA2010は、欧州連合の全ての加盟国(「EU加盟国」)について、データを国際水準で比較可能とするために、国民経済計算の編集にどの概念、定義及び計算規則を適用されなければならないかを定める。

国内支出

次の表は、2020年から2024年までの各年につき、国内支出向け財貨及びサービスの合計並びにそれらに対する支出合計を時価表示で示したものである。

国内支出⁽¹⁾

2024年国内
総生産に占
める割合
(%)

	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	
			(単位：10億ユーロ、時価表示)			
国内総生産	380.3	406.2	448.0	473.2	481.9	100.0
加算：輸入	183.6	223.7	279.6	271.4	258.4	53.6
総需要	564.0	630.0	727.7	744.6	740.3	153.6
控除：輸出	196.5	227.3	277.6	281.4	274.3	56.9
国内需要合計	367.5	402.7	450.1	463.2	466.0	96.7
国内支出：						
消費支出：						
家計 ⁽²⁾	188.6	201.7	228.0	245.9	254.0	52.7
一般政府	81.0	88.6	92.3	98.2	105.9	22.0
最終消費支出	269.6	290.3	320.3	344.0	359.9	74.7
投資：						
機械、設備 ⁽³⁾	28.9	31.9	33.9	37.5	36.6	7.6
建設	45.2	50.2	55.2	53.6	52.1	10.8
その他投資 ⁽⁴⁾	21.5	23.0	25.0	26.7	28.6	5.9
総固定資本形成	95.6	105.1	114.1	117.8	117.3	24.3
在庫変動 ⁽⁵⁾	2.0	7.3	16.8	2.4	-9.8	-2.0
総資本形成	97.6	112.4	130.9	120.2	107.5	22.3
総計誤差	0.3	0.0	-1.2	-1.1	-1.4	-0.3
国内総最終支出	367.5	402.7	450.1	463.2	466.0	96.7

資料出所：オーストリア統計局、WDS-WIFO（オーストリア経済調査研究所）データシステム、Macrobond

注(1) ESA2010年基準。四捨五入のため合計は必ずしも一致しない。

- (2) 家計に関する非営利団体を含む。
- (3) 武器を含む。
- (4) 知的財産製品及び培養生物製剤資源を含む。
- (5) 処分価値を差引いた取得分を含む。

e) 産業構造及び主要産業の状況

2024年に、オーストリア経済において工業部門は時価による粗付加価値の25.7%、サービス業部門は72.9%を占めた。同年、農林業部門は1.4%を占めた。

農林業

オーストリアの国土の約半分は、農業と牧畜に使用されている。国内農産物は、国内で消費される全食糧のおよそ90%を賄っている。2024年、家畜生産量（例えば、牧畜及び酪農）は、農業総生産の約45.4%を占めた。

オーストリアは、ヨーロッパにおける大森林地帯の1つを有する。その国土の約44%、すなわち約14,200平方マイルが森林である。紙、板紙、パルプを含む木材及び林産物の輸出は、2024年のオーストリアの輸出額の5.3%を占めた。

2024年には、平均14万6,000人（推計）が農林業に従事していたが、これはオーストリア全労働力人口の3.6%に当たる（フルタイム換算で測定）。

工業

製造業は2024年の時価で粗付加価値の17.1%を占めた。これは前年の割合より0.5パーセンテージポイント低下した。この減少の主な原因は、エネルギー及び労働コストの上昇によるもので、オーストリアの製造業におけるコスト競争力の低下につながった。オーストリアの粗付加価値に占める製造業の割合は加盟国の平均

(15.6%)より高い。EU(27か国)の製造業生産高に占めるオーストリアの割合は、2012年から2021年まで3.2%から3.3%の間と安定を続けた後、2024年に2.9%に減少した。雇用者1人当たりの粗付加価値は、27か加盟国中で8番目に高かった。2024年9月からの最新の部門データによると、GDPへの貢献の面からは、製造業の中では依然として機械及び設備が最大の部門であり、金属及び金属製品がそれに続いた。オーストリアの輸出産業に貢献した主要な部門は、自動車産業、機械産業及び化学産業である。オーストリアの製造業における輸出の強さは際だっている。2024年、輸出の約21.8%がヨーロッパ以外（主としてアメリカ及びアジア）の諸国向けであったが、EU27か国が依然としてオーストリアの主たる輸出先であり、およそ67.0%を占めた。2024年のGDPの3%を超える研究開発支出も、EUの平均レベル以上であった。

2024年には、平均637,006人の現役の雇用者が製造業の一部であり、他方280,382人が建設業に従事していて、それぞれオーストリアの賃金・給与所得者の16.3%及び7.2%を占めた。建設業は、2024年の粗付加価値の6.5%を占めた。

観光業

オーストリアの観光業は、夏冬シーズン共に観光客のピークを持つ数多くの通年の目的地から利益を享受している。多数の海外からの観光客に加えて国内観光客も多数、オーストリアの多面的な自然及び景観の美しさ並びに文化的魅力の豊かな伝統に魅了されている。

2024年の入国者数は4,670万人及び宿泊者数は1億5,430万人で、観光需要はそれぞれ3.3%及び2.1%の増加を続け、これまでの記録的な水準であった2019年をそれぞれ1.1%上回る歴史的な最高値に達した。2022年及び2023年と同様、2024年の成長は主に外国人観光客によるものであったが（入国者数4.2%増、宿泊者数2.5%増）、国内需要の伸びはより緩やかであった（それぞれ1.6%増、0.9%増）。宿泊客セグメントの市場シェア率は2019年とほぼ同じで、外国人観光客が73.9%、国内旅行者が26.1%であった。

オーストリアの外国人宿泊客のうち、上位10か国が2024年の国際宿泊需要の82.5%を占め、米国（2.1%）を除くすべてがヨーロッパの国であった（ドイツ：51.3%、オランダ：9.7%、スイス（リヒテンシュタインを含む。）：3.9%、チェコ：3.3%、英国：3.0%、ベルギー：2.6%、イタリア：2.4%、ポーランド：2.3%、ハンガリー：1.9%）。全体として、これらの市場の成長は国際需要全体よりも若干低く（2.5%増に対し2.2%増）、特にオランダ（0.2%減）、スイス（0.3%増）、ドイツ（1.8%増）及びベルギー（2.0%増）がそうであった。他の6つの上位市場は平均以上の伸びを示し、宿泊数の増加率が最も高かったのはアメリカ（14.2%増）、次いでポーランド（5.5%増）、イギリス（5.4%増）であった。

2024年の長距離旅行者、特にアジアからの需要は前年比で急増したが（中国85.6%増、日本32.2%増、ブラジル27.0%増、インド21.1%増、韓国13.6%増）、パンデミック前の水準とのギャップがまだ大きい場合もあった（2019年比：ロシア86.2%減、中国55.7%減、日本53.9%減、韓国22.5%減）。

次の表は、オーストリアに宿泊した外国人観光客の宿泊延べ日数及びそこから得られた国際観光収益を示したものである。

	外国人宿泊延べ日数及び外貨獲得高				
	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
外国人宿泊延べ日数（単位：千日）	66,280	49,964	98,031	111,261	114,058
国際観光収益 ⁽¹⁾ （単位：百万ユーロ）	13,436	10,167	21,019	25,419	26,975

資料出所：オーストリア統計局、OeNB、WDS-WIFO（オーストリア経済調査研究所）データシステム、Macrobond

注(1) 国際輸送を含む。

銀行、保険、不動産及びビジネス・サービス

欧州連合の単一市場制度はオーストリア国内の金融業の競争を助長し、一連の吸収合併をもたらした。金融市場危機、自動化及びインターネット・バンキング・サービスの幅広い利用は、調整のペースを加速した。さらに、COVID-19による危機及び新たな支払テクノロジーはオーストリアにキャッシュレスによる支払いを発展させた。その結果、銀行の数は、2000年の923行から2024年末には458行となり、同期間に支店数は1,405店舗減少した。2024年第3四半期に、オーストリアの銀行の中央、東部及び南東部ヨーロッパ（「CESEE」）に対するエクスポージャー（与信）総額は、国際決済銀行によれば、3,430億ユーロへと増加し、オーストリアのGDPの66%に達した。オーストリアの銀行は、年間総利益が約126億ユーロとなり、2024年は非常に好調な事業年度だったと振り返ることができる。2024年の実績は前年度比28.2%増加し、近年の力強い上昇傾向を継続している。その主な理由は、ユーロ圏の金融市場の過剰流動性及び変動金利住宅ローンのシェアの高さから生じた純利息収入の62億ユーロの増加である。有形資産及び無形資産に関連する減価償却費及び減損費用が12億ユーロに減少したため、総営業利益は前年比60億ユーロ（47.2%増）増加した。2024年度第3四半期、資産収益率の面でオーストリアの銀行（連結ベース）の収益性（1.0%）は欧州連合の平均（0.6%）を上回った。従って、オーストリアの銀行の統合Tier 1レシオ(T1)は、2023年度第3四半期の17.4%に対して、2024年度第3四半期は18.5%へと上昇した。

金融市場庁（FMA）が発表した速報値によると、保険業界は2024年に5.5%の成長を遂げると予測されている。FMAの報告書によると、2024年の保険料は損害保険（プラス5.9%）及び医療保険（プラス10.7%）の双方で堅調な伸びを示している。生命保険は、保険料獲得額が減少した数年間から回復し、2024年度は、主に追加の単一の保険料契約により1.3%の微増となった。投資収益は業界全体で悪化し（4.3%減）、2024年夏の洪水に関連した補償に起因する高額の保険金支払いと相まって、税引前利益は16億ユーロ（6.7%減）に減少した。ソルベンシー・レシオはソルベンシーIIの制限値（293%）を大幅に上回って推移した。

統計局の速報値によると、金融・保険業の2024年の生産高は実質ベースで4.5%増加したが、名目ベースでプラス2.3%増加した。オーストリアの粗付加価値に占める金融サービスの割合は、2024年には5.3%のままであった。

f) エネルギー

次の表は、2020年から2023年までの各年度のオーストリアの主要エネルギーの国内生産及び消費並びに国内生産の消費に対する割合を示すものである。

主要エネルギーの国内生産及び消費				
	2020年	2021年	2022年	2023年
	(単位：テラジュール)			
国内第一次生産：				
電力	0	0	0	0
石油及び石油製品	23,894	23,879	21,921	19,805
天然ガス	26,487	23,731	22,362	19,864
石炭、コークス及び亜炭	0	0	0	0
再生可能エネルギー ⁽¹⁾	469,790	482,638	467,111	509,678
合計 ⁽²⁾	520,170	530,248	511,393	549,347
国内総消費 ⁽³⁾ ：				
電力（水力、風力、太陽光発電）	190,902	200,942	195,708	198,117
石油及び石油製品	464,451	492,075	474,999	474,908
天然ガス	306,427	323,717	288,460	246,722
石炭、コークス及び亜炭	104,515	108,583	103,413	101,965
再生可能エネルギー ⁽¹⁾ 及び廃物	284,781	307,198	300,210	308,287
合計 ⁽²⁾	1,351,075	1,432,515	1,364,790	1,329,998
国内消費総量に対する本来の第一次生産の比率（％）	38.5%	37.0%	37.5%	41.3%

資料出所：WDS-WIFO（オーストリア経済調査研究所）データシステム、Macrobond

注(1) 薪、バイオ燃料、周囲熱、廃棄物。

(2) 四捨五入のため合計は計数の和と必ずしも一致しない。

(3) 生産業者、仲介業者、輸入業者の在庫品の変動及び諸外国との輸出入が反映されている。ただし最終消費者の在庫品の変動は除外してある。

オーストリアの国内石油・ガス生産量は、近年着実に減少している。2024年には、天然ガスの生産量が前年より2.8%減少した。2025年3月末現在、2024年の国内石油生産（液化天然ガスを含む。）の動向に関する数値は得られていない。2023年、47万8,000トンの原油（液化天然ガスを含む。）を生産し、これは実際の製油所摂取量の6.0%に対応する。2024年の天然ガスの国内産出量は、天然ガス国内総消費量の7.9%であった。地質学調査によると、2023年末現在のオーストリアの天然ガス（不活性ガスを除く。）の（利用可能性のある）埋蔵量は60億2,000万立方メートルであり、原油の埋蔵量は435万トンであった。OMV AG（「OMV」、元オーストリア石油管理株式会社）は、オーストリア国内の探査・採掘活動の大部分を担う一貫生産能力をもつ石油化学会社であり、ウィーンに近いシュヴェハト地域にオーストリア唯一の製油所を有し、その運営にあたっている。OMVは国が一部を（間接的に）所有する。外資系企業が、オーストリアにおける石油製品市場において大半のシェアを占めている。

2024年、オーストリアは2023年と比較して水力発電量が10.7%増加し、風力ベースの発電も14.5%増加した（国内発電量の合計は2023年対比10.5%増加）。2023年まで、オーストリアは電力の純輸入国であり、2010年から2018年の間に総電力の純輸入量は3倍以上となり、2019年及び2020年においては急激に減少したが、2021年に再び018年までの水準まで増加し、2022年には11.5%に達した（揚水水力発電に使用される消費量を含む。）。2023年、オーストリアは初めて、輸入をわずかに上回る電力を輸出した。2024年、オーストリアはすでに輸入量を大幅に上回る電力を輸出していた。国民投票により1978年以来、オーストリアの法律は原子力をエネルギー源として使用することを禁じている。

2024年における輸入エネルギーに対する支出は、オーストリアのGDPの2.9%を占めた。2024年、カザフスタン、リビア、サウジアラビア王国、アゼルバイジャン、ガイアナ及びイラクが、オーストリアに対する主な原油の供給国であった。全天然ガス輸入の81.2%はロシアから、12.9%はドイツからであった。他方、「トロール・

ガス販売契約」によるノルウェーからのガス輸入のシェアは0.0%であった。総ガス輸入量は2024年に24.2%減少した（ロシアからは13.2%減）。石炭及びコークスは、主にポーランドから輸入されていた。

過去数十年間、オーストリアは地理的に近く、オーストリアが海港にアクセスできないこともあり、ロシアからのパイプラインガスに大きく依存してきた。オーストリアの天然ガス供給の5分の4以上のロシアへの依存は、オーストリアを特に供給の途絶やガス価格の上昇のリスクにさらす。2022年2月24日のロシアのウクライナ侵攻以来、オーストリアはこの依存の悪影響を経験している。ロシアはヨーロッパとオーストリアに供給するガスの量を大幅に減らしており、その結果、エネルギー及び商品価格の高騰が消費者物価のインフレを押し上げている。オーストリア政府は、ロシアからのガス輸入へのオーストリアの依存度を下げる目標を宣言した。この関連で、以下のステップと取組が実行されている。

- ・EUエネルギー・プラットフォームとの緊密な協力。 同プラットフォームの目的は、EU諸国が互いに競り負けるのを防ぐ一方で、EUの政治的・市場的重要性を活用して、供給を効果的に多様化し、世界最大の供給者間の直接競争を導入し、EUの全消費者にとってより良い条件を実現するために、世界市場におけるEUの行動を調整することである。これは、EUの安定供給と安価なエネルギーへのアクセスを支援するための、天然ガス及びLNG（将来的には水素）に関するさまざまな行動を対象としている。EUは、2027年までにロシア産天然ガスの輸入を完全に停止するという目標を掲げている。
- ・高いガス貯蔵レベルの達成及び維持並びに戦略的ガス埋蔵量（連邦政府が保有する国営ガス備蓄）の設定は合計20TWhである。既存の埋蔵量に関するデータの質並びに法的・技術的なアクセス可能性は向上した。2025年3月末時点で、冬季のガス貯蔵レベルは43%弱であった。
- ・ガス供給源の多様化への取り組み。 ドイツ及び他の欧州諸国からオーストリアへのガス輸送能力を強化するため、国境を越えたガス・パイプライン・ネットワークへの追加投資が行われた。これらの輸入には、より高いランクのライン、貯蔵施設及び中継地点などの対応インフラが必要であり、そのためオーストリアは、国境を越えたインフラ構想（例：欧州水素バックボーン）に参加することが非常に重要となっている。また、代替供給源からガスを購入し、ロシアの天然ガスへの依存を減らすすべての企業を対象とした支援など、多様化を促進するための具体的な法律も制定された。このように、オーストリア政府はオーストリア企業による新しい供給関係の確立も具体的に支援する。

オーストリアの一部国営石油会社OMVとの法的紛争のため、ロシアの天然ガス供給会社ガスプロム・エクスポートは、既存の長期供給契約にもかかわらず、2024年11月16日にオーストリアへの天然ガス供給を停止した。その結果、OMVは2024年12月11日にこの契約の即時解除を発表した。イタリア及びドイツ経由の代替ガス輸入が限定的であり、冬季のガス消費量が多い場合でも、ガス不足は予想されていない。ガス貯蔵施設及びレベルは上記を参照のこと。

エネルギーコストの高騰を伴うエネルギー供給の混乱は、経済成長に重大なリスクをもたらす。ロシア産ガスへの依存を減らし、供給を多様化するための上記の取り組みは、これらのリスクに対抗するためのものであり、経済全体に悪影響を及ぼすことは予想されていない。

g) 生産性、賃金、卸売物価、生活コスト

以下の表は、2020年から2024年までのオーストリアの労働者・従業員一人当たりの生産性及び賃金・給与総額、卸売物価及び消費者物価（HICP-indexに基づく）の指数、並びにそれぞれの対前年比増加率を示している。

生産性・賃金・物価指数

	生産性		従業員一人当たり		卸売物価 ⁽¹⁾		消費者物価 ⁽¹⁾	
	非雇用者一人当たり		賃金・給与					
	実質GDP							
	対前年比増		対前年比増		対前年比増		対前年比増	
	指数	加率	指数	加率	指数	率	指数	加率
	(2015年=100)	(%)	(2015年=100)	(%)	(2015年=100)	(%)	(2015年=100)	(%)
2020年	97.7	-4.5	112.0	+2.2	102.0	-4.1	108.5	+1.4
2021年	99.9	+2.3	115.1	+2.7	112.6	+10.4	111.5	+2.8
2022年	102.4	+2.5	120.7	+4.9	136.2	+21.0	121.1	+8.6
2023年	100.4	-2.0	129.0	+6.9	133.9	-1.7	130.4	+7.7
2024年	98.8	-1.6	139.8	+8.3	132.6	-1.0	134.2	+2.9

資料出所：オーストリア統計局、WDS-WIFO（オーストリア経済調査研究所）データシステム、マクロボンド

注(1) 表示期間の平均月次データに基づく指数。

h) 労働情勢

2024年、オーストリアには約600万人の生産年齢（15歳から64歳）の人々が住んでおり、そのうち約480万人（79.2%）が労働力（従業員、自営業及び失業者）であった。

現役の雇用者数は3,897,774人であった。初めて、外国人労働者が100万人を超え（1,005,840人）、労働力の25.8%を占めている。そのうちの約60%がEU市民である。

オーストリアの実質GDP成長率は2024年に1.2%低下した。景気の低迷が続いていることが労働市場の重荷となり、2024年の雇用はわずかな増加にとどまった（2023年の1.1%増と比較し、2024年は0.1%増）。2024年の失業率（欧州労働力調査による）は5.2%となり、2023年より0.1パーセントポイント増加した。

以下の表は、2020年から2024年までの各年の失業率と賃金の増加に関する情報を示したものである。

	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
失業率（労働力調査による）	6.0%	6.2%	4.8%	5.1%	5.2%
協定賃金の上昇率	+2.3%	+1.7%	+3.0%	+7.6%	+8.5%

資料出所：ユーロスタット、オーストリア統計局。

現役の従属的雇用は、建設（2.9%減）及び製造部門（1.4%減）において、労働市場の低迷により著しく減少した。景気変動の影響を特に受けやすい臨時雇用部門では、景気の勢いの鈍化が既に2022年11月以降の雇用の前年比減少に反映されている。小売及び卸売業の雇用も2024年には減少した（0.8%減）。しかし、一部のサービス部門では雇用が前年を上回った（例：宿泊・飲食サービス業（0.9%増）、運輸業（1.5%増）、情報通信業（1.9%増）、公共サービス業（2.1%増）、専門的・科学的及び技術的サービスの提供（2.4%増）、医療サービス業（3.4%増））。

2024年、被雇用者人口総数の大半（74.7%）が、第三次産業の職に就いている。その他の21.6%が第二次産業で、3.7%が第一次産業に従事していた。

以下の表は、2020年から2024年までの年齢及び性別による就業率（%）を示す。

性別	年齢	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
合計	15歳から24歳	49.8	50.2	51.9	53.1	51.3
合計	15歳から64歳	71.7	72.4	74.0	74.1	74.1
合計	25歳から54歳	83.1	83.8	85.7	85.4	85.4
合計	55歳から64歳	54.2	55.4	56.4	57.3	58.8
男性	15歳から24歳	52.4	54.6	55.6	56.3	54.3
男性	15歳から64歳	76.0	76.7	78.0	77.9	77.5
男性	25歳から54歳	86.5	86.9	88.5	87.8	87.4
男性	55歳から64歳	62.3	62.7	63.9	65.4	66.2
女性	15歳から24歳	47.1	45.7	48.2	49.8	48.3
女性	15歳から64歳	67.4	68.1	70.0	70.3	70.7
女性	25歳から54歳	79.7	80.7	83.0	83.0	83.4
女性	55歳から64歳	46.4	48.3	49.0	49.4	51.6

資料出所：ユーロスタット、WIFO（オーストリア経済調査研究所）－労働力調査（総人口に占める割合（人ベース））に基づくデータ、2021年は調査の切り替えにより時系列が分断されているが、経時的な比較可能性が確保されているため、表のデータに影響はない。

i) 社会保障制度

オーストリアの社会保障制度は、保健、出産、身体障害及び老齢手当、労働災害補償、家族手当、補足退職・福利厚生制度、失業手当、その他多くの社会サービス及び給付からなっている。2023年、オーストリア人口の約99%は社会保障制度の主要部分である医療保険（社会保障機構連合会、2024年）に加入していた。社会保障給付は被雇用者及び雇用者からの賃金に基づく拠出金、並びに年金及び連邦政府予算からの現在の割当から賄われている。

ESSPROS（欧州統合社会的保護統計体系）によると、2023年のGDPに占める社会保障支出総額の比率は30.9%であった。前年と比較して、これは0.4パーセンテージポイントの増加に相当する。社会支出は7.2%増と、名目GDPの5.6%増よりも伸びが急速であった。2023年の社会保障支出は、以下の構成要素に分けられる：老齢年金45.4%、医療及び疾病28.1%、家族手当8.8%、障害者年金5.3%、遺族年金4.9%、失業対策4.6%、住宅及び社会包摂2.8%に使用された。

オーストリアにおける、雇用者、自営業者及び有給農業従事者向け法定年金制度は、老齢年金、遺族年金及び障害者年金から成る。第1の柱は収入に関連する賦課方式の制度である。職業及び民間の第2及び第3の柱は全体的な給付の中では限定的な役割をもつ。2023年において高齢者収入の約90.5%が第1の柱からであり、3.8%が第2の柱、5.7%が第3の柱からもたらされた。現在の法定の退職年齢は男性については65歳である。女性については2023年までは60歳であり、2024年から2033年の間に65歳になるまで0.5歳ずつ毎年徐々に引き上げられる。長期被保険者（40年間の有給雇用）の早期退職は62歳である。女性については、この種類の年金は2028年から適用される。

この10年間で、保険計算を強化し、特定の種類の早期退職制度の廃止を通じて早期退職を削減し、早期退職の毎年の控除を増加させるという目的で、大規模な年金制度改革がオーストリア議会において採択された。早期退職の控除の範囲は、重労働者については1年につき1.8%から長期保険加入者については5.1%までに渡る。有給雇用の各年が年金給付に対する1.78%と計算され、つまり45年間の保険期間の後、グロスの交換率は、平均生涯賃金総額の80.1%であることを意味する。過去の改革の結果、80.1%の交換率は、40年ではなく、現在45年の保険期間が必要とされる。年金は全て、所得税及び健康保険拠出の対象である。

障害者年金制度にも改革が行われた。2014年1月から、1964年以後に出生した者は、一時的障害者年金の利用ができない。この改革は、リハビリテーション・プログラム、スキルの向上など、この種類の労働者を労働力に再統合するための数々の方策を伴っている。

全体として、この年金改革はプラスの効果があつた。2024年の平均退職年齢は、女性は61.2歳及び男性は63.4歳（老齢年金）、並びに障害者年金を開始する平均年齢は女性53.4歳及び男性は56.4歳（社会保障機構連合会、2025年）であった。その一方で、障害年金の利用は過去10年間で半減している。オーストリアの年金委員会による、最新の2024年から2029年の年金予測（2024年11月）によれば、年金支出は2024年のGDPの12.94%から2029年にはGDPの13.6%への増加が予想される。2024年、GDPに対する年金支出（年金受給者への貧困抑制給付を含む。）の割合の3.48%が連邦予算により賄われたが、2029年にこれはGDPの3.83%まで上昇する。最近の年金改革は、年金支出の増加を低下させた。しかし、毎年の年金調整の基礎として使用される物価上昇率が高いため、将来の支出の動きを以前の予測で計算されたよりもはるかに増加させる。

j) 最近の進展

オーストリアの経済と予算状況

2023年初頭から続いているユーロ圏の工業生産の落ち込みは、オーストリア経済にも影響を与え続けている。工業企業の調査は、まだ好転を示していない。加えて、EUの輸出品に対する米国の関税引き上げが発表され、地合いの重しとなっている。GDPは、2024年の1.2%減、2023年の1.0%減に続き、2025年は0.3%減が見込まれている。一方、建設需要及び消費者需要は2025年に上昇傾向にある。インフレ率は2025年の初めに大きく上昇したが、年が進むにつれ再び低下すると予想される。不況の期間及び深刻さを考えると、労働市場は比較的堅調であることがわかるが、2025年には失業率も上昇すると予想される。2026年、オーストリア経済は再び勢いを増し、1.2%の増加が見込まれる。

現在進行中の経済危機は公共財政に影響を及ぼしており、2024年の財政赤字はGDP比4.7%に増加した。経済生産高の減少に加え、公共部門の賃金決済、年金の調整、及び社会給付の価値化によって政府支出が8.8%増加したことが財政赤字の増加に寄与した。一方、税収の増加はそれほど強力ではなく4.9%増であった。経済状況により、特に生産関税及び輸入関税からの収入の増加は、2024年にはわずかに3.2%のみで、前年度までより大幅に低くなった。高い財政赤字により、2024年の債務比率はGDP比81.8%に上昇した。

欧州連合の機能に関する条約及び安定・成長協定のもとでは、一般政府赤字が基準値であるGDP比3%を超える加盟国、又は一般政府債務がGDP比60%を超え、十分に減少せず満足のいくペースでGDP比60%に近づかない加盟国は、過剰赤字手続きの対象となる可能性がある。下記「⑧財政－a）連邦予算－EU安定・成長協定に基づく

赤字制限及び過剰赤字手続き」を参照のこと。こうした中、欧州委員会は6月4日、オーストリアに対して過剰赤字手続きを開始する意向を表明した。

ロシアによるウクライナ侵攻

2022年2月23日以降、EUは、ロシアによるウクライナ侵攻に対処するための一連の制限措置に合意した。これらの措置には、ロシア下院議員に対する制裁、並びにその他の個人及び事業体に対する制裁と資産凍結、ドネツク州及びルハンスク州の非政府支配地域との経済関係の制限、ロシア国家及び政府がEUの資本市場と金融市場及びサービスにアクセスする能力に対する制限、ロシアの銀行7行に対するSWIFTの禁止、ロシアの軍事侵進攻への関与に対するベラルーシに対する制裁、特定の国有企業との全ての取引の禁止、広範囲にわたる貿易制限並びに輸出入の禁止（鉄鋼、原油及び石油精製品並びに高級品など）などが含まれる。

EUは、臨時保護指令に基づき、2022年2月24日以降に戦争から逃げるため国を離れたウクライナの元居住者に対して、どのEU加盟国においても一時的な保護を付与することを決定した。一時的な保護は少なくとも1年間は続くが、ウクライナの状況によっては延長される可能性がある。一時保護指令に基づく権利には、居住許可、労働市場と住宅へのアクセス、医療援助、子供のための教育へのアクセスが含まれる。2025年3月30日現在、オーストリアでは、約82,000人のウクライナからの避難者が登録されている。

⑥ 貿易及び国際収支

a) 貿易の概要

1995年1月1日付でオーストリアはEUに加盟し、それ以来、EU統合深化の全ての段階に参加した。過去30年間にわたり、外国貿易はオーストリア経済の中で急速に重要性を増してきた。2024年、時価による財貨輸出（1,910億ユーロ）はGDPの39.6%に相当したが、これに対して1995年は24.0%であった。不利な国際状況のため、オーストリアの財貨輸出は、2024年に4.9%低下した。その結果、オーストリアにおける輸出の伸びは、ユーロ圏を下回り、市場シェアの減少につながった。2024年に財貨輸入は2023年と比較して6.7%減少し、時価で1,893億ユーロであった。これは主に、国内工業生産の低迷及び投資の停滞によるものであった。GDPに占める輸入の割合は1995年の27.6%から2024年の39.3%に上昇した。輸入需要の低迷が財貨収支を緩和し、2023年比で38億ユーロ改善した。黒字は17億ユーロ（GDPの0.4%）であった。

次の表は、2020年から2024年までの各年のオーストリアの財貨の輸出入を示すものである。これは、下記の価格指数と合わせて考慮されるべきである。

年	外国貿易(財貨)			
	輸出 (F.O.B.)	輸入 (C.I.F.)	貿易収支	輸入に対する 輸出の割合
	(単位：百万ユーロ)			
				(%)
2020	142,566	144,421	−1,855	98.7
2021	165,586	178,446	-12,860	92.8
2022	194,679	215,273	-20,593	90.4
2023	200,755	202,777	-2,022	99.0
2024	191,004	189,264	+1,740	100.9

資料出所：オーストリア統計局、WDS-WIFO（オーストリア経済調査研究所）データシステム、Macrobond

2024年、オーストリアの外国貿易の67%がEU加盟国との間で行われていた。オーストリアのEU27か国への輸出は、2023年（2.8%増）の穏やかな増加の後、2024年は6.8%減少した。輸出の29.7%及び輸入の32.3%を占めるドイツが、オーストリアの最重要貿易相手国である。特にドイツにおける弱い経済環境及び工業生産の低迷が、ほとんどすべての輸出市場における財貨輸出の発展に水を差している。ドイツへの輸出は2024年に2.9%減少したが、ドイツからの輸入は2023年と比較して5.4%減少した。一般的に、オーストリアの国際貿易関係は依然として、EU単一市場に著しく集中している。EU13か国（2004年以降の新加盟国）とのオーストリアの貿易関係は、輸出合計の19.1%及び輸入合計の15.8%を占めた。これらの国のGDP成長は堅調であったものの、EU13か国への輸出は4.3%減少した。EU（欧州連合）以外の諸国への輸出も、2024年に若干0.6%減少したが、米国及び中国への輸出は大幅に増加した。特に、米国は現在オーストリアの2番目に重要な貿易相手国であり、10.1%増加して、財貨輸出総額の8.5%を占めた。対米輸出がこのような増加傾向にあるのは、オーストリアの化学製品、特に医療・医薬品に対する需要が引き続き旺盛なためである。

製品グループの面からは、機械及び輸送機器の輸出がオーストリアの輸出の中で群を抜いて最も重要な製品グループであるが、2024年には5.7%減少した。欧州産業の低迷により、ほぼすべての製品グループ（特に工業用一次産品、機械及び自動車）が輸出入の動きで大幅な減少を記録した。

以下の表は、輸出入の量、輸出入価格並びにオーストリアの交易条件（すなわち輸出財貨の価格の輸入財貨の価格に対する関係）を示すものである。

貿易指数（財貨） （2015年＝100）					
年	輸出（F.O.B.）		輸入（C.I.F.）		交易条件 ⁽¹⁾
	価格指数	量指数	価格指数	量指数	
2020	99.8	108.6	100.5	107.6	99.3
2021	106.4	118.3	108.5	123.2	98.1
2022	119.3	124.0	130.7	123.3	91.3
2023	119.2	128.0	131.9	115.2	90.4
2024	120.9	120.1	130.8	108.4	92.5

資料出所：オーストリア統計局、WDS-WIFO（オーストリア経済調査研究所）データシステム、Macrobond

注(1) 輸出価格指数を輸入価格指数で除し、パーセントで示す。

次の表は、2020年から2024年までの各年におけるオーストリアの輸出入の品目別構成を要約したものである。

品目別輸出入 ⁽¹⁾						
(単位：百万ユーロ)						
	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2024年割合 (%)
輸出 (F.O.B.)						
食品・家畜	8,836	9,565	11,119	11,997	12,735	6.7
飲料・タバコ製品	2,897	3,119	3,595	3,343	3,042	1.6
原材料（食品・燃料を除く）	4,276	5,850	6,537	5,485	5,761	3.0
鉱物燃料・潤滑油及び 関連材料	2,810	4,154	7,599	7,486	5,606	2.9
動植物油脂	272	353	390	332	319	0.2
化学及び関連製品	22,182	25,288	29,080	34,610	33,110	17.3
製造品 ⁽²⁾	28,731	35,343	42,774	39,262	37,821	19.8
機械・輸送機器	54,398	61,308	69,497	75,306	71,038	37.2
その他の加工品	18,164	20,607	24,089	22,934	21,570	11.3
輸出合計 ⁽³⁾	142,566	165,586	194,679	200,755	191,004	100.0
輸入 (C.I.F.)						
食品・家畜	10,161	10,716	12,626	13,821	15,175	8.0
飲料・タバコ製品	1,010	1,182	1,268	1,418	1,539	0.8
原材料（食品・燃料を除く）	5,818	8,235	9,029	7,480	7,128	3.8
鉱物燃料・潤滑油及び 関連材料	8,258	13,912	27,119	18,186	14,079	7.4
動植物油脂	472	683	872	733	729	0.4
化学及び関連製品	20,951	26,235	29,674	28,967	26,686	14.1
製造品 ⁽²⁾	22,943	29,114	34,924	29,977	28,216	14.9
機械・輸送機器	50,450	59,089	65,852	69,963	65,731	34.7
その他の加工品	24,359	29,280	33,910	32,233	29,982	15.8
輸入合計 ⁽³⁾	144,421	178,446	215,273	202,777	189,264	100.0

資料出所：オーストリア統計局、WDS-WIFO（オーストリア経済調査研究所）データシステム、Macrobond

注(1) 財貨の移動に基づくものである。

(2) 中間製品、最終品。

(3) 四捨五入のため合計は計数の和と必ずしも一致しない。

次の表は、2020年から2024年までの各年のオーストリアの輸出入の地域別構成を示したものである。

地域別輸出入 ⁽¹⁾						
(単位：百万ユーロ)						
	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2024年割合 (%)
輸出 (F.O.B.)						
EU諸国 ⁽²⁾						
ドイツ	43,431	49,925	58,012	58,444	56,759	29.7
イタリア	8,823	11,211	13,244	12,309	11,701	6.1
チェコ共和国	5,083	6,030	7,083	7,236	6,746	3.5
ハンガリー	4,948	6,134	7,734	7,258	6,845	3.6
その他のEU諸国	34,104	39,466	47,604	52,124	45,933	24.0
EU27か国合計	96,389	112,766	137,678	137,370	127,984	67.0
その他諸国						
英国	4,080	4,440	5,106	5,453	4,933	2.6
スイス	7,479	8,172	9,991	9,957	9,476	5.0
ロシア連邦	2,118	1,998	1,838	1,297	992	0.5
その他東ヨーロッパ 諸国 ⁽³⁾	2,050	2,479	2,671	2,918	3,069	1.6
アメリカ合衆国	9,297	11,100	12,913	14,739	16,228	8.5
日本	1,522	1,704	1,787	1,783	1,582	0.8
中国	3,915	4,821	5,262	5,073	5,303	2.8
その他のすべての国	15,715	18,106	21,435	22,166	21,437	11.2
輸出合計 ⁽⁴⁾	142,566	165,586	194,679	200,755	191,004	100.0
輸入 (C.I.F.)						
EU諸国 ⁽²⁾						
ドイツ	50,515	59,150	69,022	64,705	61,209	32.3
イタリア	9,119	11,571	13,437	13,010	12,266	6.5
チェコ共和国	6,014	7,762	9,819	8,404	8,146	4.3
ハンガリー	3,872	4,684	5,348	5,037	4,773	2.5
その他のEU諸国	29,246	35,770	42,614	40,197	39,406	20.8
EU27か国合計	98,766	118,937	140,240	131,353	125,801	66.5
その他諸国						
英国	2,144	2,779	3,495	3,070	2,331	1.2
スイス	7,617	9,726	10,026	10,259	7,110	3.8
ロシア連邦	2,171	4,670	8,250	4,092	2,426	1.3
その他東ヨーロッパ 諸国 ⁽³⁾	2,211	2,745	3,290	2,992	2,828	1.5
アメリカ合衆国	5,259	5,700	7,257	7,931	7,724	4.1
日本	2,050	2,243	2,521	2,813	2,488	1.3
中国	10,187	13,106	17,453	15,116	15,500	8.2
その他のすべての国	14,016	18,541	22,742	25,152	23,055	12.2
輸入合計 ⁽⁴⁾	144,421	178,446	215,273	202,777	189,264	100.0

資料出所：オーストリア統計局、WDS-WIFO（オーストリア経済調査研究所）データシステム、Macrobond

注(1) 財貨の移動に基づく。

- (2) EU諸国は、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、クロアチア、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、オランダ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロバキア共和国、スロベニア、スペイン及びスウェーデンから構成されている。
- (3) アルバニア、ベラルーシ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、コソボ、マケドニア、モルドバ、モンテネグロ、セルビア及びウクライナ。
- (4) 四捨五入のため合計は計数の和と必ずしも一致しない。

b) 国際収支

以下の表は、2020年から2024年のオーストリアの諸外国との国際収支及びオーストリア共和国の中央銀行であるオーストリア国立銀行（OeNB）の公的外貨準備高を示す。

国際収支⁽¹⁾

(単位：百万ユーロ)

	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
経常収支	12,805	7,048	-3,862	6,345	11,665
貿易収支	4,461	49	-8,770	4,005	7,901
輸出	139,300	167,841	198,489	197,588	189,483
輸入	134,839	167,792	207,259	193,583	181,582
サービス収支	7,926	3,155	6,246	5,504	5,853
輸出	56,948	60,166	78,850	83,536	87,133
輸入	49,020	57,010	72,605	78,032	81,279
第一次所得収支	4,185	6,700	2,015	193	1,610
第二次所得収支	-3,767	-2,857	-3,353	-3,356	-3,699
資本収支	-296	162	-227	2,047	-964
金融収支	7,960	4,600	-8,831	5,061	7,688
直接投資	12,180	8,574	88	5,043	1,355
証券投資	-12,819	12,293	1,064	-14,323	-24,868
その他投資 ⁽²⁾	6,012	-20,990	-11,497	17,517	32,555
金融派生商品	1,105	569	943	818	-1,023
外貨準備	1,484	4,152	572	-3,993	-332
誤差・脱漏	-4,548	-2,612	-4,743	-3,333	-3,012

資料出所：オーストリア国立銀行

注(1) 新表示制度BPM6（国際収支マニュアル第6版）。四捨五入のため、合計は計数の和と必ずしも一致しない。

(2) 通貨及び預金、融資、貿易借款、SDR割当てなど。

経常収支は、2022年に20年ぶりの赤字（39億ユーロ、GDPのマイナス0.9%）を記録し、2023年に回復基調（63億ユーロ増）の後、2024年には117億ユーロ（GDPの2.4%）の大きな黒字となった。経常収支の大きな黒字は、79億ユーロの黒字となった物品貿易に起因する。国内の需要減により、物品の輸入コストは6.2%減少した。旅行の純収益は低迷し、純額で86億ユーロ増の寄与となった。オーストリアの外国人観光客からの収入は243億ユーロに達し、2023年より約6.3%増加した。2024年度の金融収支は、主にオーストリアからの純資金流出によって牽引された。ポートフォリオ投資は引き続き純流入を記録した。直接投資は金融収支に14億ユーロのプラスの寄与となった。オーストリアの投資家が外国の長期有価証券を46億ユーロのみ購入したのに対し、外国人投資家はオーストリアの有価証券を358億ユーロ購入した。その他投資流出は、2024年には326億ユーロへと好転したが、これは海外における現金及び預金の大幅な積み増し（298億ユーロ増）が要因であった。

c) 外国為替レート

1999年1月1日、オーストリアを含む欧州連合の参加加盟国の法定通貨としてユーロが発足した。以下の表は、表示期間のユーロと米ドルの為替レートの平均を示す。

ユーロの為替レート

年平均値

2020年	1.1422
2021年	1.1827
2022年	1.0530
2023年	1.0813
2024年	1.0824

月平均値

2025年1月	1.0354
2025年2月	1.0412
2025年3月	1.0806
2025年4月	1.1214
2025年5月	1.1278

資料出所：ブルームバーグ

ユーロの為替レートは、1ユーロ＝1.0956米ドルで2024年が始まり、1ユーロ＝1.0389米ドルで2024年を終了した。2024年中、ユーロは2024年12月31日に1ユーロ＝1.0389米ドルの最安値を、2024年9月30日に1ユーロ＝1.1196米ドルの最高値をつけた。

⑦ 通貨・金融制度

a) オーストリア国立銀行（オーストリア中央銀行）

以下の記述は、欧州連合設立条約（マーストリヒト条約）により修正された欧州共同体を設立する条約（以後、「EC条約」という。）及び欧州中央銀行制度法、欧州中央銀行法により定義された欧州中央銀行制度の一部としてのオーストリアの銀行制度の概要である。この制度の中でのオーストリアの中央銀行の役割は、オーストリア国立銀行法においても定められている。

オーストリア国立銀行は、1922年連邦法により設立されたオーストリアの中央銀行である。同行は株式会社であり、法により、オーストリア国立銀行の株式の100%がオーストリア共和国により所有されている。

オーストリア国立銀行は、14名のメンバーで構成される理事会により監督される。オーストリア国立銀行の理事長、副理事長、連邦政府が任命する6名及び株主総会で選任される6名のメンバーである。国立銀行法に従い、理事会のメンバーは銀行、工業、商業、中小企業及び農業並びに給与雇用者及び賃金労働者の代表を含む。オーストリア国立銀行の日々の業務は総裁、副総裁及びその他2名のメンバーで構成される運営委員会により運営される。

オーストリア共和国が資本の少なくとも50%の持分を保有する他の会社と同様、オーストリア国立銀行は会計検査院の監督を受ける。

欧州中央銀行制度：1999年1月1日にオーストリアが欧州通貨連合の最終段階に参加したことで、オーストリア国立銀行は欧州中央銀行制度（ESCB）の統合された一部になった。ESCBは、欧州中央銀行（ECB）と通貨統合に参加しているEU加盟国の各国中央銀行（NCBs）から構成され、単一の欧州金融政策を実施するために設立された。ESCBの第一の目標は価格安定の維持である。これに加えて、この目標をそこなうことなく、ESCBは参加各国の経済政策全般を支援する。基本的機能は、ユーロ圏内の金融政策の明確化及び実施、外国為替オペレーション実施、参加各国の公的外貨準備の維持及び管理、並びに決済制度の円滑な運用の促進である。ESCB内の意思決定プロセスは、ECBの意思決定機関、とりわけECBの政策委員会と理事会を通して集中化されている。

ECBの株主は加盟国のNCBsのみで構成される。各NCBsの資本株式はEUに対するそれぞれの加盟国の人口及びGDPの割合を基準とする。2023年12月31日現在、オーストリア国立銀行は、ECBの払込済資本金の2.4175%の割当てを負担する。

ECBを設立することにより、参加各国は金融政策に対する主権の一部を放棄した。しかし、NCBsはECBに移転されなかった機能を全て留保している。

ECBは、OeKBを含む参加している加盟国に設立された金融機関に、自国の中央銀行（すなわち、OeKBの場合はオーストリア国立銀行）の口座に最低責任準備金を維持するよう求めている。OeKBは当該ECB規則に従い、最低支払準備基準を計算する。ECBは準備率を随時変更できる。ECBの最低準備制度に従ったその他機関への負債並びにECB及び中央銀行への負債は、準備率の基準に含まれていない。

単一監督メカニズム（SSM）：ECBは新たな銀行監督任務を単一監督メカニズムの一部として引き受けた。SSMは、ECB及び参加するEU諸国の各国の所轄官庁から成る新金融監督制度を創設した。これらのEU諸国の中には、ユーロを通貨とする国及び通貨がユーロではないがSSMと密接な協力関係にある国を含む。金融機関の健全性監督に関連する特定任務は、欧州連合の機能に関する条約の第127(6)条に基づきECBに与えられた。SSMの主たる目的はヨーロッパの銀行制度の安全性及び健全性を確保し、ヨーロッパ内の金融統合及び安定性を強化することである。ECBは単一監督メカニズムの効果的及び持続的な機能に責任があり、参加するEU諸国の各国の所轄官庁と協力する。ECBは2014年11月（監督者創設の規則発効から12か月後）にその新銀行監督責任を継承した。

b) 銀行制度

2024年12月31日現在、オーストリアには458の独立銀行（いわゆる金融機関）があり、これらの銀行は法的な位置付けにより、以下の7部門に分類できる。

- ・ 株式会社組織の銀行及びプライベートバンク36行、
- ・ 貯蓄銀行49行、
- ・ 地域抵当銀行6行、
- ・ 地方信用組合284行、
- ・ 商業協同組合銀行9行、
- ・ 住宅建築融資組合4行、
- ・ 特殊銀行53行、
- ・ 外国銀行の17支店。

2024年中、オーストリアの金融機関の数は472行から458行へと14行減少した。この動きは、より大きくより競争力のある単位を作るために、小銀行、主に信用組合（ライフアイゼンバンケン）の合併により推進された。この合併の過程は継続しており、2025年中の銀行数の更なる減少につながるであろう。

別途記載しない限り、本項のデータは、外国資本下にあるものを含めて、オーストリアを本拠地とする全ての金融機関について言及する。

営業活動及び収益状況：オーストリアを本拠地とする金融機関のレバレッジ比率は2024年に9.7%から9.9%の水準へと増加した。オーストリアの銀行による非銀行部門への全体的な貸付けは、国内非金融会社への貸付けが0.8%増加し、家計への貸付けが1.0%減少したことにより、同期間中に0.1%減少した。一般政府貸付けは2023年と比較して2024年は8.8%減少した。

2024年、オーストリアを本拠地とする全金融機関の営業利益総額は、2023年と比較してわずかに0.3%増加した。金融取引収支は増加し（55.1%増）、利息収入はわずかに増加（1.8%増）したが、他方手数料収入（0.6%増）はほぼ横ばいであった。さらに2024年には証券及び出資持分（12.6%増）の増加があり、営業収益はわずかに1.0%増加した。一方、営業費用は0.4%のみの増加であった。この結果、費用/収入比率は46.0%へと低下した。オーストリアの6つの銀行（アディコ・バンク、エアステ・グループ、BAWAG P.S.K.、フォルクスバンク・ウィーンAG、ライフアイゼン・バンク・インターナショナル並びにライフアイゼン・ランドスバンク1行）は単一監督メカニズム（SSM）のもとで監督されている。

欧州周辺諸国並びに東欧地域・諸国に対する融資残高

2023年12月現在、オーストリアが過半数を所有する銀行の中欧、東欧及び南東ヨーロッパ（CESEE）地域に対するエクスポージャーは大きく、総資産は2,880億ユーロに達している。これは、2022年12月31日現在と比較して50億ユーロの若干の減少であり、オーストリアの銀行部門の総資産の約24%に相当する。このエクスポージャーの大部分（約83%）は欧州連合内にある。最も重要な子会社はチェコ及びスロバキアに所在し、これらを合わせると、CESEE地域におけるオーストリアの銀行のEU総資産の約64%を占めている。

c) 金融政策

価格安定の維持という使命を達成するために、EC条約はユーロ制度（ECB及びユーロを採用した加盟国のNCBsを指す。）に機関の独立性をかなりの程度認めており、透明性及び責任に関する広範な義務により補足されている。

1998年10月に発表され、ユーロが導入されてから4年半の2003年5月に徹底的に評価が行われたユーロ制度の安定志向の通貨政策は、3つの主要な要素により成り立つ。すなわち、価格安定の量的定義、価格の動きの見通しの幅広い評価、及び価格安定リスク評価における貨幣の顕著な役割である。後の2つの要素はまた、通貨政策の決定が基準とすべき包括的な分析を構成する「2つの柱」と呼ばれる。経済分析は価格安定に対する中短期リスクを特定するが、貨幣分析はインフレにおける中長期傾向を評価するのに役立つはずである。

ユーロ制度は流動性を管理するため自由に使える多様な金融政策手段を持つ。ユーロ制度の不可分の一部としてオーストリア国立銀行の主要任務の1つはオーストリア国内で金融政策を遂行することである。

ユーロマネー市場は、TARGET（Trans-European Automated Real-time Gross settlement Express Transfer）システム決済制度が重要な役割を果たしているが、ますます効率的な営業を継続して行っている。境界を越える取引数がユーロ圏発足前よりかなり増加しており、入札オペの最低貸付レートと少なくとも同程度の条件で無担保セグメントにおいて流動性を確保するために努力を要する銀行もあった。

直近の2024年のメンテナンス期間（2024年10月23日から2024年12月17日まで）時点で、ユーロ圏の支払準備全体に占めるオーストリアの割合は、およそ2.9%であった。銀行の負債ベースに適用される最低準備率は、2024年に変わらずに1%であった。2024年中、支払準備は2024年の直近のメンテナンス期間に約47億ユーロから48億ユーロへとわずかに増加した。2022年12月20日まで、最低準備高はユーロ制度が主要リファイナンス・オペレーションに課する限界率を基準に利息が発生した。2022年12月21日から2023年9月19日まで、最低準備金はユーロシステムの預金ファシリティの金利で支払われる。2023年9月20日以降、最低準備金の報酬は0%に設定されている。

ECBはユーロ圏内の銀行券発行に関する独占的権限を有する。オーストリアが欧州経済通貨同盟に加盟して以来、0eNBは、ECBが決定ECB/2010/29に従って算出した銀行券流通数のデータを公表している。この計算によると、2024年12月31日現在、オーストリアで流通している銀行券は418億6,100万ユーロである。

⑧ 財政

a) 連邦予算

2009年以来、連邦レベルでの年間予算編成プロセスは2つの部分に分かれる。春の中期歳出枠組み（「MTEF」）の作成及びMTFEに基づく秋の予算である。

MTEFは連邦政府のみに関するものであり、予算戦略報告書の提示を伴うが、予算の安定性を向上させるために2009年1月に導入された。新規則のもとで、議会は、5つの主要予算項目について名目価値での拘束力ある歳出上限を定める4か年計画を採用する義務がある。毎年春に、議会は4年計画を1年間進める。歳出の上限は固定されるか、弾力的である。弾力的な歳出上限は景気循環の変動にさらされる分野、例えば社会保障関係費に利用される。上限はまた、項目の副レベル、すなわち「チャプター」でも定められるが、これらは翌年度のみを拘束し、その後の3年については指標に過ぎない。MTFEは政府が定める優先事項及び予算目標の立案、実施及び管理の基礎となることを目的とする。年間予算については、チャプターごとの幅広い歳出分類が各歳出予算勘定に細分化されなければならない。固定された歳出項目はMTFEに一致することが求められ、変動する歳出項目の予算額は現在の経済予測に基づき決定される。上限からの逸脱は、既存の準備金及び追加歳入の金額の限度においてのみ許される。各省庁にとり、年度末の未使用の歳出予算は準備金として積み立てられ、これにより資源のより効率的な利用が促される。MTFE及び年次予算の双方が議会の承認を受けなければならない。予算の予想資金又はMTFEの固定の歳出上限が十分でない場合、それぞれ予算法又はMTFEの改正が議会で承認される必要がある。予算赤字は国内又は海外からの政府借入でまかなわれる。

連邦憲法に従い、会計検査院（Rechnungshof、オーストリア監査院）は連邦政府及び諸州の財政管理及び年次財務書類の監査を委任されている。会計検査院は行政機構からは独立しており、下院の直接の監督下にある。会計検査院は、毎年下院に提出される予算結果報告の編集、借入れ債務の契約締結補助（連邦の債務書類は会計検査院長官により副署されなければならない。）、歳出管理の統制及び特定の政令の公布補助につき責任がある。

連邦予算の数字は現金ベースで提示され、オーストリアの政府部門の一部のみを対象とする。オーストリアの財政状態の国際比較及び評価のために、「一般政府部門」の予算の数字は国民所得計算の発生主義に従って、作成されなければならない。連邦予算に加えて、マーストリヒト条約及び2010年版欧州国民経済計算体系（ESA2010）において定義される「一般政府部門」は、州政府（Länder）、地方当局（Gemeinden）及び社会保障部門も含む。

EU安定・成長協定に基づく赤字制限及び過剰赤字手続き

欧州連合の予算規律を継続的に確保するために、加盟国は、1992年にマーストリヒト条約（「本条約」）並びに1997年に「安定・成長協定（「本協定」）」の主要項目につき合意した。

本条約に基づき、加盟国のGDPに対する政府債務総額の比率は前会計年度末現在で60%を超えてはならない。債務比率がGDPの60%を超えるが、債務比率と60%の基準価値の差が平均で毎年20分の1ずつ削減される場合、財政上の要件は満たされていると考える。20分の1の債務削減規則は、金融危機による債務の影響又は他の加盟国への危機支援により発生した債務などの偶発的な措置が、20分の1の削減の評価が適用される前に差し引かれるように設計されている。

本協定は2013年に最終の改正がなされたが、これに基づき、加盟国は国家財政の長期的安定を確保し、欧州連合の機能に関する条約（「TFEU」）に基づくGDP比3%の参考価値を超える政府赤字のリスクを最小化するために、中期予算目標に向かい、着実に実行しなければならない。TFEU及び本協定に基づき、一般政府赤字が参考価値であるGDP比3%を超える加盟国、又は一般政府赤字がGDPの60%を超えていて、かつ満足できる速度で十分に削減しGDPの60%に近づいていない場合、債務要件を遵守していない加盟国は、過剰赤字手続き（「EDP」）に従わなければならない。EDPにもとづき、経済相・大蔵相理事会（「Ecofin理事会」）が過剰赤字が存在するかにつき決定する。Ecofin理事会は加盟国の経済及び財務担当大臣で構成される。過剰赤字が存在すると決定された場合、Ecofin 理事会は、欧州委員会の勧告に基づき、過剰赤字の是正を目的とした是正策を勧告し、加盟国が行う是正措置を検討する。通貨がユーロである加盟国においては、本協定は一連の財政制裁措置を考慮する。過剰赤字が存在すると決定された際に、これらの加盟国は前年度の国のGDPの0.2%以下の無利息預金の提供を求められる可能性がある。Ecofin 理事会が、加盟国の是正措置を検討した後で、過剰赤字の是正のために有効な措置が取られていないと決定する場合、預金を前年度の国のGDPの0.2%以下の過剰に充当することができる。Ecofin 理事会はこれらの決定を反対の特定多数決ルールを用いて決定する。すなわち、Ecofin 理事会が特定多数決をもって委員会の勧告を拒否する決定をしない限り、経済制裁に関する委員会の勧告が採択される。「その他の関連要因」もまた、過剰赤字（赤字及び/又は債務基準の違反）の存否の決定につながる手順において考慮される。例えば、激しい経済の低迷又は加盟国の制御できない異常な外部事象の結果の逸脱である場合、逸脱が中期的な財政状態の持続性を危険に晒さない限り、EDPの発動が回避される可能性がある。EDPの対象ではないこれらの加盟国は、本協定のいわゆる予防手段を着実に実行する必要がある。本協定の予防手段は、通常の経済状態の期間における加盟国の財政計画及び方針（中期予算目標及び歳出ベンチマーク）にパラメーターを設定することにより中期的に健全な予算方針を確保することを目指す。これには、景気循環の上昇及び下降を考慮する。

欧州ソブリン債務危機への対応

ユーロ圏のソブリン債市場の安定を守るため、ユーロ圏加盟国は2010年に暫定的な欧州金融安定ファシリティー（EFSF）を設立し、その後2012年には恒久的な欧州安定メカニズム（ESM）を設立した。2024年12月31日現在、ギリシャの他のユーロ圏加盟国に対する二国間ローン残高は11億6,000万ユーロ、欧州金融安定ファシリティー（EFSF）に対するローン残高は1,292億ユーロ、欧州安定メカニズム（ESM）に対するローン残高は599億ユーロであった。アイルランドのEFSFに対するローン残高は184億1,000万ユーロであった。ポルトガルのEFSFに対するローン残高は253億3,000万ユーロ、キプロスのESMに対するローン残高は63億ユーロであった。スペインのESMに対する融資残高は164億ユーロであった。

2020年11月30日、包括的な構成によるユーログループ（すなわち、全EU加盟国の経済・財務相）は、経済通貨同盟及び欧州銀行同盟の強化を目的としたESM改革に合意した。この改革の目的は、ESMツールキットをさらに発展させ、財政支援プログラムの設計、交渉、モニタリングにおけるESMの役割を強化することである。また、単一破綻処理基金（SRF）に対して、ESMからのクレジットラインの形で共通の緊急対策を構築し、銀行同盟における銀行整理のための金融セーフティ・ネットを提供することで、金融安定の保護に役立てる。共通の緊急対策は、直接増資手段に代わるものとなる。直接増資手段は、現在、最後の手段として、ESMが特定の状況下で、システミックで実行可能なユーロ圏の金融機関に資本注入することを可能にするものである。これらの変更は、ユーロ圏の強靱性及び危機解決能力を強化することを目的とする。2023年度末現在、ESM条約の改正協定はまだ発効していない。

クロアチアは2023年1月1日付でユーロを採択し、その後ESMの加盟国となった。

連邦会計及び予算

下記の連邦会計は、2020年度から2023年度については会計検査院の監査及び下院の承認を受けている。2024年度及び2025年度の会計は連邦予算案である。

2020年から2025年度の予算に関する詳細は、下記「c）歳入及び歳出」を参照のこと。

要約歳入及び歳出表

	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年 ⁽¹⁾	2025年 ⁽¹⁾
	(単位：百万ユーロ)					
I. 一般会計						
連邦政府歳入：						
公租公課合計（総額）	81,808	95,684	105,167	109,100	112,886	115,950
控除：州、地方公共団体及び 基金に対する移転	(30,045)	(33,269)	(39,533)	(39,581)	(39,932)	(40,988)
EU予算への移転	(3,478)	(3,561)	(3,406)	(3,600)	(2,937)	(3,200)
公租公課合計 （純額）	48,285	58,854	62,228	65,920	70,017	71,762
その他の源泉	29,750	30,336	28,399	32,169	31,551	33,339
歳入総計	77,855	89,190	90,627	98,088	101,568	105,101
歳出総計	100,334	107,139	111,389	115,198	120,687	123,233
（予算赤字）/予算黒字－公債償 還額控除後	(22,480)	(17,949)	(20,762)	(17,110)	(19,119)	(18,132)
（予算赤字）/予算黒字－純額、 GDP比率	(6.0%)	(4.4%)	(4.1%)	(2.9%)	(3.2%)	(2.8%)
国民所得概要説明による一般政 府(赤字)/黒字（「マーストリヒ ト」(赤字)/黒字） （GDP比率）	(8.9%)	(5.8%)	(3.5%)	(2.9%)	(4.7%)	(4.5%)
国民所得概要説明による中央政 府(赤字)黒字/（「マーストリヒ ト」(赤字)/黒字） （GDP比率）	(7.8%)	(5.2%)	(3.8%)	(2.5%)	(3.5%)	(2.7%)
II. 財務会計						
歳出	131,860	128,194	120,354	150,283	191,452	221,498
歳入	154,339	146,143	141,116	167,393	210,572	239,631
（赤字）/黒字	22,480	17,949	20,762	17,110	19,119	18,132

資料出所：連邦大蔵省

四捨五入のため合計は計数の和と必ずしも一致しない。

注(1) 連邦予算案。

2013年1月1日に、2013年連邦予算改革が施行された。この改革の主要な要素は以下のとおりである：業績重視（投入重視に代わり）の予算編成、省庁及び予算管理主体の説明責任の向上、グローバル予算及び詳細予算の実施による構造の改善、並びに以前の政府会計制度に代わる資本財政会計、損益計算書及び資本会計を含む新会計制度。

b) 税制

共和国が課税する主な税としては、個人所得税（給与賃金税を含む。）、法人税及び付加価値税がある。

個人所得税は累進税であり、1,000,000ユーロを超える課税所得に対する最高限界税率は55%である。被雇用者については、この最高限界税率は年収の6分の1の法定所得控除により軽減される。法人税については一律25%の税率が適用される。付加価値税は、一般付加価値税率は20%であり、主に食品、家賃、旅客輸送、書籍、新聞及び一定のサービスに適用される軽減付加価値税率は13%及び10%である。

オーストリア法によれば、連邦政府によって徴収された税金の一定部分は、歳入分配計画に従って、州やその他の地方公共団体に配分されることになっている。配分額、対象となる税目並びに各州及び他の地方公共団体間における配分基準については、連邦政府その他の行政機関の間で定期的に交渉がもたれている。直近の2024年の合意は2025年から2029年までを対象とする。

オーストリアは米国を含む、世界中の多数の国と租税条約を締結している。

c) 歳入及び歳出

以下の表は、表示された各年度の歳入及び歳出を示したものである。

	歳入					
	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年 ⁽¹⁾	2025年 ⁽¹⁾
	(単位：百万ユーロ)					
公租公課合計（総額）	81,808	95,684	105,167	109,100	112,886	115,950
個人所得税	2,982	4,473	5,867	3,500	5,006	4,500
賃金税	27,255	30,096	31,421	33,500	36,214	37,200
利子源泉税	2,580	4,217	4,336	5,050	5,635	5,500
法人所得税	6,334	9,821	13,625	13,500	12,658	12,500
取引高税	27,563	30,648	35,397	37,000	38,628	40,100
原油税	3,778	3,968	4,133	4,000	3,804	3,700
その他の税金	11,316	12,461	10,388	11,550	10,941	12,450
控除：州、地方公共団体及び基金 に対する移転	(30,045)	(33,269)	(39,533)	(39,581)	(39,932)	(40,988)
EUへの移転	(3,478)	(3,561)	(3,406)	(3,600)	(2,937)	(3,200)
公租公課合計（純額）	48,285	58,854	62,228	65,920	70,017	71,762
その他源泉	29,570	30,336	28,399	32,169	31,551	33,339
連邦歳入総計	77,855	89,190	90,627	98,088	101,568	105,101

資料出所：連邦大蔵省

四捨五入のため合計は計数の和と必ずしも一致しない。

注(1) 連邦予算案。

I. 一般会計	2020年	2021年	歳出			
			2022年	2023年	2024年 ⁽¹⁾	2025年 ⁽¹⁾
			(単位：百万ユーロ)			
連邦政府：						
大統領府	9	10	10	12	12	13
連邦立法府	252	320	325	321	313	285
憲法裁判所	17	18	17	19	20	21
行政裁判所	22	22	22	24	26	28
検察庁	12	13	14	15	16	16
会計監査院	35	37	37	42	46	49
首相府	434	481	535	555	961	626
内務	2,956	3,182	3,295	3,650	4,010	4,155
外交	521	541	626	636	643	656
法務	1,773	1,775	1,852	2,087	2,321	2,403
軍務及び運動競技	3,208	3,420	3,029	3,632	4,326	4,825
財政	1,177	1,097	1,374	1,723	1,554	1,556
保護施設/移民	381	358	582	1,055	629	695
年金	10,656	12,185	12,664	13,950	12,658	13,428
州・地方公共団体に 対する交付金	1,396	1,803	2,753	2,003	3,406	3,908
連邦財産	9,305	11,686	6,915	5,485	2,398	1,538
金融市場安定化	26	27	1,026	146	135	0
財務	56	69	61	0	0	0
公債元利金支払 (スワップを含む)	3,675	3,221	6,021	8,680	7,365	8,384
雇用	15,831	13,762	9,719	9,271	10,181	10,344
社会問題・ 消費者保護	3,940	3,986	4,065	5,038	5,790	5,800
社会保障	10,100	10,346	10,733	11,533	17,357	19,447
保健	1,791	5,045	5,655	2,856	2,951	2,840
青少年・家族	8,068	7,654	8,123	8,123	8,747	8,992
商業（調査研究）	110	93	119	282	222	229
経済	1,770	2,179	1,358	3,521	2,002	1,366
教育、芸術・文化	9,891	10,313	10,564	11,857	12,247	12,666
科学	4,875	5,044	5,370	5,939	6,557	7,273
運輸、革新、技術 (調査研究)	517	441	561	624	540	627
運輸、革新、技術	4,292	4,343	4,708	5,494	5,357	6,030
農林及び水資源	2,902	3,214	3,052	2,945	3,012	2,840
環境	336	454	8,527	3,663	4,884	2,193
連邦歳出総計	100,334	107,139	111,389	115,198	120,687	123,233
(純赤字)/純黒字	(22,480)	(17,949)	(20,762)	(17,110)	(19,119)	(18,132)
II. 財務会計						
歳出	131,860	128,194	120,354	150,283	191,452	221,498
歳入	154,339	146,143	141,116	167,393	210,572	239,631
(赤字)/黒字	22,480	17,949	20,762	17,110	19,119	18,132

資料出所：連邦大蔵省

四捨五入のため合計は計数の和と必ずしも一致しない。

注(1) 連邦予算案。

歳出額と歳入額の差異（赤字）は、それぞれの会計年度の連邦予算法に承認された権限に基づく借入金及び前会計年度末の利用可能資金の残高の利用により賄われる。

⑨ 公債

a) 国内債務及び外国債務の概要

直接債務

次の表は、2024年12月31日における共和国の直接国内債務及び外国債務（債券及び借款）の債務残高並びに2024年に共和国が支払った利息を示すものである。

	2024年12月31日現在の 債務残高	(単位：百万ユーロ) 2024年に支払った利息
国内：		
債券	299,752	4,902
その他の債務	12,475	204
合計	312,227	5,106
自己債券保有	(12,975)	
合計	299,252	
外国：	0	0
合計	0	0
自己債券保有	0	
合計	0	
直接債務合計	312,227	5,106
自己債券保有	(12,975)	
総計	299,252	

資料出所：オーストリア・トレジャリー（オーストリア債務管理機関）

次の表は表示した各年度の12月31日現在における共和国の直接債務の債務残高合計を示したものである。

	(単位：百万ユーロ)					
	12月31日					
	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年 (スワップ 後)	2024年 (スワップ 前)
国内債務	250,289	266,292	283,129	294,813	312,227	307,161
外国債務 ⁽¹⁾	0	0	0	0	0	5,251
合計	250,289	266,292	283,129	294,813	312,227	312,412
自己債券保有	(12,317)	(12,726)	(12,239)	(11,560)	(12,975)	(12,975)
総計	237,972	253,566	270,890	283,252	299,252	299,436

資料出所：オーストリア・トレジャリー（オーストリア債務管理機関）

注(1)表示した各年度の12月31日現在の為替レートをもってユーロに換算されている。

保証債務

共和国は公的機関、共和国が持分を有する企業の債務並びに輸出保証法及び輸出金融保証法に基づく他の債務に対して、その元利金の支払保証を行っている。次の表は表示した各年度の12月31日現在の共和国の保証債務の元本残高を示したものである。

	(単位：百万ユーロ)				
	12月31日現在				
	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
国内債務	76,449	73,361	71,248	68,619	65,432
外国債務 ⁽¹⁾	24,433	26,663	24,548	24,026	27,140
保証債務合計 ⁽²⁾	100,882	100,024	95,796	92,645	92,572

資料出所：連邦大蔵省

注(1) 表示した各年度の12月31日現在の為替レートをもってユーロに換算されている。

(2) さらに、法律により、共和国はオーストリア郵便貯金銀行が2000年12月31日までに引受けたすべての債務につき責任を有しており、かかる債務は2024年12月31日現在、4億2,000万ユーロであった。

2024年12月31日現在における国内保証債務

(単位：百万ユーロ)	
借り手	金額
輸出保証 ⁽¹⁾	
輸出保証法 ⁽²⁾	26,090.99
輸出金融保証法	1,580.00
輸送及びインフラストラクチャー	
ASFINAG	7,600.00
オーストリア鉄道 (ÖBB)	7,212.83
鉄道インフラストラクチャー・サービス会社 (SCHIG)	0.94
オーストリア金融市場	
ケルンテン保証法	1,520.58
国際収支安定化法 (ZaBiStaG)	
欧州金融安定ファシリティ (EFSF)	8,897.58
マクロ財政援助 (ウクライナ)	101.89
1988年貨幣鑄造法	5,673.92
経済開発促進	
オーストリア経済サービスGesmbH (AWS)	1,874.79
オーストリア旅行開発銀行 (ÖHT)	306.43
オーストリア調査促進公団 (FFG)	85.00
COVID-19他負債	
オーストリア経済サービスGesmbH (AWS)	1,761.69
オーストリア旅行開発銀行 (ÖHT)	289.57
失業リスク軽減 (SURE)	717.22
汎欧州保証基金	632.35
その他負債	
連邦美術館への貸付	873.19
1999年原子力賠償責任法	121.80
欧州投資銀行 (EIB)	90.76
計 ⁽³⁾	65,431.53

注(1) 輸出保証法及び輸出金融保証法に基づきオーストリア共和国が発行する保証は、オーストリア輸出銀行（オーストリアの輸出信用の代理人）の貸借対照表の資産サイド及び負債サイドを対象とする。貸借対照表の両サイドを参照する保証の支払の可能性は非常に低い。したがって、経済的アプローチに従い、貸借対照表の両サイドに基づき利

用される金額は一度だけ数に入れる。この経済的アプローチに従い、輸出保証の保証債務は2024年12月31日現在、64億8,870万ユーロ（外国保証債務）及び260億9,099万ユーロ（国内保証債務）であった。

- (2) 輸出保証に基づき、確認済であるが未払いの共和国に対する支払い請求分を含む。
- (3) さらに、法律により、共和国はオーストリア郵便貯金銀行が2000年12月31日までに引受けたすべての債務につき責任を有しており、かかる債務は2024年12月31日現在、4億2,000万ユーロであった。

2024年12月31日現在における外国保証債務

(単位：百万ユーロ)

借り手	金額
輸出保証 ⁽¹⁾	
輸出保証法 ⁽²⁾	2,975.01
輸出金融保証法	23,293.99
輸送及びインフラストラクチャー	
オーストリア鉄道（ÖBB）	107.39
その他負債	
連邦美術館への貸付	764.07
計	27,140.46

注(1) 輸出保証法及び輸出金融保証法に基づきオーストリア共和国が発行する保証は、オーストリアの輸出信用の代理人）の貸借対照表の資産サイド及び負債サイドを対象とする。貸借対照表の両サイドを参照する保証の支払の可能性は非常に低い。したがって、経済的アプローチに従い、貸借対照表の両サイドに基づき利用される金額は一度だけ数に入れる。この経済的アプローチに従い、輸出保証の保証債務は2024年12月31日現在、64億8,870万ユーロ（外国保証債務）及び260億9,099万ユーロ（国内保証債務）であった。

- (2) 輸出保証に基づき、確認済であるが未払いの共和国に対する支払い請求分を含む。

b) 今後5年間の外国債務の元利金支払予定額

以下は、2024年12月31日現在のオーストリアの国内長期債務に関して、表示の期間に必要な元利金支払額を示す。

国内債務の元利金支払い

(単位：十億ユーロ)

	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年
利息	5.2	5.0	4.3	3.6	3.5
元金	43.5	28.6	22.5	21.6	21.6
合計	48.6	33.6	26.8	25.3	25.1

資料出所：オーストリア・トレジャリー（オーストリア債務管理機関）

2024年12月31日現在、通貨スワップの影響を考慮した後、未償還の外国長期債務はなかった。

c) 債務不履行の有無

共和国は常に、1945年以降に発行したすべての債務については、その元利金のすべてを、債権国の法定通貨をもって遅滞なく支払ってきた。また共和国はその戦前の外国債務の弁済については、戦後に締結した契約に基づき支払われるべきすべての金員の支払いを履行してきた。1945年以降、共和国が1964年オーストリア輸出振興法又はそれ以前の法令に基づき発行した輸出信用保証が付されている、オーストリアの輸出業者に対する外国業者の債務に関する支払いを除いては、共和国が保証したいかなる債務に関する支払いの履行も求められたことはない。